第6172号 本文

官報

法律

造幣局特別会計法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

昭和二十二年八月十一日
内閣総理大臣 片山 哲

法律第九十二号

造幣局特別会計法の一部を次のように改正する。

第一條中「作業上ノ收入」を「作業ノ收入（貴金屬ノ配給ニ關スル收入ヲ含ム）」に改め、「作業ノ費用」の下に「（貴金屬ノ配給ニ關スル費用ヲ含ム）」を加える。

第二條ノ二を第二條ノ四とする。

第二條ノ二 本會計ニ於テ貴金屬ノ配給上必要アルトキハ本會計ノ負擔ニ於テ一時借入金ヲ爲シ又ハ融通證券ヲ發行スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル一時借入金及融通證券ハ遲クトモ翌年度内ニ之ヲ償還スヘシ

第一項ノ規定ニ依ル一時借入金及融通證券ノ限度額ニ付テハ豫算ヲ以テ國會ノ議決ヲ經ヘシ

第二條ノ三 本會計ノ負擔ニ屬スル一時借入金又ハ融通證券ノ償還金及利子竝ニ融通證券ノ發行及償還ニ關スル諸費ノ支出ニ必要ナル金額ハ年度内ニ償還スル償還金ヲ除キ毎年度之ヲ國債整理基金特別會計ニ繰入ルヘシ

第九條 内閣ハ毎年度本會計ノ豫算ヲ作成シ一般會計ノ豫算ト共ニ之ヲ國會ニ提出スヘシ

附 則

この法律施行の期日は、政令でこれを定める。

大藏大臣 栗栖 赳夫
内閣総理大臣 片山 哲

省令

◎大藏省令第七十六号

明治四十三年大藏省令第十四号（税務署ニ於ケル歳入徴收官ノ設備スヘキ徴收簿ノ特例ニ關スル件）の一部を次のように改正する。

昭和二十二年八月十一日
大藏大臣 栗栖 赳夫

「明治三十一年大藏省訓令第十一号」を「昭和二十二年大藏省訓令特第一号」に改める。

◎司法省令第六十八号

司法事務局出張所ノ名称及登記管轄区域ニ関スル件の一部を次のように改正する。

昭和二十二年八月十一日
司法大臣 鈴木 義男

司法事務局出張所ノ名称及登記管轄区域ニ関スル件別表中、前橋司法事務局の部「本廳又ハ出張所」の欄中「新田」を「太田」に、「北甘樂」を「富岡」にそれぞれ改める。

附 則

この省令は、昭和二十二年八月十五日から、これを施行する。

◎司法省令第六十九号

前橋司法事務局及同事務局管内出張所ノ登記事務委任ノ件の一部を次のように改正する。

昭和二十二年八月十一日
司法大臣 鈴木 義男

第二條中「前橋司法事務局北甘樂出張所」を「前橋司法事務局富岡出張所」に改める。

附 則

この省令は、昭和二十二年八月十五日から、これを施行する。

◎司法省令第七十号

神戸司法事務局及同事務局管内出張所ノ登記事務委任ノ件の一部を次のように改正する。

昭和二十二年八月十一日
司法大臣 鈴木 義男

第一條に次の一項を加える。

神戸司法事務局平野出張所ノ管轄ニ屬スル登記事務（商業登記ノ事務ヲ除ク）ハ神戸司法事務局明石出張所ヲシテ之ヲ取扱ハシム

附 則

この省令は、昭和二十二年八月十五日から、これを施行する。

◎遞信省令第二十九号

郵便爲替規則等の一部を次のように改正する。

昭和二十二年八月十一日
遞信大臣 三木 武夫

第一條 郵便爲替規則の一部を次のように改正する。

第九條 郵便爲替ノ差出人郵便爲替金受領證書ノ提出又ハ呈示ヲ要スル場合ニ於テ之ヲ提出又ハ呈示シ能ハサルトキハ相当保証人ヲ立テ其ノ証明書ヲ差出スヘシ

前項ノ規定ハ郵便爲替ノ受取人郵便取立金ニ関スル郵便物受領証ノ呈示ヲ要スル場合ニ之ヲ準用ス

第十一條第一項第三号中「又ハ航空郵便」及び「又ハ航空料」を削り、第四号を次のように改める。

四 削除

第十二條第一項中「通常爲替証書」の下に「及通常爲替金受領証書」を加える。

第十五條第一項中「、速達郵便又は航空郵便」を「又ハ速達郵便」に改め、「此ノ場合ニ於テハ通常爲替証書受領証ヲ受取ルヘシ」を削る。

第十七條第一項中「正当差出人タルコトヲ証明シタル上」を削り、「請求スルコトヲ得」の下に「此ノ場合ニ於テハ通常爲替金受領証書ヲ呈示スヘシ」を加える。

第二十條第三項中但書を削る。

第二十七條第二項中「正当差出人タルコトヲ証明」を「通常爲替金受領証書ヲ呈示」に改める。

第三十條第一項中「宿所氏名ヲ記載シ調印ノ上之ヲ」を「記名調印シ通常爲替金受領証書ト共ニ」に改める。

第三十一條第三項中「記名調印シ」の下に「通常爲替金受領証書ト共ニ」を加える。

第四十三條中「小爲替証書」の下に「及小爲替金受領証書」を加える。

第四十五條中「小爲替証書ヲ郵便局ニ呈示シ正当差出人タルコトヲ証明シタル上」を「小爲替証書及小爲替金受領証書ヲ郵便局ニ呈示シ」に改める。

第五十一條第一項中「正当本人タルコトヲ証明シタル上之ヲ」を「郵便爲替金受領証書ト共ニ」に改める。

第二條 郵便振替貯金規則の一部を次のように改正する。

第十一條ノ二中第六号を削り、第七号を第六号とする。

第三十條ノ七 拂込人及加入者ハ通常拂込、通常振替又ハ通常現金拂込ノ請求ノ際拂込書又ハ拂出書ノ送達郵便ニ依ル送達ヲ郵便局ニ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ拂込書又ハ拂出書ノ各票ノ上部餘白ニ「速達送達」ノ文字ヲ朱記スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ料金トシテ一口ニ付郵便ノ速達料ニ相当スル金額ヲ拂込書ノ送達ニ在リテハ拂込ノ際郵便切手ヲ以テ当該拂込人ヨリ徴收シ拂出書ノ送達ニ在リテハ貯金拂出ノ際当該加入者ノ貯金ヨリ控除徴收ス

第三十條ノ八第一項中「又ハ航空郵便」を削り、『「通知書航空」、「証書速達」又ハ「証書航空」』を『「証書速達」』に改め、同條第三項中第二号を削り、第三号を第二号とし、以下順次一号宛繰上げる。

第三十條ノ九第一項中「若ハ航空郵便」、「航空郵便」及び『「日附受入済航空通知」』を削り、同條第二項中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第三十條ノ十中「、航空郵便」を削る。

附 則

この省令は、公布の日から、これを施行する。

告示

◎物價廳告示第四百六十八号

物價統制令第四條の規程によつて、省線列車内及び省営連絡船内で乗込販賣する場合のアイスキャンデイの販賣價格の統制額を、次のように指定する。

昭和二十二年八月十一日
物價廳長官 和田 博雄

一、販賣價格の統制額

種別	十二匁以上二十四匁未満のもの	二十四匁以上のもの
硫酸紙又はパラフイン紙等で包装したもの一箇につき	二円五〇	四円
経木又は厚紙製等の容器に入れたものの一箇につき	三円〇〇	五円

二、この價格に適用すべきアイスキャンデイとは、アイスマック、アイスケーキ及びアイスカクテルを含む。

三、この表の統制額は、省線列車及び省営連絡船内で運輸省の許可を受けた乗込販賣人の販賣するアイスキャンデイの統制額である。

◎物價廳告示第四百六十九号

昭和二十二年三月物價廳告示第九十八号（貨物自動車車体の統制額指定の件）を、次のように改正する。

昭和二十二年八月十一日
物價廳長官 和田 博雄

一、の末尾に次の項を加える。

二十二年式車体組合標準型

貨物自動車運轉台	三〇、五〇〇・〇〇円	三一、七〇〇・〇〇円
〃荷台	一七、五〇〇・〇〇	一八、五〇〇・〇〇

二、の末尾に次の項を加える。

二十二年式車体組合標準型

貨物自動車運轉台	二九、七〇〇・〇〇	三〇、八〇〇・〇〇
〃荷台	一一、八〇〇・〇〇	一七、八〇〇・〇〇

（ロ）の末尾に次の項を加える。

二十二年式車体組合標準型運轉台及び荷台の規格は、商工省機械局の定めた二十二年式車体組合標準型貨物自動車及び荷台の仕様書によるものとする。

◎物價廳告示第四百七十号

價格査定規則第十二條の規定によつて、同規則第四條の査定証紙のうち安全剃刃に貼付するものの様式を、次のように定める。

昭和二十二年八月十一日
物價廳長官 和田 博雄

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

本文

安全剃刀査定証紙（例）

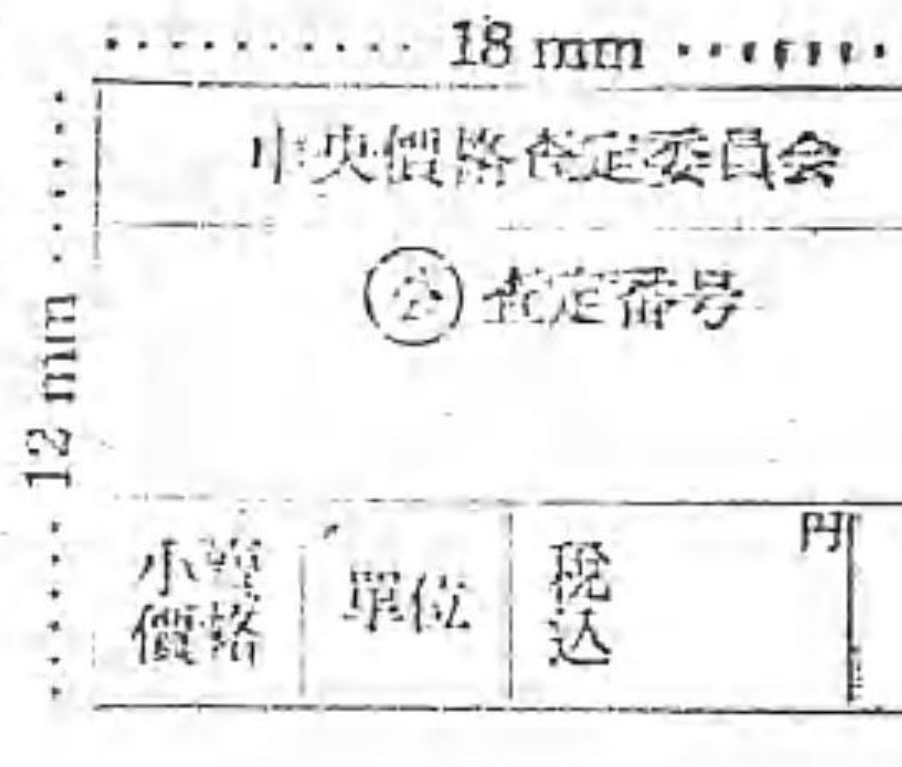

右様式以外の條件については、昭和二十二年四月九日物價廳告示第百四十八号の定むるところによる。

◎物價廳告示第四百七十一号

物價統制令第四條の規定によつて、亜炭コークスの販賣價格の統制額を次のように指定する。

昭和二十二年八月十一日　物價廳長官　和田　博雄

一、亜炭コークスの生産業者販賣價格の統制額（單位一トン）

（一）完成コークス

地区別	級別	一級	二級	三級
A	塊	三、三八〇円	二、八二〇円	二、四〇〇円
	粉	二、〇四〇	一、六九〇	一、四四〇
B	塊	三、六三〇	三、〇〇〇	二、五六〇
	粉	二、一七〇	一、八〇〇	一、五四〇
C	塊	四、一六〇	三、四三〇	二、九六〇
	粉	二、五〇〇	二、〇六〇	一、七五〇

（二）半成コークス

地区別	級別	一級	二級	三級
A	塊	二、一二〇	一、八五〇	一、六四〇
	粉	一、二六〇	一、二一〇	九九〇
B	塊	二、三五〇	一、九七〇	一、七五〇
	粉	一、三五〇	一、一八〇	一、〇五〇
C	塊	二、五八〇	二、三五〇	一、九九〇
	粉	一、五五〇	一、三三〇	一、一九〇

イ、本表の各級の規格は、別表(1)による。

ロ、ABCの地区は、別表(2)による。

ハ、塊はふるい目三分以上とし、粉はふるい目三分未満とする。

ニ、本表の統制額は、工場置場渡しの額である。

ホ、本表の統制額は、荷造費を含まない。

二、亜炭コークスの販賣業者販賣價格の統制額

一の統制額に左の割合を加算した額に包装荷造費及び輸送費を加算することが出來る。

卸賣業者　百分の五

小賣業者　卸賣業者の販賣價格の統制額の百分の十

別表(1)　亜炭コークス規格表

級別	完成コークス 灰分	完成コークス 発熱量	半成コークス 灰分	半成コークス 発熱量
一級	二〇%未満	六、〇〇〇カロリー以上	二〇%未満	五、〇〇〇カロリー以上
二級	三〇%〃	五、〇〇〇〃	三五%〃	四、〇〇〇〃
三級	三〇%以上	四、〇〇〇〃	三五%以上	三、〇〇〇〃

この規格において、亜炭コークスというのは、亜炭の乾溜生成物であつて、無水無灰物中揮発分二五%以下の物を完成コークスといい、四〇%以下の物を半成コークスという。

別表(2)

地区	府縣
A地区	青森縣、岩手縣、宮城縣、秋田縣、山形縣、福島縣、神奈川縣、千葉縣、岐阜縣、山口縣、徳島縣、宮崎縣
B地区	茨城縣、栃木縣、埼玉縣、新潟縣、富山縣、石川縣、愛知縣、岡山縣、島根縣、高知縣、福岡縣、大分縣、熊本縣
C地区	北海道、群馬縣、山梨縣、長野縣、福井縣、三重縣、大阪府、京都府、奈良縣、和歌山縣、滋賀縣、兵庫縣、廣島縣、香川縣

◎大藏省告示第百七十九号

割増金附貯蓄規則第四條の規定によつて、左の貯金の証書を指定する。

昭和二十二年八月十一日　大藏大臣　栗栖　赳夫

一、四國新生割増定期貯金証書
二、福岡縣福農定期貯金証書
三、鹿兒島縣新生定期貯金証書
四、大分縣災害復興定期貯金証書

◎文部省告示第百三十三号

大正十四年文部省令第三十号実業学校卒業程度検定規程により左の通第二十三回実業学校卒業程度検定を施行する。

昭和二十二年八月十一日　文部大臣　森戸　辰男

一、検定施行地及び学科

検定施行地	学科
北海道	機械、建築、電氣、工業化学、採鉱、土木、農業、商業
青森縣	機械、建築、電氣、商業
岩手縣	機械、建築、工業化学、土木、農業、商業
山形縣	機械、工業化学、土木、農業
福島縣	機械、工業化学、農業、商業
栃木縣	機械、建築、電氣、土木、農業、商業
群馬縣	機械、建築、電氣、土木、農業
千葉縣	機械、電氣、工業化学
東京都	機械、建築、電氣、工業化学、冶金、土木、農業、商業
神奈川縣	機械、電氣、工業化学、商業
石川縣	機械、建築、電氣、土木
長野縣	機械、建築、電氣、工業化学、土木、農業、商業
岐阜縣	機械、電氣、工業化学、土木
靜岡縣	機械、建築、電氣、土木、農業
京都府	機械、建築、電氣、工業化学、農業、商業
大阪府	機械、建築、電氣
兵庫縣	機械、建築、電氣、工業化学、土木、商業
島根縣	機械、建築、電氣、工業化学、土木、農業、商業
岡山縣	機械、電氣、農業、商業
山口縣	機械、工業化学、農業、商業
香川縣	機械、建築、電氣、農業、商業
福岡縣	機械、建築、電氣、工業化学、採鉱、冶金、土木、農業
佐賀縣	商業
長崎縣	機械、建築、電氣、工業化学
熊本縣	採鉱、冶金、土木、農業、商業
宮崎縣	機械、建築、電氣、工業化学、農業

二、出願期間及び手續　昭和二十二年九月一日から同十日迄（日曜日を除く。）

出願は右の期間中午前八時から午後四時迄（土曜日は正午迄）の間に受検地の地方廳に願書類を提出すること。

出願に関する書類は実業学校卒業程度検定規程所定の書式により調製し、その提出後は受検地を変更することが出來ない。

三、検定期日　十月九日から同十八日迄

四、右の手續その他に関しては受検地の地方廳若しくは文部省学校教育局高等教育課に問合せのこと。

◎農林省告示第百十七号

森林法により左の保安林を解除する。

昭和二十二年八月十一日　農林大臣　平野　力三

山形縣東田川郡東村大字田麦俣字一枚畑八九（但し八段五畝二一歩の内実測四段二六歩）九一及び九三（但し四段六畝二六歩の内実測一段四畝一八歩）同字岩石二八（但し九段一畝七歩の内実測一段六畝二一歩）及び二九（但し一町三段八畝一九歩の内実測一段三畝二七歩）

◎農林省告示第百十八号

森林法により左の保安林を解除する。

昭和二十二年八月十一日　農林大臣　平野　力三

長野縣上伊那郡美和村大字黒河内字ヲソバ沢二六一九ノ七九四、七九六、七八六、八一九、六六八、六四七、八〇一、六四九、六五〇、七六二、七六一、六六六、七〇四、七六七、七七八、七六九、七七六、七七〇、七七四、八〇〇、七八〇、八〇七、八〇八、七六五、八一一、六三〇、六九九、六六四、七〇二、七三五、七五〇、七五二、七五六、七九二、七九一、七三七、七四〇、七四二、七四六、七四七、七四八、七五四及び二六一九ノ六六二、同字ナガバサマ二五九四ノ二及び二五九八ノ二、同字バサキ二七八八ノ二、同伊那里村大字杉島字中掛一九八三ノ四、一九八四ノ三、一九八五ノ三、一九八六ノ四、一九八七ノ四、一九八九ノ四及び一九九〇ノ四、同字三ツ石上二〇一七ノ三、同字足平道下一九九一ノ三、同字岩入一六八〇ノ二、同下伊那郡木沢村字ヲチ山七〇四ノ九乃至七〇四ノ一一及び七〇四ノ一四、同上村字藤向九〇〇ノ五

◎農林省告示第百十九号

耕地整理法第三條ノ二但書の規定により、左の地域を指定する。

昭和二十二年八月十一日　農林大臣　平野　力三

埼玉縣川越市

大字川越二二三一、二二七九、二三三四、二三三九より二三四七まで、二三六二より二三六六まで、二三六八より二三七三まで、二三七八、二三八〇より二三八六まで、二五八八より二五九四まで

大字寺井一六〇より一六七まで、二一二より二二二まで、二二八、二二九、二四〇より二四九まで、二五〇、二五四、二六〇より二八六まで、二八八、二八九、二九一より二九九まで、三〇一、三〇七

大字東明寺五七、八六より一一九まで

大字松郷一二一〇、一二一五ノ一、一二一六ノ一、一二一七、一二一九、一二二六より一二三七まで、一三二九より一三三三まで

並同地区内の水路、道路の全部

◎農林省告示第百二十号

昭和二十二年一月農林省告示第十三号（米糠配給統制規則第二條の規定による搾油業者指定の件）の一部を次のように改正する。

昭和二十二年八月十一日　農林大臣　平野　力三

「群馬縣高崎市　群馬油脂工業株式会社」の次に「群馬縣前橋市　茂木慶太郎」を、「神奈川縣横浜市　神奈川縣糠油工業株式会社」の次に「神奈川縣川崎市　米山油脂工業株式会社」を、「新潟縣新潟市　松本利作（新潟油脂工業所）」の次に「新潟縣長岡市　松本利作（長岡油脂工業所）」及び「新潟縣中蒲原郡白根町　谷長作」を、「福井縣福井市　福井製油株式会社」の次に「山梨縣甲府市　武田醤油株式会社」を、「長野縣上伊那郡高遠町　上伊那糠油株式会社」の次に「長野縣東筑摩郡中川手村　株式会社明科製油所」を、「靜岡縣靜岡市　靜岡製油株式会社」の次に「靜岡縣沼津市　靜岡縣食糧營團（沼津搾油工場）」を、「京都府京都市　京都糠油株式会社」の次に「京都府福知山市　株式会社福知山油脂工業所」を、「山口縣防府市　山口縣食糧營團（防府工場）」の次に「山口縣下関市　山口縣食糧營團（下関工場）」を、「山口縣下関市　林圭介」の次に「徳島縣徳島市　徳島縣食糧營團（搾油工場）」を、「熊本縣熊本市　熊本搾油工業株式会社」の次に「熊本縣熊本市　肥後製蠟株式会社」を、「宮崎縣宮崎市　宮崎精糧株式会社」の次に「鹿兒島縣鹿兒島市　鹿兒島油脂工業株式会社」を加える。

◎商工省告示第四十三号

昭和二十一年五月商工省告示第六十二号（輸出絹織物検査所、支所及び出張所の名称及び位置に関する件）の一部を次のように改正する。

昭和二十二年八月十一日　商工大臣　水谷長三郎

「大阪市旭区今市町」を「大阪市西区富島」に改める。

◎運輸省告示第二百十七号

内海備讃瀬戸帆掛岩西方に、次の仮設標燈を仮設して、昭和二十二年七月十日から點燈を開始した。

昭和二十二年八月十一日　運輸大臣　苫米地義三

名稱	帆掛岩仮設燈標
位置	備讃瀬戸帆掛岩西方七五米
經緯度	東經 一三三度五八分〇〇秒 北緯 三四度二六分三〇秒
塗色及び構造	紅色、截頭円錐形、上部櫓型鉄造
燈質	閃白光毎五秒一閃光 アセチレン瓦斯燈
明弧	全度
燈高（水面上）	三・三米
光力	六〇燭光
光達距離	七浬
記事	水深八米

◎逓信省告示第二百五十七号

昭和十七年十一月逓信省告示第千四百七十五号「電氣通信工事局ノ名称、位置及受持区域ノ件」別表中次のように改正する。

昭和二十二年八月十一日　逓信大臣　三木　武夫

一、旭川電氣通信工事局の項受持区域の欄を次のように改める。

石狩國ノ内　旭川市、雨龍郡、上川郡

天塩國ノ内　増毛郡、留萌郡、苫前郡、中川郡美深町

二、北見電氣通信工事局の項の次に次のように加える。

稚内電氣通信工事局	北海道宗谷郡稚内町	北見國ノ内　宗谷郡、枝幸郡、利尻郡、礼文郡 天塩國ノ内　天塩郡、中川郡（美深町ヲ除ク）

正誤

七月十六日物價廳告示第四百二号中一の部Cの行「四〇〇」は「四三〇」二の部（八）の部初行「発駅貨車乘り渡し」は「発駅貨車乘り渡し（鉄道用向）」四の部初行「生産業者」は「生産業者以外の者」のいずれも誤り。

総理廳事務官（物價廳）

七月三十一日大藏省、農林省、厚生省告示第一号八行「日本蕃椒卸商業協同組合」は「日本蕃椒商工業協同組合」同十行「日本辛粉工業協同組合」は「全國辛子粉工業協同組合」同十二行「日本糠油工業協同組合」は「全國糠油工業協同組合」同十三行「製胚工業組合」は「日本製胚工業統制組合」のいずれも誤り。

大藏事務官

敍任及辭令

◎昭和二十二年七月八日

從七位に敍する　津田仙太郎

◎昭和二十二年七月九日

從七位に敍する　加瀬　忠

◎昭和二十二年七月十二日

從七位に敍する　地主久次郎

◎昭和二十二年八月二日

物價廳次長に任命する　大原總一郎

一級に敍する　箕田　貢

厚生技官に任命する

一級に敍する　厚生事務官　加藤　等

（各通）

一級に陞敍する　運輸技官　大川　一郎

同　小宅　習吉

厚生技官に任命する

二級に敍する　速水　浹

厚生事務官　横山留五郎

（各通）

二級に陞敍する　二宮　賢二

並木　正吉

（各通）

農林事務官に任命する

二級に敍する

藤田金次郎

古俣鐵三郎

渡邊鐵四郎

中野　政弘

（通各）

河原　一夫

森本　一勇

古川宇三郎

塩入　英次

農林技官に任命する

二級に敍する　農林技官　宮本健太郎

（各通）

二級に敍する　文部事務官　近藤　一緒

佐古田光雄

服部　進

商工技官に任命する

二級に敍する　石渡　達夫

土井　五男

（各通）

会計検査院事務官に任命する

二級に敍する　農林事務官　山口　廣司

地方事務官に任命する

二級に敍する　地方事務官　菊池　島治

同　進藤　武雄

（通各）

地方教官　下森喜代一　同　村上　俠輔

同　山井　安一　同　野内小三郎

同　島村不二香　同　稲垣　榮三

同　永田　一明　同　鷲塚　清

同　谷口千代治　同　西村辰之助

同　奥村　達夫　同　平上　正夫

同　片岡　類一　同　江田　茂

同　小園　齊　同　太田　盛行

同　橋津　義海　同　馬場　義之

同　緒方　一太　同　能丸　儀一

同　吉村　岩夫　同　仲村　チカコ

同　古庄　千太　同　幸來　フジエ

同　高畑　鶴　同　宮田　榮

同　島田　下ク　同　竹中　吉

同　坂元　豪人　同　山田　倉之

同　平生　久王　同　森　弘春

同　御香　戸純一郎　同　川崎　千夫

同　平田　司夫　同　石松　弥大

同　牧野　力雄　同　田久保　聰寛

同　村山　八郎

同　後藤　三郎　同　福岡　文子

同　力久　正己　同　村上　初喜

同　浦田　義明　同　柳　喜一郎

同　渡邊　信正　同　宗谷　俊雄

同　伊熊　良穂　同　西岡敬之介

同　藤井　敏男　同　田代　純

同　東海林政二　同　野島　寅吉

同　池口　清儉　同　荒川　勇

同　前田　正一　同　鳥居　貞美

同　佐々木富枝　同　楓原　知雄

同　縣　巻太郎　同　浅野　睦雄

同　石田　正一　同　榎並　鹿藏

同　宮浦藤右衛門　同　青山健一郎

同　宮崎　善郎　同　河合　厚水

◎昭和二十二年八月六日

二級に陞敍する

最高裁判所長官秘書官に任命する

二級に敍する　藤井　吉隆

———

判事　内田善次郎

願に依り本官を免ずる（八月二日内閣）

総理廳事務官　土屋　昇

戰災復興院土地局整地課勤務を命ずる（七月三十一日總理廳）

物價廳次長　大原總一郎

二十七号俸を給する

（各通）

教育刷新委員会委員を免ずる

芦田　均

森戸　辰男

円谷　光衛

森山　ヨネ

中田榮太郎

河西豊太郎

（通各）

竹下　豊次

井上　知治

及川　規

奥　文

有馬　英二

願に依り教育刷新委員会委員を免ずる

特許標準局長官　久保敬二郎

発明奨励委員会副会長を命ずる

総理廳技官　藤田金一郎

文部事務官　清水　勤二

文部教官　野口　尚一

同　春日井新一郎

厚生技官　松尾　仁

農林技官　平塚　英吉

同　盛永俊太郎

同　田内森三郎

商工事務官　原　幸夫

同　松田　太郎

商工技官　荒井　浩

同　大野　晋

同　秋山　總三

同　齋藤　信治

同　井上　春成

同　角　利策

（各通）

明石　和衛

荒川大太郎

市川　寛

氏家　譲

江副　元三

木村　宗一

塩谷　寶

狩野　武吉

山川　英藏

運輸技官　中原壽一郎

逓信技官　駒形　作次

淺間　龍藏

飯野　遂平

磯村　乙巳

占部　五郎

大幡　久一

佐々木六郎

柴谷　邦

關本　賢治

和田　三造

発明奨励委員会委員を命ずる（以上八月二日同）

運輸事務官　吉田善次郎

海運総局船員局調査課長を命ずる

同　太田九州男

海運総局船員局調査課長兼務を免ずる

同　市川　猛雄

中國海運局運航部長を命ずる

同　横田　千

関東海運局東京支局長を命ずる

同　中村　幹夫

東海海運局運航部長を命ずる（以上七月二十四日運輸省）

運輸技官　石原　米彦

門司鉄道局小倉管理部長を命ずる（八月六日同）

最高裁判所長官秘書官　藤井　吉隆

二十号俸を給する（八月六日最高裁判所）

宮廷録事

◎御安著　皇后陛下は、本月八日午前八時二十五分御出門、同八時四十分原宿駅御発車、同十一時五十八分黒磯駅に御著車、午後零時二十五分那須御用邸に御安著あらせられた。

國会

○衆議院

◎議案提出　八月六日内閣から提出された議案は次の通りである。

大藏省預金部等の債権の條件変更等に関する法律案

災害救助法案

◎答弁書受領　八月六日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員石山賢吉提出産業科学研究機関の設置に関する質問に対する答弁書

第6172号 本文

◎議事日程　八月七日の議事日程は次の通り。

議事日程　第二十一号

昭和二十二年八月七日（木曜日）

午後一時開議

第一　ソ連領からの復員促進に関する請願（第九号）

第二　ソ連占領地よりの復員促進に関する請願（第五十六号）

第三　漁業組合法を廃止する法律案（内閣提出、参議院送付）

第四　國家賠償法案（内閣提出）

○参議院

◎議員死去及び弔詞　参議院議員大西十寸男七月二十九日死去したので八月二日左の弔詞を贈つた。

参議院ハ議員大西十寸男君ノ長逝ヲ哀悼シ恭シク弔詞ヲ呈ス

◎任命及び辞令

台湾総督府州部長　青木　茂

任参議院参事

参事　青木　茂

警務課長兼法制部勤務ヲ命ス

同　宮坂　完孝

警務課長兼務ヲ免ス

（以上八月四日参議院）

地方行政

◎縣会　香川縣において、七月三十日招集の定例縣会は原案可決同三十一日閉会した。（香川縣）

広告

◎工場財團

東京都千代田区神田鍛冶町二丁目二番地五東洋工機株式会社より東京都板橋区練馬土支田町一丁目五百五十五番地ノ一、同番地ノ二、同番地ノ三、同番地ノ四、同番地ノ五所在の東洋工機株式会社成増工場に属する建物並びに機械器具に対し工場財團組成のため所有権保存登記の申請があつたから右財團に属する動産について権利を有する者又は差押、仮差押若しくは仮処分の債権者はこの公告掲載の日より三十二日以内にその権利を当庁に申し出られたい。

但し右財團に属するものの目録は当庁に備付けてあるから関係者の閲覧に供する。

昭和二十二年八月十一日

東京司法事務局練馬出張所

◎売払公告

一、売払物件の所在、種目、構造及び数量、

千葉縣館山市館山築港内

木造貨物船二五〇噸　一隻

二、入札心得書及び契約條項を示す場所

当局國有財産部第二管理課

三、入札及び開札の日時　八月二十九日自午前十時至同十一時入札、入札締切後即時開札

四、入札の場所　当局國有財産部第二管理課

五、入札加入保証金　入札見積金額の百分の五以上、但し保証金は現金又は第一封鎖預金により入札前当局に納付すること。

右公告致します。

昭和二十二年八月十一日　東京財務局

◎公示催告

合併公告

昭和二十二年七月一日開催の下記会社株主総会において(甲)香栄興業株式会社は(乙)スター商事株式会社を合併しその権利義務を承継し(乙)スター商事株式会社は解散するの決議致候に付き右に対し御異議有之候債権者は本公告の日より二箇月以内に御申出相成度商法の規定により此段公告候也

昭和二十二年八月十一日

東京都千代田区神田小川町一丁目六番地

(甲)香栄興業株式会社

代表取締役　渡邊　元泉

東京都中央区築地一丁目二番地

(乙)スター商事株式会社

代表取締役　二階堂京雄

解散公告

当会社は株主総会の決議により解散致しましたから当会社に債権を有する方は昭和二十二年九月三十日迄に申し出で下さい。右期限内に申し出でのないときは清算から除斥されます。

昭和二十二年七月二十二日

東京都中央区槇町三丁目三番地

南洋水産株式会社

清算人　中村　俊吉

清算事務所　東京都千代田区丸の内二丁目一八番地

昭和二十二年三月十五日開催の臨時株主総会の決議に基き当社資本金総額を現在額の四分の一に減少することになりましたから債権者で右減資に異議ある方は本公告掲載の日より六十五日以内にその旨御申し出で下さい。

昭和二十二年八月十一日

東京都中央区日本橋本町一丁目四番地二

昭和電氣工業株式会社

解散公告

当会社は社員総会の決議により昭和二十二年六月三十日に解散致しました。就いては当会社に対し債権を有せらるる向は本公告掲載の日より二箇月以内に御申し出を願ひます。万一御申し出の無い時は債権より除斥致しますから御了承願ひます。

昭和二十二年四月十四日

東京都墨田区亀沢町四の七

有限会社本所鋼材商店

清算人　殿畑宗次郎

同　山口　惣吉

解散公告

当会社は四月三十日総社員の同意により解散致すこととなりましたからこの公告の日より二箇月以内に異議申し出でられたく若し異議なき時は清算より除斥致します。

昭和二十二年五月三十日

東京都江東区深川枝川町二の一

合資会社井上鉄工所

当会社は昭和二十二年七月十八日の社員総会において東京都江東区深川枝川町二丁目六番地有限会社三栄商会の組織を変更して同所において従前通資本金十九万五千円株式会社三栄商会となしたるに付きこれに対し異議ある債権者は本公告の日より二箇月間に申出相成度此段及公告候

昭和二十二年七月二十二日

東京都江東区深川枝川町二丁目六番地

有限会社三栄商会

代表取締役　飯島萬次郎

解散公告

本財團は本年五月四日解散となりました。ついては本財團に債権を有せらるる方は本公告掲載の日より二箇月以内に債権の申し出あり度くこの期間内に申し立のないときは清算から除斥せられます。

昭和二十二年八月十一日

大阪市東区鎗屋町一丁目一番地の乙

財團法人大阪東洋[illegible]

清算人　伊藤甲子次郎

解散公告

当社は総会の決議で昭和二十二年六月三十日解散した。当社に対して債権のある者はこの公告の日から二箇月以内に申し出でられ度い。若しこの期間内に申し出のないときは清算から除斥せられる。

昭和二十二年七月十五日

大阪市東区瓦町四丁目四五番地

三洋衣料工業有限会社

清算人　山澤　潔

解散公告

当会社は昭和二十二年六月三十日の株主総会にて解散仕候に付き当社に債権を有せらるる方は本公告掲載の日より二箇月以内に御申出相成度候右期間内に御申出なきときは清算より除斥可致候

昭和二十二年七月二十日

大阪市東区安土町二丁目三〇

大日本紡績株式会社内

東亜理化学工業株式会社

清算人　伊藤豊四郎

解散公告

当会社は昭和二十二年六月三十日の総会の決議で解散した。当社に対し債権のある者はこの公告の日から二箇月以内に申し出でられ度い。若しこの期間内に申し出のないときは清算から除斥せられる。

昭和二十二年六月三十日

大阪市西区京町堀上通一丁目五番地

大力寒天販売有限会社

清算人　山本久吉

昭和二十二年五月十七日株主総会の決議により三和光学工業株式会社は三和商事株式会社を合併して存続し三和商事株式会社は解散することを決議し候に付き右合併に異議有之の債権者は本公告の日より二箇月間内に其旨申出有之度此段及催告候也

昭和二十二年八月十一日

大阪市南区久左衛門町二十番地

三和商事株式会社

取締役社長　西井五十春

昭和二十二年五月十七日株主総会の決議により三和光学工業株式会社は三和商事株式会社を合併して存続し三和商事株式会社は解散することを決議し候に付き右合併に異議有之の債権者は本公告の日より二箇月間内に其旨申出有之度此段及催告候也

昭和二十二年八月十一日

大阪市南区久左衛門町二十番地

三和光学工業株式会社

取締役社長　西井五十春

解散公告

本会社は株主総会の決議により昭和二十二年二月二十四日解散致候間本会社に債権を有する方は本公告掲載の翌日より二箇月以内に御申出相成度く若し右期間内に御申出無之ときは右清算より除斥致す可く候右商法の規定により公告候也

昭和二十二年三月二十九日

大阪市南区塩町通二丁目五番地

株式会社桐山商店

兵庫縣川辺郡川西町小戸字脇田五番地

清算人　桐山　秀雄

解散公告

本組合は二月末日をもつて法定解散仕候に付き債権を有せらるる方は本公告掲載の翌日より二箇月以内に申出相成度若し該期間中に申出なきときは清算より除斥可致候

昭和二十二年八月十一日

大阪市大淀区天神橋筋六丁目五　天六ビル六階

近畿電氣機械修理工業統制組合

清算人　中島　譲二

合併に付き公告

昭和二十二年六月十七日開催の下名両会社の各臨時株主総会において新興農機具株式会社は大同印刷機械株式会社を合併しその権利義務を承継して存続し大同印刷機械株式会社は合併により解散することを決議致候に付き右に対し異議有る債権者は本公告掲載の翌日より二箇月内にその旨御申出相成度此段公告候也

昭和二十二年七月一日

豊中市桜塚東通四丁目一七番地

新興農機具株式会社

大阪市東淀川区野中南通二丁目二六番地

大同印刷機械株式会社

債権申出公告

当会社は昭和二十一年十二月十五日社員総会の決議により解散致候に付き当会社に債権を有せらるる方は昭和二十二年十月十五日迄にその債権の申出相成度若し右期日迄に申出無之ときは清算より除斥可致此段及公告候也

昭和二十二年六月二十六日

大阪市東成区大今里北之町四丁目二九九番地

大阪合同ペタル有限会社

清算人　小澤　好次

解散債権申出公告

当社は昭和二十二年六月二十五日社員総会の決議で解散した。当社に対して債権あるものはこの公告の日から二箇月以内に申し出でられたい。若しこの期間内に申し出でのない時は清算から除斥せられる。

昭和二十二年八月十一日

横浜市保土ケ谷区星川町二丁目一七六番地

[illegible]有限会社

清算人　高橋　芳雄

合併公告

昭和二十二年六月九日開催の下記会社株主総会において陸前興業株式会社は双葉繊維株式会社を合併しその権利義務を承継し双葉繊維株式会社は解散するの決議致候に付き右に対し異議有之候債権者は本公告後六十日以内に御申出相成度商法の規定により此段公告候也

昭和二十二年六月九日

豊橋市花田町字小松八番地

陸前興業株式会社

代表取締役　[illegible]

双葉繊維株式会社

代表取締役　高崎　勝治

合併公告

昭和二十二年六月九日開催の下記会社株主総会及び社員総会の同意により[illegible]光商事株式会社は合資会社草間屋商店を合併しその権利義務を承継し合資会社草間屋商店は解散するの決議致候に付き右に対し異議有之候債権者は本公告後六十日以内に御申出相成度商法の規定により此段公告候也

昭和二十二年六月九日

豊橋市[illegible]番地

[illegible]光商事株式会社

代表取締役　[illegible]

豊橋市新銭町五八番地の一

合資会社草間屋商店

代表社員　加藤　直吉

債権申出公告

当会社は昭和二十二年六月三十日社員総会の決議により解散しましたので、当会社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日より向う二箇月以内に申し出て下さい。若し右期間内に申し出のない場合には、清算より除斥致します。

昭和二十二年七月十五日

愛知縣[illegible]郡[illegible]町大字府相字[illegible]田一二七〇番地

[illegible]織物有限会社

清算人　[illegible]田　久平

解散公告

当会社は昭和二十二年六月三十日株主総会の決議により解散致候に付き当会社に債権を有せらるる方は本公告掲載の日より向う二箇月以内にその旨御申出相成度若し右期間中に御申出無之ときは清算より除斥可致此段商法の規定により公告候也

昭和二十二年七月三十日

滋賀縣彦根市江戸町二番地

菱和工業株式会社

清算人　鵜野卯三郎

同　佐藤　憲

同　井上　英貞

会社合併公告

昭和二十二年七月十五日開催の下記会社の株主総会において末廣土木建築株式会社は末廣自動車工業株式会社、末廣運送株式会社、海光納運株式会社及び合同自動車株式会社を合併し其の権利義務、資産並びに負債を継承して存続し末廣自動車工業株式会社、末廣運送株式会社、海光納運株式会社及び合同自動車株式会社は合併後解散することに決議致候に付き異議ある債権者は本公告の翌日より二箇月以内に関係会社に其の旨申出相成度商法の規程により公告候也

昭和二十二年七月二十一日

呉市廣町一〇七九二番地の一

末廣土木建築株式会社

同　末廣自動車工業株式会社

同　末廣運送株式会社

同　合同自動車株式会社

呉市中通一丁目九番地

海光納運株式会社

◎除権判決

廣島縣佐伯郡中村四千九百三十九番地ノ一

申立人　川本　正史

右法定代理人　藤松　逸郎

左記表示の株券に付いて申立人から公示催告の申立があつたので当裁判所は公示催告を為した処昭和二十二年五月十三日午前九時迄に権利の届出で及び株券を提出する者がないので申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十二年五月十三日　廣島地方裁判所

一　廣島瓦斯株式会社株券(イ)十株券一枚(ロ)一株券二枚

株券番号　(イ)い乙第四三五四号(ロ)ろ丁第〇七二〇号、ろ丁第〇七二一号

一額面　(イ)金五百円(ロ)金五十円

一株金額　金五十円

商号　廣島瓦斯株式会社

発行年月日　昭和十五年十月一日

発行者　廣島瓦斯電軌株式会社取締役社長　山口吾一

最終株主　川本茂一

最終所持人　川本正史

廣島縣佐伯郡中村四千九百三十九番地ノ一

申立人　川本　正史

右法定代理人　藤松　逸郎

左記表示の株券に付申立人から公示催告の申立があつたので当裁判所は公示催告を為した処昭和二十二年五月十三日午前九時迄に権利の届出及び株券を提出する者がないので申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十二年五月十三日　廣島地方裁判所

一　廣島電鉄株式会社株券(イ)五株券一枚(ロ)一株券二枚

株券番号　(イ)丙第一一五号(ロ)丁第五五七号、丁第五五八号

額面　(イ)金二百五十円(ロ)金五十円

一株金額　金五十円

商号　廣島電鉄株式会社

発行年月日　昭和十七年四月十日

発行者　廣島電鉄株式会社取締役社長　山口吾一

最終株主　川本茂一

最終所持人　川本正史

廣島縣安佐郡福木村馬木

申立人　下西仁太郎

左記表示の株券に付いて申立人から公示催告の申立があつたので当裁判所は公示催告を為した処昭和二十二年五月十三日午前九時迄に権利の届出で及び株券を提出する者がないので申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十二年五月十三日　廣島地方裁判所

一　中國配電株式会社株券五十株券一枚

株券番号　丁第九五七二号

一額面　金二千五百円

一株金額　金五十円

商号　中國配電株式会社

発行年月日　昭和十七年八月一日

発行者　中國配電株式会社社長　鈴川貫一

最終株主並最終所持人　下西仁太郎

廣島市観音本町一丁目四百三十六番地

申立人　前田　五六

左記表示の株券に付いて申立人から公示催告の申立があつたので当裁判所は公示催告を為した処昭和二十二年五月十三日午前九時迄に権利の届出で及び株券を提出する者がないので申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十二年五月十三日　廣島地方裁判所

一　廣島縣地方木材株式会社株券十株券三枚

株券番号　自ろ丙第三八九号至ろ丙第三九一号

一額面　金五百円

一株金額　金五十円

商号　廣島縣地方木材株式会社

発行年月日　昭和十九年十月一日

発行者　廣島縣地方木材株式会社社長　田中好一

最終株主　前田五六

最終所持人　前田五六

廣島縣安藝郡府中町三千六百七十番地

申立人　小川　秀吉

左記表示の株券に付いて申立人から公示催告の申立があつたので当裁判所は公示催告を為した処昭和二十二年五月十三日午前九時迄に権利の届出で及び株券を提出する者がないので申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十二年五月十三日　廣島地方裁判所

一　中國配電株式会社株券五株券一枚

株券番号　乙第八九四八号

一額面　金二百五十円

一株金額　金五十円

商号　中國配電株式会社

発行年月日　昭和十七年八月一日

発行者　中國配電株式会社社長　鈴川貫一

最終株主　小川秀吉

最終所持人　小川秀吉

廣島縣比婆郡比和町大字比和七百三十番地

申立人　福島林之助

左記表示の株券に付いて申立人から公示催告の申立があつたので当裁判所は公示催告を為した処昭和二十二年五月十三日午前九時迄に権利の届出で及び株券を提出する者がないので申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十二年五月十三日　廣島地方裁判所

一　廣島縣地方木材株式会社株券(イ)五十株券一枚(ロ)十株券四枚

株券番号　(イ)ろ丁第六〇九号(ロ)自ろ丙第四五九九号至ろ丙第四六〇二号

額面　(イ)金二千五百円(ロ)金五百円

一株金額　五十円

商号　廣島縣地方木材株式会社

発行年月日　昭和十九年十月一日

発行者　廣島縣地方木材株式会社社長　田中好一

最終株主　福島林之助

最終所持人　福島林之助

廣島縣世羅郡小國村百三十五番地

田原蔵千相続人

申立人　田原　光則

右法定代理人　田原　強

左記表示の株券に付いて申立人から公示催告の申立があつたので当裁判所は公示催告を為した処昭和二十二年五月十三日午前九時迄に権利の届出で及び株券を提出する者がないので申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十二年五月十三日　廣島地方裁判所

一　中國配電株式会社株券五十株券一枚

株券番号　丁第二三六九四号

一額面　金二千五百円

一株金額　金五十円

商号　中國配電株式会社

発行年月日　昭和十七年八月一日

発行者　中國配電株式会社社長　鈴川貫一

最終株主　田原蔵千

最終所持人　田原光則

廣島縣安佐郡福木村字福田七十九番地

申立人　中近リヱ

左記表示の株券に付いて申立人から公示催告の申立があつたので当裁判所は公示催告を為した処昭和二十二年五月十三日午前九時迄に権利の届出で及び株券を提出する者がないので申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十二年五月十三日　廣島地方裁判所

一　中國配電株式会社株券(イ)十株券四枚(ロ)一株券七枚

株券番号　(イ)自甲第四八[illegible]号至甲第四八[illegible]号(ロ)自丙第[illegible]号至丙第[illegible]六号

第6172号　本文

額面　（イ）金五十円（ロ）金五百円
一株金額　金五十円
商号　中國配電株式会社
発行年月日　昭和十七年九月二十日
発行者　中國配電株式会社社長鈴川貫一
一　最終株主並最終所持人　中近リヱ

廣島市銀山町十二番地　申立人　桂　明男

左記表示の株券に付いて申立人から公示催告の申立があつたので当裁判所は公示催告を為した処昭和二十二年五月十三日午前九時迄に権利の届出で及び株券を提出する者がないので申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十二年五月十三日　廣島地方裁判所

一　中國配電株式会社株券（イ）十株券五枚（ロ）五十株券一枚
株券番号　（イ）自丙第六三〇五八号至丙第六三〇六二号（ロ）丁第二七五七九号
額面　（イ）金五百円（ロ）金二千五百円
一株金額　金五十円
商号　中國配電株式会社
発行年月日　昭和十七年八月一日
発行者　中國配電株式会社社長鈴川貫一
最終株主並最終所持人　桂　明男

三重縣四日市市泊山崎町三十一号　申立人　伊達　たつ

別紙目録記載の株券に付いて最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたから当裁判所は昭和二十一年八月二十日公示催告を為したにも不拘昭和二十二年三月十九日午前十時公示催告期日迄に該権利の届出及び該株券の提出がないので右申立人の申立に因つて左の如く判決する。

別紙目録記載の株券の無効なることを宣言する。

昭和二十二年五月二十四日　名古屋簡易裁判所

（別紙）　物件目録
一　株式会社東海銀行株式三十五株
株券一枚ノ額面　金五百円也全額拂込済
株券記番号　甲ろ十株券三枚自第九七〇〇号至第九七〇二号
株券一枚ノ額面　金二百五十円全額拂込済
但五株券一枚此記番号　甲は第四六八号
一　株式会社東海銀行第一新株式二十五株
株券一枚ノ額面　金五百円也一株ニ付金五十円
株券一枚ノ拂込金額　金三百円也一株ニ付金三十円
但十株券二枚此記番号　乙ろ自第四八一八号至第四八一九号
株券一枚ノ額面　金二百五十円一株ニ付　金五十円　株券一枚ノ拂込金額金百五十円　一株ニ付金三十円
但五株券一枚此記番号　乙は第二二五号
発行年月日　昭和十六年十二月一日
発行者　名古屋市中区御幸本町通八丁目十八番地株式会社東海銀行取締役会長渡辺義郎取締役頭取井倉和雄
最終株主　四日市市中町三番屋敷　伊達たつ

名古屋市中村区禰宜町二丁目一番地ノ一　申立人　鬼頭　金雄

別紙目録記載の株券に付いて最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたから当裁判所は昭和二十一年八月二十日公示催告を為したにも不拘昭和二十二年三月二十八日午前十時公示催告期日迄に該権利の届出及び該株券の提出がないので右申立人の申立に因つて左の如く判決する。

別紙目録記載の株券の無効なることを宣言する。

昭和二十二年五月二十四日　名古屋簡易裁判所

（別紙）　目　録
一　株式会社東海銀行第二新株式十株券一枚
但シ
一　記号番号　丙ろ一七〇〇七号
一　株券額面　金五百円
一　一株ノ拂込金額　金二十五円
一　発行年月日　昭和十六年十二月一日
一　発行者　株式会社東海銀行取締役会長渡辺義郎取締役頭取井倉和雄
一　最終株主　鬼頭金雄

三重縣桑名郡長島村大字大島百二十七番地ノ三十七　申立人　平野　周蔵

別紙目録記載の株券に付いて最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたから、当裁判所は昭和二十一年八月二十四日公示催告を為したにも不拘昭和二十二年三月二十四日午前十時公示催告期日迄に該権利の届出及び該株券の提出がないので右申立人の申立に因つて左の如く判決する。

別紙目録記載の株券の無効なることを宣言する。

昭和二十二年五月二十四日　名古屋簡易裁判所

（別紙）　目　録
中部配電株式会社株式十株券五枚
但シ
一　株券額面　金五百円
一　拂込額　金五百円
一　記号及番号　い乙自第五五四二三号至第五五四二七号
一　発行者　名古屋市中区南大津通二丁目五番地中部配電株式会社社長海東要造
一　最終ノ株式名義人　平野周蔵
一　発行年月日　昭和十七年八月一日
一　最初ノ株式名義人　東邦電力株式会社

岐阜縣岐阜市本郷町三丁目五二番地ノ一　申立人　加藤　孝三
右法定代理人親権者　加藤　てほ

別紙目録記載の株券に付いて最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたから当裁判所は昭和二十一年九月二十五日公示催告を為したにも不拘昭和二十二年四月二十八日午前十時公示催告期日迄に該権利の届出及び該株券の提出がないので右申立人の申立に因つて左の如く判決する。

別紙目録記載の株券の無効なることを宣言する。

昭和二十二年五月二十四日　名古屋簡易裁判所

（別紙）　目　録
愛知製鋼株式会社株式十株券五枚、五十株券一枚
（旧商号豊田製鋼株式会社）
一　株券額面一株ニ付　金五十円
一　一株ニ付拂込額　金五十円
一　株券記号及番号　十株券丙自第五六八一号至第五六八五号、五十株券乙第九八〇号
一　発行年月日　昭和十五年七月一日
一　発行者　豊田製鋼株式会社取締役社長豊田利三郎
一　株式名義人　加藤孝三

名古屋市昭和区円上町一丁目九番地　申立人　立松　義雄

別紙目録記載の株券に付いて最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたから当裁判所は昭和二十一年八月二十日公示催告を為したにも不拘昭和二十二年三月三十一日午前十時公示催告期日迄に該権利の届出及び該株券の提出がないので右申立人の申立に因つて左の如く判決する。

別紙目録記載の株券の無効なることを宣言する。

昭和二十二年五月二十四日　名古屋簡易裁判所

（別紙）　目　録
一　ワシノ製機株式会社株式五十株一枚
株券額面　金二千五百円
一株ニ付拂込　金五十円
株券記号及番号　東第一六六号
発行年月日　昭和十七年五月十五日
一　ワシノ製機株式会社株式十株券一枚
株券額面　金五百円
一株ニ付拂込　金五十円
株券記号及番号　那第五六七号
発行年月日　昭和十七年五月十五日
株券発行者　名古屋市中区岩井通三丁目十九番地ワシノ製機株式会社取締役社長鷲野卯八
株式名義人　立松義雄

名古屋市昭和区円上町一丁目九番地　申立人　立松　義雄

別紙目録記載の株券に付いて最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたから当裁判所は昭和二十一年八月二十日公示催告を為したにも不拘昭和二十二年三月三十一日午前十時公示催告期日迄に該権利の届出及び該株券の提出がないので右申立人の申立に因つて左の如く判決する。

別紙目録記載の株券の無効なることを宣言する。

昭和二十二年五月二十四日　名古屋簡易裁判所

（別紙）　目　録
一　大同製鋼株式会社株式五十株券一枚
株券額面　金二千五百円
一株ニ付拂込　金五十円
株券記号及番号　ろ丙第五三八五号
一　大同製鋼株式会社株式十株券十五枚
株券額面　金五百円
一株ニ付拂込　金五十円
株券記号及番号　ぬ乙自第九八一号至第九八三号、ぬ乙自第九九五七号至第九九六三号、る乙自第一七三〇七号至第一七三一一号
一　大同製鋼株式会社株式十株券二十枚
株券額面　金五百円
一株ニ付拂込　金十二円五十銭
株券記号及番号　か乙自第一四四三五号至第一四四三九号、自第一四四五六号至第一四四七〇号
株券発行者　名古屋市南区星崎町字繰出六十六番地大同製鋼株式会社
株式名義人　立松義雄

富山市星井町八六、当時同市神通町六一六　申立人　長棟　武平

右申立人から別紙目録表示の株券について公示催告の申立があつたので金沢区裁判所は公示催告を為したところ昭和二十二年五月九日午前十時の期日までに権利を届出でかつ右株券を提出する者がなかつたから申立人の申立に基いて右株券の無効を宣言する。

昭和二十二年五月九日　金沢地方裁判所

（別紙）　目　録
一　北陸鉄道株式会社株式一株券一枚
一　株券額面　金二百円也
一　一株の拂込額　金四十円也
一　記号番号　い乙第五三七七号
一　発行者　北陸鉄道株式会社取締役社長林屋亀次郎
一　発行年月日　昭和十八年十月十三日
一　最終株主　長棟武平

富山市星井町八六、当時同市神通町六一六　申立人　長棟　文平

右申立人から別紙目録表示の株券について公示催告の申立があつたので金沢区裁判所は公示催告を為したところ昭和二十二年五月九日午前十時の期日までに権利を届出でかつ右株券を提出する者がなかつたから申立人の申立に基いて右株券の無効を宣言する。

昭和二十二年五月九日　金沢地方裁判所

（別紙）　目　録
一　北陸鉄道株式会社株式一株券三枚
一　株券額面　金五十円也
一　一株の拂込額　金四十円也
一　記号番号　い乙自第五三七四号至第五三七六号
一　発行者　北陸鉄道株式会社取締役社長林屋亀次郎
一　発行年月日　昭和十八年十月十三日
一　最終株主　長棟文平

富山市星井町八六、当時同市神通町六一六　申立人　長棟　六郎
右代理人　長棟　文平

右申立人から、別紙目録表示の株券について、公示催告の申立があつたので、金沢区裁判所は公示催告を為したところ、昭和二十二年五月九日午前十時の期日までに、権利を届出でかつ、右株券を提出する者がなかつたから、申立人の申立に基ずいて右株券の無効を宣言する。

昭和二十二年五月九日　金沢地方裁判所

（別紙）　目　録
北陸鉄道株式会社株式三株券二枚
一　株券額面　金一百五十円也
一　一株の拂込金額　金四十円也
一　記号番号　ろ乙第六六八号、い乙第五三七三号
一　発行者　北陸鉄道株式会社取締役社長林屋亀次郎
一　発行年月日　昭和十八年十月十三日
一　最終株主　長棟六郎

富山縣射水郡本江村一八六七宮垣寶方　申立人　関野　清平

右申立人から、別紙目録表示の株券について、公示催告の申立があつたので、金沢区裁判所は公示催告を為したところ、昭和二十二年五月十日午前十時の期日までに、権利を届出でかつ右株券を提出する者がなかつたから、申立人の申立にもとずいて右株券の無効を宣言する。

昭和二十二年五月十日　金沢地方裁判所

（別紙）　株券目録
北陸鉄道株式会社株券四枚此株式数四株
一　記号番号　い乙自一〇〇九六号至一〇〇九九号
一　株券額面　金五十円
一　一株ノ拂込額　金四十円
一　発行年月日　昭和十八年十月十三日
一　発行者　北陸鉄道株式会社取締役社長林屋亀次郎
一　最終ノ株式名義人　関野清平

富山市南新町一四　申立人　山崎　松次郎
右代理人　山崎　ヤヱ

右申立人から、別紙目録表示の株券について、公示催告の申立があつたので、金沢区裁判所は公示催告を為したところ、昭和二十二年五月十四日午前十時の期日までに、権利を届出でかつ右株券を提出する者がなかつたから、申立人の申立に基ずいて右株券の無効を宣言する。

昭和二十二年五月十四日　金沢地方裁判所

（別紙）　株券目録
北陸鉄道株式会社株券一枚此株式数十株
一　記号番号　は乙一〇一三号
一　株券額面　金五百円
一　一株ノ拂込金額　金四十円
一　発行年月日　昭和十八年十月十三日
一　発行者　金沢市上胡桃町五十二番地北陸鉄道株式会社取締役社長林屋亀次郎
一　最終株主名義人　山崎松次郎

呉市両城町百九十七番地　菅原十一家督相続人　申立人　菅原　重雄

別紙表示の株券に付いて申立人から公示催告の申立があつたので当裁判所は公示催告を為した処昭和二十二年五月六日午前九時迄ニ権利の届出で及び株券を提出する者がないので申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十二年五月九日　廣島地方裁判所

一　廣島機帆船運送株式会社株券（イ）百株券一枚（ロ）十株券二枚
株券番号　（イ）は第八十三号（ロ）ろ第三十六号、ろ第三十七号
額面　（イ）五千円（ロ）金五百円
一株金額　金五十円
商号　廣島機帆船運送株式会社
発行年月日　昭和十八年十月一日
発行者　廣島機帆船運送株式会社取締役社長中村藤太郎
当初株主　中村藤太郎
最終株主　菅原十一
最終所持人　菅原重雄

廣島市吉田町大字古江九百十一番地　申立人　久保田フクノ

左記表示の株券に付いて申立人から公示催告の申立があつたので当裁判所は公示催告を為した処昭和二十二年五月十三日午前九時迄に権利の届出で及び株券を提出する者がないので申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十二年五月十三日　廣島地方裁判所

一　中國配電株式会社株券（イ）十株券二枚、（ロ）一株券一枚
株券番号　（イ）丙第五三二七四号丙第五三二七五号、（ロ）甲第五一二九三号
額面　（イ）金五百円（ロ）金五十円
一株金額　金五十円
商号　中國配電株式会社
発行年月日　昭和十七年八月一日
発行者　中國配電株式会社社長鈴川貫一
最終株主　久保田フクノ
最終所持人　久保田フクノ

高知市通町百三十番地　申立人　宮地虎四郎
山口市大字今道　右申立代理人　原田市之進

右の申立人の申立により次の目録に記載した株券について公示催告を為した処昭和二十二年五月九日午前九時の期日迄に権利を届出て且株券を提出する者がないので申立人の申立に基いて右の株券の無効を宣言する。

昭和二十二年五月九日　山口地方裁判所

目　録
一　小野田セメント製造株式会社（新株）三十枚
株券　十株券三枚（此額面金一枚ニ付五百円也）
一株額面金五十円也　一株拂込金二十五円也
記号番号　記ろ番第九五四〇番より第九五四二番まで三枚
最終株主　宮地虎四郎
株券発行者　小野田セメント製造株式会社取締役社長狩野宗三　以上

下関市一ノ宮別所七〇一番地　申立人　今井　龍一
下関市貴船町八四一番地　右申立代理人弁護士　倉重　達郎

右の申立人の申立により次の目録に記載した株券について公示催告を為した処昭和二十二年五月九日午前九時の期日迄に権利を届出で且株券を提出する者がないので申立人の申立に基いて右の株券の無効を宣言する。

昭和二十二年五月九日　山口地方裁判所

目　録
一　小野田セメント製造株式会社十株券二十一枚
額面　金五百円　拂込金額全額
記号番号　甲記ろ番自第二三七五号至第二三七六号、同第三二七四号、同第三八九四号、乙記ろ番第一二三一号、同第四八七一号、同第二二三五八号、戊記ろ番自第五四六〇号至第五四六六号、同自第五四六八号至第五四六九号、壬記ろ番自第二二六七号至第二二七〇号、乙
一　同会社一株券九枚
額面　金五十円　拂込金全額
記号番号　乙記い番自第六三五四号至第六三六二号
右各株券ノ発行者　小野田市小野田セメント製造株式会社
最後の名義人　今井龍一

廣島市中島新町五五番地の一　申立人　中下七兵衛

右の申立人の申立により次の目録に記載した株券について公示催告を為した処昭和二十二年五月九日午前九時の期日迄に権利を届出で且株券を提出する者がないので申立人の申立に基いて右の株券の無効を宣言する。

昭和二十二年五月九日　山口地方裁判所

目　録
一　宇部興産株式会社五十株券二枚
記号番号　は号丁第六五一号、第六五二号
額面　金二千五百円　拂込金千八百七十五円
発行年月日　昭和十七年六月八日
発行者　宇部市宇部興産株式会社取締役社長俵田明
最後の名義人　中下七兵衛

愛媛縣越智郡波止浜町蓬莱町一区　申立人　後藤田百合子
山口市道場門前　右申立代理人　後藤田　眞

右の申立人の申立により次の目録に記載した株券について公示催告を為した処昭和二十二年三月十四日午前九時の期日迄に権利を届出で且株券を提出する者がないので申立人の申立に基いて右の株券の無効を宣言する。

昭和二十二年五月九日　山口地方裁判所

目　録
一　小野田セメント製造株式会社一株券六枚
記号番号　辛記い番自第一九四九号至第一九五四号
額面　金五十円　拂込金五十円
発行年月日　昭和十三年九月二十五日
発行者　小野田市小野田セメント製造株式会社取締役社長笠井眞三
最後の名義人　後藤田百合子

宇部市北琴芝福重方　申立人　小林　新

右の申立人の申立により次の目録に記載した株券について公示催告を為した処昭和二十二年五月九日午前九時の期日迄に権利を届出で且株券を提出する者がないので申立人の申立に基いて右の株券の無効を宣言する。

昭和二十二年五月九日　山口地方裁判所

目　録
一　宇部興産株式会社五株券一枚
記号番号　い号乙第四五八一号
額面　金二百五十円　拂込金[illegible]
一　宇部興産株式会社十株券九枚
記号番号　い号丙自二二八四二号至[illegible]
額面　金五百円　拂込金五百円
一　宇部興産株式会社十株券八枚
記号番号　は号丙自第一三八三[illegible]
至第一三八三八号
額面　金五百円　拂込金三百七十[illegible]
円以上各株券の
発行者　宇部興産株式会社取締役社長俵田明
最後の名義人　小林新

宇部市大字沖宇部一一九番地ノ二　申立人　飯田　和子
同所　右未成年に付親権者　飯田　[illegible]

右の申立人の申立により次の目録に記載した株券について公示催告を為した処昭和二十二年五月九日午前九時の期日迄に権利を届出で且株券を提出する者がないので申立人の申立に基いて右の株券の無効を宣言する。

昭和二十二年五月九日　山口地方裁判所

目　録
一　宇部興産株式会社旧株券三枚
記号番号　い甲自第五〇八号至[illegible]
額面　金五十円
拂込金　五十円

発行年月日　昭和十七年三月十日
一同会社新一株券三枚
記号番号　は甲自第三六八号至第三七〇号
額面　金五十円
拂込金　三十七円五十銭
発行年月日　昭和十七年三月十日
一同会社新五株券一枚
記号番号　は乙第二〇四号
額面　金二百五十円
拂込金　百八十七円五十銭
発行年月日　昭和十七年三月十日
一同会社新十株券四枚
記号番号　は号丙自第一二二五号至第一二二八号
額面　金五百円
拂込金　三百七十五円
発行年月日　昭和十七年三月十日
右各株券の
発行者　宇部市宇部興産株式会社取締役社長俵田明
最後の名義人　飯田和子

宇部市大字沖宇部一一九番地ノ二
申立人　飯田里一

右の申立人の申立により次の目録に記載した株券について公示催告を為したる処昭和二十二年五月九日午前九時の期日迄に権利を届出で且株券を提出する者がないので申立人の申立に基いて右の株券の無効を宣言する。

昭和二十二年五月九日　山口地方裁判所

目録

一宇部興産株式会社旧一株券六枚
記号番号　い甲自第一五八号至第一六〇号
ろ甲自第五六号至第五八号　額面金五十円　拂込金五十円
発行年月日　昭和十七年三月十日
一同会社旧五株券二枚
記号番号　い乙第二〇三号、ろ乙第一四一号
額面　金二百五十円　拂込金二百五十円
発行年月日　昭和十七年三月十日
一同会社旧十株券一枚
記号番号　ろ丙第五五九号　額面金五百円　拂込金五百円
発行年月日　昭和十七年三月十日
右各株券の
発行者　宇部市宇部興産株式会社取締役社長俵田明
最後の名義人　飯田里一

宇部市大字沖宇部一一九番地ノ二
申立人　飯田里一

右の申立人の申立により次の目録に記載した株券について公示催告を為したる処昭和二十二年五月九日午前九時の期日迄に権利を届出で且株券を提出する者がないので申立人の申立に基いて右の株券の無効を宣言する。

昭和二十二年五月九日　山口地方裁判所

目録

一元山運輸商事株式会社十株券四枚
記号番号　乙号は号第八四六号、第二二三号　額面金五百円
拂込金額四百円　発行年月日　昭和十一年三月五日
記号番号　丙号は号第九〇五号、第九〇六号　額面金五百円
拂込金額四百円　発行年月日　昭和十二年五月十一日
一同会社十株券一枚
記号番号　丁号は号第一一一号　額面金五百円
拂込金額五百円　発行年月日　昭和十二年七月十三日
右各株券の
発行者　宇部市元山運輸商事株式会社取締役社長松重善兵衛
最後の名義人　飯田里一

宇部市大字沖宇部一一九番地ノ二
申立人　飯田トメ
同所
右申立代理人　飯田里一

右の申立人の申立により次の目録に記載した株券について公示催告を為したる処昭和二十二年五月九日午前九時の期日迄に権利を届出で且株券を提出する者がないので申立人の申立に基いて右の株券の無効を宣言する。

昭和二十二年五月九日　山口地方裁判所

目録

一宇部曹達工業株式会社十株券二枚
記号番号　は第二五二五号、第二五二六号、額面金五百円、拂込金二百五十円　発行年月日　昭和十五年二月七日
発行者　宇部市宇部曹達工業株式会社取締役社長國吉信義
最後の名義人　飯田トメ

吉敷郡東岐波村第一七〇二番地
申立人　松崎　隆

右の申立人の申立により次の目録に記載した株券について公示催告を為したる処昭和二十二年五月九日午前九時の期日迄に権利を届出で且株券を提出する者がないので申立人の申立に基いて右の株券の無効を宣言する。

昭和二十二年五月九日　山口地方裁判所

目録

一本店及商号　宇部市大字小串一九七六番地ノ一宇部興産株式会社
一株券の種別記号番号及拂込金額　十株券い号内自一九九五八号至一九九六二号
但し一枚の額面　金五百円全額拂込済
一株券の発行者　宇部興産株式会社取締役社長俵田明
一発行年月日　昭和十七年六月八日
一最後の名義人　松崎節之進

宇部市大字中野開作五三二
申立人　松富　正

右の申立人の申立により次の目録に記載した株券について公示催告を為したる処昭和二十二年四月八日午前九時の期日迄に権利を届出で且株券を提出する者がないので申立人の申立に基いて右の株券の無効を宣言する。

昭和二十二年五月八日　山口地方裁判所

目録

一宇部興産株式会社十株券一枚
記号番号　ろ内第八八三一号
額面　金五百円　拂込金三十七円五十銭
発行年月日　昭和十七年六月八日
発行者　宇部市宇部興産株式会社取締役社長俵田明
最後の名義人　松富　正

東京都麹町区丸ノ内一丁目六番地
申立人　東京海上火災保険株式会社
山口市大字今道
右申立代理人　原田市之進

右の申立人の申立により次の目録に記載した証書について公示催告の為したる処昭和二十二年五月十四日午前九時の期日迄に権利を届出で且証書を提出する者がないので申立人の申立に基いて右の証書の無効を宣言する。

昭和二十二年五月十四日　山口地方裁判所

目録

一小野田セメント製造株式会社増資新株式第一回拂込株金領収証
番号　第四七九号　額面　金一万五千円也　一株ニ付金二十五円宛六百株分領収証　発行年月日　昭和十九年十月一日
発行者　小野田セメント製造株式会社代理株式会社帝國銀行東京支店
宛名　東亜火災海上再保険株式会社

◉行旅死亡人

本籍住所氏名不詳、四十五歳位、男、人相丈五尺二寸、円顔、円刈、やゝ肥え、着衣黒オーバー、國民服、黒ズボン、新しい布靴

本籍住所氏名不詳、四十歳位、男、人相丈五尺三寸、円刈、やせ型、面長、着衣カーキ色上衣、同ズボン、地下足袋

本籍住所氏名不詳、五十五歳位、男、人相五尺二寸位、やせ型、円顔、着物木綿國防色國民服上着、スフ入國防色上着、同ズボン、ねずみ色ジャンバー

本籍住所氏名不詳、三十五歳位、男、人相丈五尺五寸位、頭髪長く円顔、色黒く肥満した方、着衣薄茶色スフ入毛織シャツ、同もゝ引、徳利型薄茶色純毛シャツ、黒純毛三ッ揃

本籍住所不詳、高谷喜一郎、人相丈五尺四寸位、頭髪七三分、円顔、色青白、極く肥えた方、着衣薄茶色メリヤスシャツ二枚、同股引、卵色富士絹ペンス、同富士絹ワイシャツ、黒色縦しま三ッ揃及び純毛黒色オーバー、青地靴下、黒革短靴

以上行旅死亡人として昭和二十一年二月七日七條警察署より引渡を受け火葬す。心当りの向は申し出られたし。

本籍大阪市小樽町以下不詳、住所不詳、北尾正子、二十八歳、女、人相丈五尺位、円顔、中肉、眉濃い方、着衣こうしじま

右行旅病人として昭和二十年十二月三日七條警察署より引渡を受け救護中の処昭和二十一年一月三日死亡火葬す。心当りの向は申し出られたし。

本籍住所不詳、中村喜輔、五十歳位、男

本籍住所氏名不詳、六十歳、男、人相色白、面長、丸刈、やせ型、着衣白メリヤスシャツ、茶色しまネルのじゅばん、ねずみ色もんぺ上下、人絹黒帯、黒足袋

本籍住所不詳、早川正、五十歳位、男

本籍住所不詳、市村芳計、三十六歳位、男、人相丈五尺一寸位、面長、やゝ小型、左眼失明、頭髪五分刈、着衣メリヤスじゅばん二枚、同パッチ、國防色作業着、國防色ズボン、黒足袋、革バンド、所持品茨木東京都間の定期乗車券二枚、十円紙幣一枚

右行旅死亡人として昭和二十一年二月四日七條警察署より引渡を受け火葬す。心当りの向は申し出られたし。

本籍名古屋市中川区團戸町三丁目一三五、住所岐阜県恵那郡苗木町瀬戸一水六、伊藤正夫、当三十一歳、一月生

本籍住所氏名不詳、四十歳位、女、人相丈四尺九寸位、中肉、断髪、着衣茶色上衣、同ズボン、白足袋

本籍住所氏名不詳、三十歳位、女、人相四尺八寸、やせ型、面長、色白、断髪、着衣白ネルじゅばん、紺かすりひとえ、黒木綿もんぺ

以上行旅死亡人として昭和二十一年二月五日七條警察署より引渡を受け火葬す。心当りの向は申し出られたし。

本籍、大阪市港区畏服町一丁目百十一番地、住所不定、岩稲しな、七十八歳、女

右行旅病人として昭和二十年十二月十二日七條警察署より引渡を受け救護中の処昭和二十一年二月六日死亡火葬す。心当りの向は申し出られたし。

本籍住所不詳、佐藤達三、四十八歳、人相短男子、着衣[illegible]

右行旅死亡人として昭和二十一年二月六日七條警察署より引渡を受け火葬す。心当りの向は申し出られたし。

昭和二十一年五月一日　京都市下京区役所

◉公示催告中訂正

昭和二十二年四月十日附官報第六〇六九号本紙公告中株式会社小樽日活館の住所を小樽市稲穂町東七丁目六番地と訂正する。

昭和二十二年七月一日

日活株式会社
京都土地興業株式会社
明石日活株式会社
株式会社福知山映画劇場
株式会社小樽日活館
室蘭日活株式会社

定價　一ヶ月　十五円　一部　六十銭　送料実費
廣告料　本公告　八ポイント一行十七字詰　三十円
一般廣告　八ポイント一行十四字詰　二十五円

発行所　東京都新宿区市ヶ谷本村町　印刷局
電話九段五三一
振替東京一九〇〇〇　図書課

（國定規格A4判）

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可　◉号外　七月二十六日発行廣告一六頁●同二十九日発行廣告一六頁●同三十日発行廣告八頁●同日発行衆議院会議録十九号二頁●八月二日発行参議院会議録十八号八頁●同六日発行廣告八頁●同七日発行廣告八頁

第6172号　本文

第6172号 物価号外

号外
官報

廣告

◎公示催告

昭和二十一年（ヘ）第四六五〇号

千葉県香取郡佐原町佐原イ八十八番地 申立人 藤崎トリ

別紙表示ノ株券ニ付前記申立人ヨリ公示催告ノ申立ヲ為シタルニヨリ其所持人ハ昭和二十三年一月二十四日午前十時迄ニ当裁判所ニ権利ヲ届出テ且株券ヲ提出スヘシ若シ期日迄ニ届出及提出ヲ為サザルニ於テハ其ノ無効ヲ宣言スルコトアルヘシ

昭和二十二年五月十日
東京地方裁判所民事第十四部

（別紙） 目録

一、東洋曹達工業株式会社株券
一、一株ノ額面金額 金五十円
一株ノ払込金額 金五十円
二、株券ノ種類、枚数、記号番号 五十株券一枚乙ほ第六四三号
三、株券発行者 東洋曹達工業株式会社
四、株券発行年月日 昭和十二年十二月一日
五、株主名義人 藤崎トリ
六、最終所持人 右同人

昭和二十一年（ヘ）第四九七二号

富山市西田地方二二五番地 申立人 橋本孝興
右申立代理人弁護士 沼田勇三郎

別紙表示ノ株券ニ付前記申立人ヨリ公示催告ノ申立ヲ為シタルニヨリ其所持人ハ昭和二十三年一月二十四日午前十時迄ニ当裁判所ニ権利ヲ届出テ且株券ヲ提出スヘシ若シ期日迄ニ届出及提出ヲ為サザルニ於テハ其ノ無効ヲ宣言スルコトアルヘシ

昭和二十二年五月十日
東京地方裁判所民事第十四部

（別紙） 目録

関東配電株式会社株式百四十五株
但
一株ノ額面 金五十円也
一株ノ払込金 金五十円也
一株券記号番号 五十株券甲は第071688一枚、自甲ろ第192193至甲ろ第192201計九枚、一株券自甲い第195318至甲い第195322計五枚
計十五株
一株主最終名義人 橋本孝興

（別紙） 目録

一株式会社日立製作所株式但三十二株
株主名簿登録株主名 橋本孝興

株券種類	記号番号	枚数
十株券	て第四九五号	一枚五百円
〃株券	丙第七三四一四号	一枚同
一株券	同 自第三六一八八号至第三六一九三号	一枚五十円
〃株券	自第三四八〇一号至第三四八〇四号	〃枚
〃株券	自第七一八〇三号至第七一八〇四号	〃枚

昭和二十二年（ヘ）第四八号

大阪市西区川口町三十六番地
申立人 尼崎汽船株式会社
右代表者代表取締役 尼崎伊三郎
右代理人弁護士 西原誠直

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十三年一月二十四日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい若し期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがあるかも知れない。

昭和二十二年五月十日
東京地方裁判所民事第十四部

（別紙） 目録

三菱重工業株式会社株式一百九十五株
一枚ノ額面 金二千五百円也五十株券二枚
一記号番号 D自三四四四九至三四四五〇
一枚ノ額面 金五百円也十株券九枚
一記号番号 C自九〇一三二至九〇一四〇
一枚ノ額面 金二百五十円也五株券一枚
一記号番号 B五二九一
一株ノ払込金 金五十円也
一発行者 三菱重工業株式会社取締役社長郷古潔
一発行日 昭和十七年十月一日
一最終株主 合名会社尼崎汽船部代表社員尼崎伊三郎

三菱電機株式会社株式三百株
一枚ノ額面 金二千五百円也五十株券六枚
一株ノ払込金 金五十円
一記号番号及発行日 新丁自第〇七七三号至第〇七七六号以上昭和十二年三月二十二日発行、に自第〇一四七号至第〇一四八号以上昭和十五年十二月二日発行
一発行者 三菱電機株式会社取締役社長宮崎駒吉
一最終株主 尼崎汽船株式会社取締役社長尼崎伊三郎

三菱電機株式会社株式二百株
一枚ノ額面 金五百円也十株券二十枚
一株ノ払込金 金五十円也
一記号番号及発行日 新丙自第〇二〇六〇号至第〇二〇六九号以上昭和十二年三月二十二日発行、は自第〇〇四三四号至第〇〇四四三号以上昭和十五年十二月二日発行
一発行者 三菱電機株式会社取締役社長宮崎駒吉
一最終株主 尼崎汽船株式会社取締役社長尼崎伊三郎

株式会社三菱本社株式二百六十株
一枚ノ額面 金五百円也十株券二十六枚
一株ノ払込金 金五十円也
一記号番号 い丙自第一八〇三号至第一八二八号
一発行者 株式会社三菱本社取締役社長岩崎小彌太
一発行日 昭和十八年二月八日
一最終株主 合名会社尼崎汽船部

株式会社帝國銀行旧株式一千二百株
一枚ノ額面 金二千五百円也五十株券二十枚
一記号番号 甲自第五三三一号至第五三四〇号
一枚ノ額面 金五百円也十株券二十枚
一記号番号 甲自第四九三一五号至第四九三三四号
一株ノ払込金 金五十円也
一発行者 株式会社帝國銀行
一発行日 昭和十八年四月一日
一最終株主 合名会社尼崎汽船部代表社員尼崎伊三郎

株式会社帝國銀行第二新株式六百株
一枚ノ額面 金五百円也十株券六十枚
一株ノ払込金 金十二円五十銭也
一記号番号 丙自第二七三八〇号至第二七四三九号
一発行者 株式会社帝國銀行
一発行日 昭和十八年四月一日
一最終株主 合名会社尼崎汽船部代表社員尼崎伊三郎

帝國資金興業株式会社株式二百株
一枚ノ額面 金二千五百円也五十株券四枚
一株ノ払込金 金五十円也
一記号番号 ロ自第二七六〇号至第二七六三号
一発行者 帝國航空工業株式会社取締役社長石川博資
一発行日 昭和十九年三月十八日
一最終株主 合名会社尼崎汽船部代表社員尼崎伊三郎

石産金属工業株式会社株式四十株
一枚ノ額面 金五百円也
一株ノ払込金 金二十五円也
一記号番号 新ろ自第一〇〇〇五号至第一〇〇〇八号
一発行者 石産金属工業株式会社取締役会長石原新三郎
一発行日 昭和十六年十月一日
一最終株主 合名会社尼崎汽船部代表社員尼崎伊三郎

日本通運株式会社株式四百十二株
一枚ノ額面 金二千五百円也五十株券五枚
一記号番号及発行日 丙四自第二五三三号至第二五三七号以上昭和十七年十二月十五日発行
一枚ノ額面 金五百円也十株券十五枚
一記号番号及発行日 乙一自第六九八八号至第六九九六号以上昭和十七年四月十五日発行、乙四自第八七四三号至第八七四四号以上昭和十七年十二月十五日発行、ほ一自第四六〇一号至第四六〇四号以上昭和十七年九月八日発行
一枚ノ額面 金五十円也一株券十二枚
一記号番号及発行日 甲一自第四八〇〇号至第四八〇四号以上昭和十七年四月十五日発行、ろ一自第二二六七一号至第二二六七七号以上昭和十七年九月八日発行
一株ノ払込金 金五十円也
一発行者 日本通運株式会社社長早川慎一
一最終株主 合名会社尼崎汽船部代表社員尼崎伊三郎

汽車製造株式会社株式二百五十株
一枚ノ額面 金五千円也百株券二枚
一記号番号及発行日 わ自第三三号至第三四号昭和十四年六月一日発行
一枚ノ額面 金五百円也十株券五枚
一記号番号 ち自第一一五一号至第一一五五号大正十五年八月十日発行
一株ノ払込金 金五十円也
一発行者 汽車製造株式会社
一最終株主 尼崎汽船株式会社取締役社長尼崎伊三郎

株式会社大阪貯蓄銀行株式五十株
一枚ノ額面 金一千円也十株券五枚
一株ノ払込金 金一百円也
一記号番号 地自第四四七号至第四五一号
一発行者 株式会社大阪貯蓄銀行
一発行日 昭和八年七月二十一日
一最終株主 尼崎汽船株式会社取締役社長尼崎伊三郎

日東化学工業株式会社株式十株
一枚ノ額面 金五百円也十株券一枚
一株ノ払込金 金五十円也
一記号番号 ろ第一五〇一三号
一発行者 日東化学工業株式会社
一発行日 昭和十二年十月一日
一最終株主 合名会社尼崎汽船部代表社員尼崎伊三郎

昭和二十二年（ヘ）第一七三号

姫路市五軒邸二百二十二番地ノ九
申立人 瀧川喜久子
右代理人弁護士 長島勇雄

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十三年一月二十四日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい若し期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言されることがあるかも知れない。

昭和二十二年五月十日
東京地方裁判所民事第十四部

（別紙） 目録

一株式会社[illegible]株式[illegible]株
株券記号番号 [illegible]号
一株ノ額面 金[illegible]円也
一株ノ払込金 金[illegible]円也
株券ノ発行者 株式会社[illegible]
株券発行日 昭和十八年十月一日
最初ノ株主 姫路市[illegible]五十四番地
瀧川喜久子
最後ノ株主 右同人

昭和二十五年三月三十一日第三種郵便物認可 ◎号外 七月二十六日発行廣告一六頁●同二十九日発行廣告一六頁同三十日発行廣告八頁●同日発行衆議院会議録十九号二頁●八月二日発行参議院会議録十八号八頁●同六日発行廣告八頁●同七日発行廣告八頁

昭和二十五年三月三十一日 第三種郵便物認可
（國定規格A4判）

物価号外

昭和二十二年(ヘ)第一七七号
青森縣南津輕郡富木館村字福館
申立人　對馬　機

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十三年一月二十四日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言されることがあるかも知れない。

昭和二十二年五月十日
東京地方裁判所民事第十四部

（別紙）　目　録

一日本発送電株式会社株式五十株券二枚
記号番号　い丙第四三三三三七号、同四三三三三八号
額面金額　金二千五百円也
一株ノ金額　金五十円也（全額拂込済）
最終株主名義人　對馬機
最終所持人　同人
発行日　昭和十四年七月一日
発行者　東京都小石川区小石川町一丁目一ノ一　日本発送電株式会社

昭和二十二年(ヘ)第一八一号
大阪府南河内郡高鷲村南宮百六十八番地ノ三
申立人　船木茂兵衛
右代理人　大場　武男

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十三年一月二十四日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言されることがあるかも知れない。

昭和二十二年五月十日
東京地方裁判所民事第十四部

（別紙）　目　録

一証券種類　日本鉱業株式会社新株式十株券一枚
株券記号番号　る第四四〇五九号
株券発行者　東京都芝区田村町一丁目二番地日本鉱業株式会社取締役社長伊藤文吉
株券発行年月日　昭和十六年十一月十三日
額面　金五百円也
拂込金額　金三百七十五円也
最初ノ株主名　船本茂兵衛
現在名義人　船本茂兵衛

昭和二十二年(ヘ)第一八五号
富山縣富山市総曲輪百十二番地
申立人　本郷　幸信

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十三年一月二十四日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言されることがあるかも知れない。

昭和二十二年五月十日
東京地方裁判所民事第十四部

（別紙）　目　録

一昭和電工株式会社株式五十株此券五枚
内　訳
一種類枚数　十株券五枚
一株ノ金額　金五十円也
一株ニ付拂込金　金十三円五十銭
一額面　金五百円
一記号番号　ほ甲自第一一〇七一号至第一一〇七五号
一取得年月日　昭和十九年四月十五日
一発行年月日　昭和十九年六月二十日
一最終株主名義人　本郷幸信
一発行者　昭和電工株式会社

昭和二十二年(ヘ)第一八九号
神戸市生田区浪花町五十六番地
申立人　株式会社神戸銀行
右代表取締役　八馬　兼介
右代理人弁護士　栗岡富士雄

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十三年一月二十四日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言されることがあるかも知れない。

昭和二十二年五月十日
東京地方裁判所民事第十四部

（別紙）　目　録

一昭和鉱業株式会社株式五十株十株券五枚
1.記号番号　自仁丙第一〇七二号至仁丙第一〇七六号
2.株券額面　金五百円也
3.一株ノ金額　金五十円也
4.一株ニ付拂込金額　金五十円也
5.発行者　昭和鉱業株式会社取締役社長森矗昶
6.発行日　昭和十二年十月二十一日
7.最終名義人　高橋清一
8.質権者　株式会社神戸銀行

昭和二十二年(ヘ)第一九三号
神戸市須磨区西垂水町二千九十五番地
申立人　岸本　茂

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十三年一月二十四日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言されることがあるかも知れない。

昭和二十二年五月十日
東京地方裁判所民事第十四部

（別紙）　目　録

一王子製紙株式会社株式十株券二十枚
但シ
一株券額面　金五百円也
一株ノ拂込額　金五十円也
一記号番号　丙子ろ自第八五七七〇号至第八五七七四号、丙子ろ自第二八八七七号至第二八八八一号、丙子ろ自第九四〇七八号至第九四〇八七号
一発行者　王子製紙株式会社
一発行日　昭和十一年八月一日
一最終株主　岸本茂
一王子製紙株式会社株式五十株券一枚
但シ
一株券額面　金二千五百円也
一株ノ拂込額　金五十円也
一記号番号　富樺合は第一八一七号
一発行者　王子製紙株式会社
一発行日　昭和八年六月十五日
一最終株主　岸本茂
一王子製紙株式会社株式五十株券一枚
但シ
一株券額面　金二千五百円也
一株ノ拂込額　金五十円也
一記号番号　丙子は第一二九九四号
一発行者　王子製紙株式会社
一発行日　昭和十一年八月一日
一最終株主　岸本茂

昭和二十二年(ヘ)第一九七号
高松市丸亀町二十三番地
申立人　千切谷盛治郎

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十三年一月二十四日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言されることがあるかも知れない。

昭和二十二年五月十日
東京地方裁判所民事第十四部

（別紙）　目　録

東京芝浦電氣株式会社株式五十株券八枚
但シ
一株券額面　金二千五百円也
一株ノ拂込額　金五十円也
一記号番号　H自第五〇二七〇二号至第五〇二七〇七号、第五〇二七一二号、第五〇二七一三号
一発行者　東京芝浦電氣株式会社
一発行日　昭和十八年九月一日
一最終株主　千切谷盛治郎
東京芝浦電氣株式会社株式十株券六枚
但シ
一株券額面　金五百円也
一株ノ拂込額　金五十円也
一記号番号　D自第七〇三八九一号至第七〇三八九六号
一発行者　東京芝浦電氣株式会社
一発行日　昭和十五年七月二十日
一最終株主　千切谷盛治郎
東京芝浦電氣株式会社株式十株券四枚
但シ
一株券額面　金五百円也
一株ノ拂込額　金五十円也
一記号番号　B自七〇二五六二号至第七〇二六五号
一発行者　東京芝浦電氣株式会社
一発行日　昭和十四年九月二十日
一最終株主　千切谷盛治郎

昭和二十二年(ヘ)第二〇一号
名古屋市中区京町三丁目二十三番地
申立人　佐藤　邦雄
右代理人　大場　武男

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十三年一月二十四日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言されることがあるかも知れない。

昭和二十二年五月十日
東京地方裁判所民事第十四部

（別紙）　目　録

一証券種類　日本鉱業株式会社株式十株券九枚
株券記号番号　た自第一三九九三二号至第一三九九四〇号
株券発行者　東京都芝区田村町一丁目二番地日本鉱業株式会社取締役社長島田利吉
株券発行年月日　昭和十八年九月十五日
額面　金五十円也
拂込金額　金五十円也
最初ノ株主名　佐藤邦雄
現在名義人　佐藤邦雄

昭和二十二年(ヘ)第二〇五号
東京都西多摩郡福生町福生五十番地
申立人　高橋　頼四
右代理人　大場　武男

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十三年一月二十四日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言されることがあるかも知れない。

昭和二十二年五月十日
東京地方裁判所民事第十四部

（別紙）　目　録

一証券種類　日本鉱業株式会社株式五十株券一枚
株券記号番号　へ第五二一七号
株券発行者　東京都芝区田村町一丁目二番地日本鉱業株式会社取締役社長伊藤文吉
株券発行年月日　昭和十年三月二十日
額面　金二千五百円也
拂込金額　金二千五百円也
最初ノ株主名　森久三郎
現在名義人　高橋頼四

昭和二十二年(ヘ)第二〇九号
愛知縣知多郡富貴村大字東大高字山四番地ノ七十
申立人　小林隆之助

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十三年一月二十四日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言されることがあるかも知れない。

昭和二十二年五月十日
東京地方裁判所民事第十四部

（別紙）　目　録

一関東配電株式会社株式五十株券五枚
内　訳
株券額面　金二百五十円
一株ノ拂込額　金五十円
株券番号　甲は自第八二九〇〇号至第八二九〇三号、第四一二九〇号
株券発行者　関東配電株式会社
最終株式名義人　小林隆之助

昭和二十二年(ヘ)第二一七号
岡山市上内田町七十七番地
申立人　山本銀次郎

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十三年一月二十四日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言されることがあるかも知れない。

昭和二十二年五月十日
東京地方裁判所民事第十四部

（別紙）　目　録

一株式会社池貝鉄工所株式五十株券二枚
株券面額二千五百円　一株ノ金額五十円
一株ニ付拂込金三十七円五十銭
記号番号　は丁第七七七八号、第七七七八号
発行日　昭和十九年一月十日
当初株主　山本銀次郎
最終株主　同人
一株式会社池貝鉄工所株式十株券六枚
株券面額五百円　一株金額五十円
一株ニ付拂込金五十円
記号番号　乙第四三号、第一二六号、第九五八号、第一一〇号、第二一七号、第二〇七六号
発行日　昭和十一年九月二十四日
当初株主　澁谷潮
最終株主　山本銀次郎
一株式会社池貝鉄工所株式十株券三枚
株券面額五百円　一株金額五十円
一株ニ付拂込金五十円
記号番号　乙第四二三一号、第四二三三号
発行日　昭和十一年九月二十四日
当初株主　池貝同族合資会社代表者
池貝庄太郎
最終株主　山本銀次郎
一株式会社池貝鉄工所株式十株券一枚
株券面額五百円　一株ノ金額五十円
一株ニ付拂込金五十円
発行日　昭和十一年九月二十四日
当初株主　常盤保全株式会社取締役
社長千葉常千太郎
最終株主　山本銀次郎

昭和二十二年(ヘ)第二二五号
埼玉縣大宮市宮町一丁目四千八十三番地
申立人　相川　ぬい

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十三年一月二十四日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言されることがあるかも知れない。

昭和二十二年五月十日
東京地方裁判所民事第十四部

（別紙）　目　録

(一)日本石油株式会社発行株式十株券一枚
記号番号　ゐ号丙第二一五九八号
額面　金五百円
拂込金額　全額
発行年月日　大正十年十一月二十日
最終株主名義人　相川ぬい
(二)前同会社発行株式十株券一枚
記号番号　ゐ号丙第五九一〇〇号
額面　金五百円
拂込金額　全額
発行年月日　昭和十年十二月二十二日
最終株主名義人　相川ぬい
(三)日本曹達株式会社発行株式十株券一枚
記号番号　鋼新呂第九八七号
額面　金五百円
拂込金額　全額
最終株主名義人　相川ぬい

昭和二十二年(ヘ)第二二九号
岐阜市加納本町八丁目三十一番地
申立人　豊田　利平
右申立代理人弁護士　横山　茂
同　根本　好夫

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十三年一月二十四日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言されることがあるかも知れない。

昭和二十二年五月十日
東京地方裁判所民事第十四部

（別紙）　失権スヘキ株券目録　淺野セメント株式会社

一、株式銘柄　新株式
二、株券種類及び数量　十株券十枚
三、株金額　金五百円也（金三百円拂込済）
四、記号番号及発行当時名義人発行年月日　ゑ乙第二六五四二号（中村薪次郎）
〃第三三二〇五号、〃第三三四〇号（株式会社名古屋株式取引所理事長高橋彦二郎）
〃自第三二一〇九号至第三二一一〇号（鈴木甚松）
〃第三三五七一号（豊田利平）
以上大正十三年六月二十一日発行
波乙第三三八五号（大川テル）
〃自第三三三七九六号至第三三三七九七号（東株代行株式会社取締役社長沼間敬明）
〃第二八五六二号（豊田利平）
以上大正十年六月二十五日発行
五、発行者　淺野セメント株式会社取締役社長淺野總一郎
六、最終名義人　豊田利平

昭和二十二年(ヘ)第二三三号
岡山縣勝田郡植月村大字北五百二十四番地
申立人　酒木　作市
右申立代理人弁護士　横山　茂
同　根本　好夫

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十三年一月二十四日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言されることがあるかも知れない。

昭和二十二年五月十日
東京地方裁判所民事第十四部

（別紙）　失権スヘキ株券目録　淺野セメント株式会社

一、株式銘柄　第二新株式
二、株券種類及ヒ数量　十株券五枚
三、株金額　金五百円（金二百二十五円拂込済）
四、記号番号　甲乙自第五四〇三一号至第五四〇三五号
五、発行年月日　昭和二年六月六日
六、発行者　淺野セメント株式会社取締役社長淺野總一郎
七、発行当時名義人　淺野同族株式会社代表取締役社長淺野總一郎
八、最終名義人　酒木作市

昭和二十二年(ヘ)第八一号
長崎縣島原市中堀町五十九番地
申立人　佐藤　巍

別紙表示ノ株券ニ付前記申立人ヨリ公示催告ノ申立アリタルニヨリ其所持人ハ昭和二十三年二月二十日午前十時迄ニ当裁判所ニ権利ノ届出ヲ為シ且株券ヲ提出スヘシ若シ期日迄ニ届出及提出ヲ為サザルニ於テハ其ノ無効ヲ宣言スルコトアルヘシ

昭和二十二年五月二十三日
東京簡易裁判所

（別紙）　株券目録

日本石油株式会社株券一枚
但シ
一額面　五百円
一十株ニ付拂込金　金五百円
一記号　波号丙三八四八四号
一発行者　日本石油株式会社社長取締役渡邊譲吉
一株券発行日　大正十年十一月二十日
一最終株主名　佐藤巍
日本石油株式会社株券一枚
但シ
一額面　五百円
一十株ニ付拂込　金五百円
一記号　波号丙三三五二六号
一発行者　日本石油株式会社社長取締役渡邊譲吉
一株券発行日　大正十年十一月四十日
一最終株主名　佐藤巍
日本石油株式会社株券一枚
但シ
一額面　五百円
一十株ニ付拂込　金五百円
一記号　波号丙五〇九三九号
一発行者　日本石油株式会社社長取締役渡邊譲吉
一株券発行日　大正十一年十二月五日
一最終株主　佐藤巍
日本石油株式会社株券一枚
但シ
一額面　五百円
一十株ニ付拂込　金五百円
一記号　波号丙四二一三六号
一発行者　日本石油株式会社社長取締役渡邊譲吉
一株券発行日　大正十年十二月四十日
一最終株主　佐藤巍
日本石油株式会社株券一枚
但シ
一額面　五百円
一十株ニ付拂込金　五百円
一記号　波号丙三六〇七号
一発行者　日本石油株式会社社長取締役渡邊譲吉
一株券発行日　大正七年八月二十三日
一最終株主名　佐藤巍
日本石油株式会社株券一枚
但シ
一額面　五百円
一十株ニ付拂込金　五百円
一記号　波号丙三五八一六号
一発行者　日本石油株式会社社長取締役渡邊譲吉
一株券発行日　大正十年十一月二十日
一最終株主名　佐藤巍
日本石油株式会社株券一枚
但シ
一額面　五百円
一十株ニ付拂込金　五百円
一記号　波号丙三八〇〇号
一発行者　日本石油株式会社社長取締役渡邊譲吉
一発行日　大正十年十一月二十日
一最終株主名　佐藤巍
日本石油株式会社株券一枚
但シ
一額面　五百円
一十株ニ付拂込金　五百円
一記号　波号丙三九三三九号
一発行者　日本石油株式会社社長取締役渡邊譲吉
一発行日　大正十年十一月二十日
一最終株主名　佐藤巍
日本石油株式会社株券一枚
但シ
一額面　五百円
一十株ニ付拂込金　五百円
一記号　波号丙六一三八一号
一発行者　日本石油株式会社社長取締役渡邊譲吉
一発行日　昭和十五年四月三十日
一最終株主名　佐藤巍
日本石油株式会社株券一枚
但シ
一額面　五百円
一十株ニ付拂込金　五百円
一記号　波号丙三八四八五号
一発行者　日本石油株式会社社長取締役渡邊譲吉
一発行日　大正十年十一月二十日
一最終株主名　佐藤巍

昭和二十二年(ヘ)第八二号
東京都目黒区中目黒三丁目千百二十三番地
申立人　野寄　進
右代理人　大野　重藏

別紙表示ノ株券ニ付前記申立人ヨリ公示催告ノ申立アリタルニヨリ其所持人ハ昭和二十三年二月二十日午前十時迄ニ当裁判所ニ権利ノ届出ヲ為シ且株券ヲ提出スヘシ若シ期日迄ニ届出及提出ヲ為サザルニ於テハ其ノ無効ヲ宣言スルコトアルヘシ

昭和二十二年五月二十三日
東京簡易裁判所

（別紙）　目　録

一日清製粉株式会社株式
但シ旧株式十株券二枚、新株式十株券四枚

一株券額面　各金五百円也
一株ノ拂込額　旧株式金五十円也、新株式金二十五円也
一記号番号　旧株式乙第七四二三号、同第七四二四号、新株式戌第七六七九号、同第七六八〇号、同第一三八七四号、同第一三八七五号
一発行者　日清製粉株式会社取締役会長正田貞一郎
一発行日　昭和十二年七月十九日
一最終株主　野崎進

昭和二十二年(ヘ)第八三号
東京都目黒区中目黒三丁目千百二三番地
申立人　野崎進
右代理人　大野重藏

別紙表示ノ株券ニ付前記申立人ヨリ公示催告ノ申立ヲ為シタルニヨリ其所持人ハ昭和二十三年二月二十日午前十時迄ニ当裁判所ニ権利ヲ届出テ且株券ヲ提出スヘシ若シ期日迄ニ届出及提出ヲ為サヽルニ於テハ其ノ無効ヲ宣言スルコトアルヘシ

昭和二十二年五月二十三日　東京簡易裁判所

（別紙）　目録

日魯漁業株式会社株式一百株
但シ十株券十枚
一株券額面　各金五百円也
一株ノ拂込額　金五十円也
一記号番号並ニ発行年月日　乙第〇四八四九号、乙第〇四八五〇号、乙第〇五七二九号大正十一年三月二十六日、乙第二〇九八八号昭和七年十一月二十八日、ろ第〇三〇四〇号昭和七年九月二十二日、ろ第〇三三二八号昭和八年二月一日、戌第〇九一六五号大正十四年三月五日、戌第〇七五九二号大正十一年三月二十六日、戌第〇八九五〇号大正十二年十二月十日、戌第〇九二八一号大正十五年二月十五日
一発行者　日魯漁業株式会社
一最終株主　野崎進

昭和二十二年(ヘ)第八四号
東京都目黒区中目黒三千百二十三番地
申立人　野崎信一郎家督相続人　野崎進
右代理人　大野重藏

別紙表示ノ株券ニ付前記申立人ヨリ公示催告ノ申立ヲ為シタルニヨリ其所持人ハ昭和二十三年二月二十日午前十時迄ニ当裁判所ニ権利ヲ届出テ且株券ヲ提出スヘシ若シ期日迄ニ届出及提出ヲ為サヽルニ於テハ其ノ無効ヲ宣言スルコトアルヘシ

昭和二十二年五月二十三日　東京簡易裁判所

（別紙）　目録

大日本麦酒株式会社第一種株式二十株
但シ十株券二枚
一株券額面　各金五百円也
一株ノ拂込額　金五十円也
一記号番号　乙第二四二三七号、同第二四二三八号
一発行者　大日本麦酒株式会社代表取締役馬越恭平
一発行日　昭和四年十一月十五日
一最終株主　野崎信一郎
一最終所持人　野崎信一郎家督相続人野崎進

昭和二十二年(ヘ)第八五号
四日市市茂福浜町乙ノ千七百六十一番地
申立人　久志本久七郎
右代理人　大野重藏

別紙表示ノ株券ニ付前記申立人ヨリ公示催告ノ申立ヲ為シタルニヨリ其所持人ハ昭和二十三年二月二十日午前十時迄ニ当裁判所ニ権利ヲ届出テ且株券ヲ提出スヘシ若シ期日迄ニ届出及提出ヲ為サヽルニ於テハ其ノ無効ヲ宣言スルコトアルヘシ

昭和二十二年五月二十三日　東京簡易裁判所

（別紙）　目録

日本発送電株式会社株式二十株
但シ十株券二枚
一株券額面　各金五百円也
一株ノ拂込額　金五十円也
一記号番号　は乙第一九六三四四号、は乙第一九六三四五号
一発行者　日本発送電株式会社
一発行日　昭和十六年十一月三十日
一最終株主　久志本久七郎

昭和二十二年(ヘ)第八六号
大垣市本今町百九十八番地
申立人　臼井部
右代理人　大野重藏

別紙表示ノ株券ニ付前記申立人ヨリ公示催告ノ申立ヲ為シタルニヨリ其所持人ハ昭和二十三年二月二十日午前十時迄ニ当裁判所ニ権利ヲ届出テ且株券ヲ提出スヘシ若シ期日迄ニ届出及提出ヲ為サヽルニ於テハ其ノ無効ヲ宣言スルコトアルヘシ

昭和二十二年五月二十三日　東京簡易裁判所

（別紙）　目録

日本発送電株式会社株式六十株
但シ十株券六枚
一株券額面　各金五百円也
一株ノ拂込額　金五十円也
一記号番号　は乙自第九九三五九号至第九九三六四号
一発行者　日本発送電株式会社
一発行日　昭和十六年十一月三十日
一最終株主　臼井部

昭和二十二年(ヘ)第八七号
岐阜市本郷町四丁目四十五番地
申立人　稲葉紹瑛
右代理人　大野重藏

別紙表示ノ株券ニ付前記申立人ヨリ公示催告ノ申立ヲ為シタルニヨリ其所持人ハ昭和二十三年二月二十日午前十時迄ニ当裁判所ニ権利ヲ届出テ且株券ヲ提出スヘシ若シ期日迄ニ届出及提出ヲ為サヽルニ於テハ其ノ無効ヲ宣言スルコトアルヘシ

昭和二十二年五月二十三日　東京簡易裁判所

（別紙）　目録

株式会社日本勧業銀行株式十五株
但シ十株券一枚、一株券五枚
一株券額面　十株券金五百円也、一株券金五十円也
一株ノ拂込額　金五十円也
一記号番号　十株券西波号第九三六番、一株券申い号第九五四六番、同第九五四七番、同第一一二三番、同第一四〇五一番、同第一四一一七番
一発行者　株式会社日本勧業銀行
一発行日　西波昭和十三年五月二十八日、申い昭和十二年五月二十四日
一最終株主　稲葉紹瑛

昭和二十二年(ヘ)第八八号
東京都澁谷区隠田三丁目百七十八番地
申立人　松波港三郎
右代理人　大野重藏

別紙表示ノ株券ニ付前記申立人ヨリ公示催告ノ申立ヲ為シタルニヨリ其所持人ハ昭和二十三年二月二十日午前十時迄ニ当裁判所ニ権利ヲ届出テ且株券ヲ提出スヘシ若シ期日迄ニ届出及提出ヲ為サヽルニ於テハ其ノ無効ヲ宣言スルコトアルヘシ

昭和二十二年五月二十三日　東京簡易裁判所

（別紙）　目録

一大日本麦酒株式会社第一種株式六百株
但シ一百株券（額面金五千円也）六枚
一株ノ拂込額　金五十円也
記号番号　丙第五二四号、丙第五二五号、丙自第九九〇号至第九九三号
発行日　丙第五二四号、丙第五二五号昭和七年九月十六日、丙自第九九〇号至第九九三号大正九年八月一日
一大日本麦酒株式会社第三種株式一千六百株
但シ一百株券（額面金五千円也）一枚、五百株券（額面金二万五千円也）三枚
一株ノ拂込額　金十二円五十銭也
記号番号　一百株券丙第一八三六号、五百株券丁第八八号、丁第一〇九号、丁第一一〇号
発行日　丙第一八三六号、丁第八八号昭和三年八月二十一日、丁第一〇九号、丁第一一〇号昭和七年九月十六日
以上各株式ノ発行者　大日本麦酒株式会社代表取締役馬越恭平
最終株主　松波港三郎

昭和二十二年(ヘ)第八九号
八幡市門田鬼ケ原日鉄社宅二十八号
申立人　丸岡智惠
右代理人　大野重藏

別紙表示ノ株券ニ付前記申立人ヨリ公示催告ノ申立ヲ為シタルニヨリ其所持人ハ昭和二十三年二月二十日午前十時迄ニ当裁判所ニ権利ヲ届出テ且株券ヲ提出スヘシ若シ期日迄ニ届出及提出ヲ為サヽルニ於テハ其ノ無効ヲ宣言スルコトアルヘシ

昭和二十二年五月二十三日　東京簡易裁判所

（別紙）　目録

第一信託株式会社株式三十六株
但シ十株券三枚、一株券六枚
一株券額面　一株ニ付金五十円也
一株ノ拂込額　金十二円五十銭也
一記号番号　十株券乙自第一六五九号至第一六六一号、一株券甲自第一一〇二号至第一一〇七号
一発行者　第一信託株式会社取締役会長尾上登太郎
一発行日　昭和五年十二月一日
一最終株主　丸岡智惠

昭和二十二年(ヘ)第九〇号
岐阜県岐阜市加納鉄砲町一ノ九
申立人　堀繼子
右代理人　大野重藏

別紙表示ノ株券ニ付前記申立人ヨリ公示催告ノ申立ヲ為シタルニヨリ其所持人ハ昭和二十三年二月二十日午前十時迄ニ当裁判所ニ権利ヲ届出テ且株券ヲ提出スヘシ若シ期日迄ニ届出及提出ヲ為サヽルニ於テハ其ノ無効ヲ宣言スルコトアルヘシ

昭和二十二年五月二十三日　東京簡易裁判所

（別紙）　目録

一富士瓦斯紡績株式会社株式十六株
但シ十株券一枚、一株券六枚
株券額面　十株券金五百円也一株券金五十円也
一株ノ拂込額　金五十円也
記号番号　十株券丙第三八八九八号
一株券丁自第二〇一八九号至第二〇一九四号
一富士瓦斯紡績株式会社新株式二百株
但シ百株券二枚
株券額面　金五千円也
一株ノ拂込額　金二十五円也
記号番号　甲第一五四〇号、甲第一五四一号
以上各株式ノ発行者　富士瓦斯紡績株式会社取締役会長日比谷平左衛門
発行日　昭和十六年六月二十五日
最終株主　堀繼子

昭和二十二年(ヘ)第九二号
群馬県利根郡水上村湯檜曾百三十六番地
申立人　十樂寺義建
右代理人　大野重藏

別紙表示ノ株券ニ付前記申立人ヨリ公示催告ノ申立ヲ為シタルニヨリ其所持人ハ昭和二十三年二月二十日午前十時迄ニ当裁判所ニ権利ヲ届出テ且株券ヲ提出スヘシ若シ期日迄ニ届出及提出ヲ為サヽルニ於テハ其ノ無効ヲ宣言スルコトアルヘシ

昭和二十二年五月二十三日　東京簡易裁判所

（別紙）　目録

日本発送電株式会社株式二百株
但シ五十株券四枚
一株券額面　各金二千五百円也
一株ノ拂込額　金五十円也

一記号番号　い丙第九八六八号、同第九八九四号、同第一一三三〇号、同第二五八〇九号
一発行者　日本発送電株式会社
一発行日　昭和十四年七月一日
一最終株主　十樂寺義建

昭和二十二年(ヘ)第九四号
名古屋市千種区宮西町三丁目二十一番地
申立人　横井鑛
右代理人　大野重藏

別紙表示ノ株券ニ付前記申立人ヨリ公示催告ノ申立ヲ為シタルニヨリ其所持人ハ昭和二十三年二月二十日午前十時迄ニ当裁判所ニ権利ヲ届出テ且株券ヲ提出スヘシ若シ期日迄ニ届出及提出ヲ為サヽルニ於テハ其ノ無効ヲ宣言スルコトアルヘシ

昭和二十二年五月二十三日　東京簡易裁判所

（別紙）　目録

住友通信工業株式会社株式五十株
但シ五十株券一枚
一株券額面　金二千五百円也
一株ノ拂込額　金二十五円也
一記号番号　第三新丁第四八〇五号
一発行者　住友通信工業株式会社生産責任者社長梶井剛
一発行日　昭和十九年七月一日
一最終株主　横井鑛
昭和電工株式会社新株式五十株
但シ十株券五枚
一株券額面　各金五百円也
一株ノ拂込額　金十二円五十銭也拂込
一記号番号　ほ甲自第二六八九六号至第二六九〇〇号
一発行者　昭和電工株式会社
一発行日　昭和十九年六月二十三日
一最終株主　横井鑛

昭和二十二年(ヘ)第九五号
和歌山市関戸十七番地
申立人　安川愛之助
右代理人弁護士　鈴木於用

別紙表示ノ株券ニ付前記申立人ヨリ公示催告ノ申立ヲ為シタルニヨリ其所持人ハ昭和二十三年二月二十日午前十時迄ニ当裁判所ニ権利ヲ届出テ且株券ヲ提出スヘシ若シ期日迄ニ届出及提出ヲ為サヽルニ於テハ其ノ無効ヲ宣言スルコトアルヘシ

昭和二十二年五月二十三日　東京簡易裁判所

（別紙）　目録

一北海道炭礦汽船株式会社新株式五十株券一枚
記号番号　丙第五九一七号
一株額面　金五十円内金三十七円五十銭拂込
発行日附　昭和十四年三月十日
最終名義人　安川愛之助

昭和二十二年(ヘ)第九六号
福井県今立郡船津村上鯖江四十五号一番地
申立人　岩曾つね

別紙表示ノ株券ニ付前記申立人ヨリ公示催告ノ申立ヲ為シタルニヨリ其所持人ハ昭和二十三年二月二十日午前十時迄ニ当裁判所ニ権利ヲ届出テ且株券ヲ提出スヘシ若シ期日迄ニ届出及提出ヲ為サヽルニ於テハ其ノ無効ヲ宣言スルコトアルヘシ

昭和二十二年五月二十三日　東京簡易裁判所

（別紙）　目録

一石川島重工業株式会社株式五十株券一枚
記号番号　ほ丙種一二六四号
額面　金二千五百円也
一株ノ金額　金五十円也（全額拂込済）
発行年月日　昭和十四年九月一日
最終株主　岩曾つね
最後ノ所持人　岩曾つね

昭和二十二年(ヘ)第七九号
東京都北区滝野川町千六百五十三番地
申立人　帝國種苗殖産株式会社
右代表取締役　越部百四二
右代理人弁護士　吉田久
同　星野耕作

別紙表示ノ小切手ニ付前記申立人ヨリ公示催告ノ申立ヲ為シタルニヨリ其所持人ハ昭和二十三年二月二十日午前十時迄ニ当裁判所ニ権利ヲ届出テ且小切手ヲ提出スヘシ若シ期日迄ニ届出及提出ヲ為サヽルニ於テハ其ノ無効ヲ宣言スルコトアルヘシ

昭和二十二年五月二十三日　東京簡易裁判所

（別紙）　物件目録

一小切手一通
番号　HBY八二九〇号
額面　金二万五百九十円也
支拂人　株式会社安田銀行須田町支店
振出地　東京都麹町区
支拂地　東京都神田区
振出日　昭和二十二年一月十日
振出人　東京鉄道局主任繰替拂出納官吏鉄道官補矢部耕
受取人　帝國種苗殖産株式会社越部百四三

長崎市西浜町十番地
申立人　有川正夫

別紙目録記載の株券に付最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたからその所持人は昭和二十三年五月五日午前九時の公示催告期日迄に権利の届出をなし且株券を提出しなければならない。若し右期日までに届出及提出がないときは申立によりその無効であることを宣言することがある。

昭和二十二年五月十三日　玉島簡易裁判所

（別紙）　目録

一倉敷紡績株式会社株式十株券二枚
株券額面　金五百円也
拂込金額　全額拂込済
記号及番号　里乙第三六五〇号、同第三六五一号
発行者　倉敷紡績株式会社
発行日　昭和十六年八月五日
最終株主　有川正夫

岡山県倉敷市酒津二千三百八十四番地
申立人　梶谷齊

別紙目録記載の株券に付最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたからその所持人は昭和二十三年五月五日午前九時の公示催告期日迄に権利の届出をなし且株券を提出しなければならない。若し右期日迄に届出及提出がないときは申立によりその無効であることを宣言することがある。

昭和二十二年五月十三日　玉島簡易裁判所

（別紙）　目録

一倉敷絹織株式会社株式一株券四枚
額面金額　金五十円也
拂込金額　全額拂込済
記号及番号　以丁(自)第二四一七号(至)第二四一九号、第一三八二号
発行者　倉敷絹織株式会社
発行日　大正十五年九月十日
最終株主　梶谷齊

一倉敷絹織株式会社新株式一株券三枚
額面金額　金五十円也
拂込金額　金三十七円五十銭也
記号及番号　以丁(自)第七六二号(至)第七六四号
発行者　倉敷絹織株式会社
発行日　昭和八年十二月一日
最終株主　梶谷齊

長崎市西浜町十番地
申立人　有川吉之助

別紙目録記載の株券に付最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたからその所持人は昭和二十三年五月五日午前九時の公示催告期日迄に権利の届出をなし且株券を提出しなければならない。若し右期日までに届出及提出がないときは申立によりその無効であることを宣言することがある。

昭和二十二年五月十三日　玉島簡易裁判所

（別紙）　目録

一倉敷紡績株式会社株式十株券六枚
額面金額　金五百円也
拂込金額　全額拂込済
記号及番号　里乙第三六四七号ヨリ第三六四九号、ぬ乙第五九九一号ヨリ第五九九三号
発行者　倉敷紡績株式会社
発行日　昭和十六年八月五日
最終株主　有川吉之助

岡山県倉敷市酒津二千三百八十四番地
申立人　梶谷延

別紙目録記載の株券に付最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたからその所持人は昭和二十三年五月五日午前九時の公示催告期日迄に権利の届出をなし且株券を提出しなければならない。若し右期日迄に届出及提出がないときは申立によりその無効であることを宣言することがある。

昭和二十二年五月十三日　玉島簡易裁判所

（別紙）　目録

一倉敷絹織株式会社株式一株券四枚
額面金額　金五十円也
拂込金額　全額拂込済
記号及番号　以丁自第二四三四号至第二四三七号
発行者　倉敷絹織株式会社
発行日　大正十五年九月十日
最終株主　梶谷延

一倉敷絹織株式会社新株式一株券六枚
額面金額　金五十円也
拂込金額　金三十七円五十銭也
記号及番号　(イ)以丁自第七六六七号至第七六六九号、(ロ)波丁第一三〇八号、第七〇四二号、第七〇四三号
発行者　倉敷絹織株式会社
発行日　(イ)昭和八年十二月一日、(ロ)昭和九年三月二十四日
最終株主　梶谷延
一倉敷絹織株式会社新株式五株券一枚
額面金額　金二百五十円也
拂込金額　金十二円五十銭也
記号及番号　に丙第三四八号
発行者　倉敷絹織株式会社
発行日　昭和十一年一月一日
最終株主　梶谷延
一倉敷絹織株式会社新株式一株券一枚
額面金額　金五十円也
拂込金額　金十二円五十銭也
記号及番号　に丁第一六六九号
発行者　倉敷絹織株式会社
発行日　昭和十一年一月一日
最終株主　梶谷延

岡山市西中山下百五十四番地
申立人　尾錢二郎

別紙目録記載の株券に付最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたからその所持人は昭和二十三年五月五日午前九時の公示催告期日迄に権利の届出をなし且株券を提出しなければならない。若し右期日までに届出及提出がないときは申立によりその無効であることを宣言することがある。

昭和二十二年五月十三日　玉島簡易裁判所

（別紙）　目録

一、種類　倉敷絹織株式会社新株式十株
二、数量　一十株券一枚
三、株券額面　金五百円也
四、一株ニ付拂込金　三十七円五十銭也
五、記号、番号　ぬ乙第三三二三八号
六、発行者　倉敷絹織株式会社取締役社長大原總一郎
七、発行年月日　昭和八年十二月一日
八、当初株主　岡部常衛
九、最終株主　尾錢二郎

筑紫郡二日市町多々良健作所内中國鑛業株式会社二日市出張所
申立人　柴田金三郎
筑紫郡二日市町大字二日市天神町
申立代理人　大見[illegible]

第6172号　物価号外

證書ノ重要ナル旨趣
一小切手封鎖支拂一枚
小切手ノ額面　金二百七十二円也
受取人名義　柴田金三郎
記号及番号　ハエ〇九八一三号
小切手振出人　福岡市西部復員連絡局經理部分任資金前渡官吏復員事務官野中近
発行年月日　昭和二十二年一月十六日
小切手支拂地　福岡市日本銀行福岡市内代理店
最初ノ株主　柴田金三郎
最後ノ株主　同人
所得年月日　昭和二十二年一月十六日

前記申立人ハ右ノ証券ニ付公示催告ノ申立ヲ爲シタルニ因リ其ノ所持人ハ昭和二十二年九月一日午前九時迄ニ右証書ニ付当裁判所ニ權利ヲ届出且証書ヲ提出スヘシ若シ右期日迄ニ届出及提出ヲ爲ササルトキハ前記株券ノ無効ヲ宣言スヘシ

昭和二十二年三月五日　福岡区裁判所

筑紫郡二日市町多々良製作所内中國殘務整理部二日市出張所
申立人　姉川倍六
筑紫郡二日市町大字二日市字天神町
申立代理人　大里毅久夫

證書ノ重要ナル旨趣
一小切手封鎖支拂一枚
小切手ノ額面　金一千二百十二円也
受取名義人　姉川倍六
記号及番号　ハエ〇九八〇七号
小切手振出人　福岡市西部復員連絡局經理部分任資金前渡官吏復員事務官野中近
発行年月日　昭和二十二年一月十六日
小切手支拂地　福岡市日本銀行福岡市内代理店
最初ノ株主　姉川倍六
最後ノ株主　同人
所得年月日　昭和二十二年一月十六日

前記申立人ハ右ノ証券ニ付公示催告ノ申立ヲ爲シタルニ因リ其ノ所持人ハ昭和二十二年九月一日午前九時迄ニ右証書ニ付当裁判所ニ權利ヲ届出且証書ヲ提出スヘシ若シ右期日迄ニ届出及提出ヲ爲ササルトキハ前記株券ノ無効ヲ宣言スヘシ

昭和二十二年三月五日　福岡区裁判所

筑紫郡二日市町多々良製作所内中國殘務整理部二日市出張所
申立人　渡辺英雄
筑紫郡二日市町大字二日市字天神町
申立代理人　大里毅久夫

證書ノ重要ナル旨趣
一小切手封鎖支拂一枚
小切手ノ額面　金三百六十四円也
受取人名義　渡辺英雄
記号及番号　ハエ〇九八〇五号
小切手振出人　福岡市西部復員連絡局經理部分任資金前渡官吏復員事務官野中近
発行年月日　昭和二十二年一月十六日
小切手支拂地　福岡市日本銀行福岡市内代理店
最初ノ株主　渡辺英雄
最後ノ株主　同人
所得年月日　昭和二十二年一月十六日

前記申立人ハ右ノ証券ニ付公示催告ノ申立ヲ爲シタルニ因リ其ノ所持人ハ昭和二十二年九月一日午前九時迄ニ右証書ニ付当裁判所ニ權利ヲ届出且証書ヲ提出スヘシ若シ右期日迄ニ届出及提出ヲ爲ササルトキハ前記証券ノ無効ヲ宣言スヘシ

昭和二十二年三月五日　福岡区裁判所

筑紫郡二日市町多々良製作所内中國殘務整理部二日市出張所
申立人　荒木克巳
筑紫郡二日市町大字二日市字天神町
申立代理人　大里毅久夫

證書ノ重要ナル旨趣
一小切手封鎖支拂一枚
小切手ノ額面　金一千三十二円也
受取人名義　荒木克巳
記号及番号　ハエ〇九八二〇号
小切手振出人　福岡市西部復員連絡局經理部分任資金前渡官吏復員事務官野中近
発行年月日　昭和二十二年一月十六日
小切手支拂地　福岡市日本銀行福岡市内代理店
最初ノ株主　荒木克巳
最後ノ株主　同人
所得年月日　昭和二十二年一月十六日

前記申立人ハ右ノ証券ニ付公示催告ノ申立ヲ爲シタルニ因リ其ノ所持人ハ昭和二十二年九月一日午前九迄時ニ右証書ニ付当裁判所ニ權利ヲ届出且証書ヲ提出スヘシ若シ右期日迄ニ届出及提出ヲ爲ササルトキハ前記証券ノ無効ヲ宣言スヘシ

昭和二十二年三月五日　福岡区裁判所

筑紫郡二日市町多々良製作所内中國殘務整理部二日市出張所
申立人　眞玉明
筑紫郡二日市町大字二日市字天神町
申立代理人　大里毅久夫

證書ノ重要ナル旨趣
一小切手封鎖支拂一枚
小切手ノ額面　金一百四十四円也
受取人名義　眞玉明
記号及番号　ハエ〇九八〇六号
小切手振出人　福岡市西部復員連絡局經理部分任資金前渡官吏復員事務官野中近
発行年月日　昭和二十二年一月十六日
小切手支拂地　福岡市日本銀行福岡市内代理店
最初ノ株主　眞玉明
最後ノ株主　同人
所得年月日　昭和二十二年一月十六日

前記申立人ハ右ノ証券ニ付公示催告ノ申立ヲ爲シタルニ因リ其ノ所持人ハ昭和二十二年九月一日午前九時迄ニ右証書ニ付当裁判所ニ權利ヲ届出且証書ヲ提出スヘシ若シ右期日迄ニ届出及提出ヲ爲ササルトキハ前記証券ノ無効ヲ宣言スヘシ

昭和二十二年三月五日　福岡区裁判所

筑紫郡二日市町多々良製作所内中國殘務整理部二日市出張所
申立人　大石勇
筑紫郡二日市町大字二日市字天神町
申立代理人　大里毅久夫

證書ノ重要ナル旨趣
一小切手封鎖支拂一枚
小切手ノ額面　金六百四十四円也
受取人名義　大石勇
記号及番号　ハエ〇九八一七
小切手振出人　福岡市西部復員連絡局經理部分任資金前渡官吏復員事務官野中近
発行年月日　昭和二十二年一月十六日
小切手支拂地　福岡市日本銀行福岡市内代理店
最初ノ株主　大石勇
最後ノ株主　同人
所得年月日　昭和二十二年一月十六日

前記申立人ハ右ノ証券ニ付公示催告ノ申立ヲ爲シタルニ因リ其ノ所持人ハ昭和二十二年九月一日午前九時迄ニ右証書ニ付当裁判所ニ權利ヲ届出且証書ヲ提出スヘシ若シ右期日迄ニ届出及提出ヲ爲ササルトキハ前記証券ノ無効ヲ宣言スヘシ

昭和二十二年三月五日　福岡区裁判所

筑紫郡二日市町多々良製作所内中國殘務整理部二日市出張所
申立人　高山榮
筑紫郡二日市町大字二日市字天神町
申立代理人　大里毅久夫

證書ノ重要ナル旨趣
一小切手封鎖支拂一枚
小切手ノ額面　金六百十六円也
受取人名義　高山榮
記号及番号　ハエ〇九八〇九号
小切手振出人　福岡市西部復員連絡局經理部分任資金前渡官吏復員事務官野中近
発行年月日　昭和二十二年一月十六日
小切手支拂地　福岡市日本銀行福岡市内代理店
最初ノ株主　高山榮
最後ノ株主　同人
所得年月日　昭和二十二年一月十六日

前記申立人ハ右ノ証券ニ付公示催告ノ申立ヲ爲シタルニ因リ其ノ所持人ハ昭和二十二年九月一日午前九時迄ニ右証書ニ付当裁判所ニ權利ヲ届出且証書ヲ提出スヘシ若シ右期日迄ニ届出及提出ヲ爲ササルトキハ前記証券ノ無効ヲ宣言スヘシ

昭和二十二年三月五日　福岡区裁判所

筑紫郡二日市町多々良製作所内中國殘務整理部二日市出張所
申立人　白倉國人
筑紫郡二日市町大字二日市字天神町
申立代理人　大里毅久夫

證書ノ重要ナル旨趣
一小切手封鎖支拂一枚
小切手ノ額面　金二百七十二円也
受取人名義　白倉國人
記号及番号　ハエ〇九八〇四号
小切手振出人　福岡市西部復員連絡局經理部分任資金前渡官吏復員事務官野中近
発行年月日　昭和二十二年一月十六日
小切手支拂地　福岡市日本銀行福岡市内代理店
最初ノ株主　白倉國人
最後ノ株主　同人
所得年月日　昭和二十二年一月十六日

前記申立人ハ右ノ証券ニ付公示催告ノ申立ヲ爲シタルニ因リ其ノ所持人ハ昭和二十二年九月一日午前九時迄ニ右証書ニ付当裁判所ニ權利ヲ届出且証書ヲ提出スヘシ若シ右期日迄ニ届出及提出ヲ爲ササルトキハ前記証券ノ無効ヲ宣言スヘシ

昭和二十二年三月五日　福岡区裁判所

◉除權判決

三重縣四日市市塩浜区松泉町二一五、二号
申立人　佐伯義雄

別紙目録記載の株券に付いて最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたから、当裁判所は昭和二十一年八月二十日公示催告を爲したにも不拘昭和二十二年三月二十四日午前十時公示催告期日迄に該權利の届出及び該株券の提出がないので右申立人の申立に依つて左の如く判決する。

別紙目録記載の株券の無効なることを宣言する。

昭和二十二年五月一日　名古屋区裁判所

（別紙）　目録
一中部配電株式会社株式十株券十三枚
一株券額面　金五百円也
一拂込額　金五百円也
一記号番号　い乙自一一八八六〇号至一一八八七一号十二枚、い乙第二四一八七号一枚
一発行者　名古屋市中区南大津通二丁目五番地中部配電株式会社社長海東要造
一最終ノ株式名義人　佐伯義雄
一中部配電株式会社株式一株券二枚
一株券額面　金五十円也

一拂込額　金五十円也
一記号番号　い甲第一七二〇三二号、第一二〇三三号二枚
一発行者　名古屋市中区南大津通二丁目五番地中部配電株式会社社長海東要造
一最終ノ株式名義人　佐伯義雄

岐阜縣岐阜市長良葵町
申立人　玉井たつ

別紙目録記載の株券に付いて最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたから当裁判所は昭和二十一年九月二十日公示催告を爲したにも不拘昭和二十二年四月二十一日午前十時公示催告期日迄に該權利の届出及び該株券の提出がないので右申立人の申立に因つて左の如く判決する。

別紙目録記載の株券の無効なることを宣言する。

昭和二十二年五月一日　名古屋区裁判所

（別紙）　目録
一中部配電株式会社株式五十株券一枚
一株券額面　二千五百円也
一拂込額　金二千五百円也
一記号及番号　い丙第八五七三号一枚
一同会社株式十株券一枚
一株券額面　金五百円也
一拂込額　金五百円也
一記号及番号　い乙第八一七七六、一枚
以上何れも発行者　名古屋市中区南大津通二丁目五番地中部配電株式会社社長海東要造
一最終ノ株式名義人　玉井はつ

愛知縣岡崎市中町字瓦屋敷二十七番地
申立人　豊田つい

別紙目録記載の株券に付いて最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたから当裁判所は昭和二十一年八月二十四日公示催告を爲したにも不拘昭和二十二年四月十六日午前十時公示催告期日迄に該權利の届出及び該株券の提出がないので右申立人の申立に因つて左の如く判決する。

別紙目録記載の株券の無効なることを宣言する。

昭和二十二年五月一日　名古屋区裁判所

（別紙）　目録
一中部配電株式会社株式十株
一株ノ金額　金五十円
株券ノ記号番号　い乙第五六八四二号
株券ノ額面　金五百円
一株ノ拂込額　金五十円
発行者　名古屋市栄区南大津通二丁目五番地中部配電株式会社
最終株式名義人　豊田つい
一中部配電株式会社株式二株
一株ノ金額　金五十円
株券ノ記号番号　い甲第一〇三三四〇号、い甲第一〇三三四一号
株券ノ額面　金五十円
一株ノ拂込額　金五十円
発行者　名古屋市栄区南大津通二丁目五番地中部配電株式会社
最終株式名義人　豊田つい

愛知縣中島郡祖父江町大字森上
申立人　稲垣捨重

別紙目録記載の株券に付いて最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたから当裁判所は昭和二十一年六月十五日公示催告を爲したるにも不拘昭和二十二年二月二十一日午前十時公示催告期日迄に該權利の届出及び該株券の提出がないので右申立人の申立に因つて左の如く判決する。

別紙目録記載の株券の無効なることを宣言する。

昭和二十二年五月一日　名古屋区裁判所

（別紙）　目録
一愛知縣地方木材株式会社株式一株券四枚、十株券十枚
内　訳
株券番号　自甲い第五〇八号至第五一一号一株券四枚、自甲ろ第七〇四号至第七一[illegible]号十株券十枚
額面　金五千二百円（一株券ノ額面五十円宛、十株券ノ額面五百円宛ノ合計）
一株ニ付　金五十円宛拂込済
株券発行者　愛知縣地方木材株式会社取締役社長加藤周太郎
株券発行年月日　昭和十九年三月二十日
株主　稲垣捨重

東京都京橋区月島西仲通九丁目百十番地松本修二方
申立人　瀧谷今助

別紙目録記載の株券に付いて最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたから当裁判所は昭和二十一年六月十八日公示催告を爲したにも不拘昭和二十二年二月二十一日午前十時公示催告期日迄に該權利の届出及び該株券の提出がないので右申立人の申立に因つて左の如く判決する。

別紙目録記載の株券の無効なることを宣言する。

昭和二十二年五月一日　名古屋区裁判所

（別紙）　目録
中部配電株式会社発行株式十株券七枚
記号番号　自い乙第一四九九九一号至同第一四九九九七号
額面　金五百円
拂込金額　全額
最終株主名義人　瀧谷今助

岐阜縣岐阜市伊吹町一丁目九番地
棚橋えつ家督相続人
申立人　棚橋繁雄

別紙目録記載の株券に付いて最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたから当裁判所は昭和二十一年九月二十日公示催告を爲したにも不拘昭和二十二年四月十八日午前十時公示催告期日迄に該權利の届出及び該株券の提出がないので右申立人の申立に因つて左の如く判決する。

別紙目録記載の株券の無効なることを宣言する。

昭和二十二年五月一日　名古屋区裁判所

（別紙）　目録
一株式会社東海銀行株式百九十株
株券一枚ノ額面　金五百円也
全額拂込済一株ニ付金五十円也
但シ十株券十九枚此ノ記号番号甲ろ自第九五九三号至九六一一号
一株式会社東海銀行第二新株式三十株
株券一枚ノ額面金　五百円也一株ニ付五十円也
株券一枚ノ拂込金額　金二百五十円也一株ニ付金二十五円也
但シ十株券三枚此ノ記号番号丙ろ自四三九号至四四一号
発行年月日　昭和十六年十二月一日
発行者　名古屋市中区御幸本町通八丁目十八番地株式会社東海銀行取締役会長渡辺義郎取締役頭取井倉和雄
最終株主　棚橋えつ

（別紙）　目録
一中部配電株式会社株式十株券九枚
一株券額面　金五百円也
一拂込金額　金五百円也
一記号番号　い乙自第八一六七二号至第八一六八〇号九枚
一発行者　名古屋市中区南大津通二丁目五番地中部配電株式会社社長海東要造
一最終ノ株式名義人　棚橋えつ
一同上会社株式一株券六枚
一株券額面　金五十円也
一拂込金額　五十円也
一記号番号　い甲自第一五三三八八至第一六三三九三号六枚
一発行者　前同
一最終株式名義人　前同

名古屋市瑞穂区大喜町三丁目四十八番地
申立人　寺西とく

別紙目録記載の株券に付いて最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたから当裁判所は昭和二十一年八月二十四日公示催告を爲したにも不拘昭和二十二年四月十一日午前十時公示催告期日迄に該權利の届出及び該株券の提出がないので右申立人の申立に因つて左の如く判決する。

別紙目録記載の株券の無効なることを宣言する。

昭和二十二年五月一日　名古屋区裁判所

（別紙）　目録
一東邦瓦斯株式会社株式十株券四枚
額面　金五百円
一株ノ拂込金額　金五十円
記号番号　流第九〇一号、流第四〇八四号、流第四三五四号、流第一〇〇七二号
発行者　東邦瓦斯株式会社
最終株主名義人　寺西とく

三重縣鈴鹿市平田町大池住宅八号
申立人　勝田年惠

別紙目録記載の株券に付いて最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたから当裁判所は昭和二十一年九月二十日公示催告を爲したにも不拘昭和二十二年四月十八日午前十時公示催告期日迄に該權利の届出及び該株券の提出がないので右申立人の申立に因つて左の如く判決する。

別紙目録記載の株券の無効なることを宣言する。

昭和二十二年五月一日　名古屋区裁判所

（別紙）　目録
一証券ノ種類　中部配電株式会社株式十株券一枚
一証券記号番号　い乙第七二六六八号
一株券額面　金五百円
一拂込額　金五百円
一発行人　名古屋市中区南大津通二丁目五番地中部配電株式会社社長海東要造
一最終株式ノ名義人　勝田年惠

愛知縣岡崎市中町六丁目四番地
申立人　星野森

別紙目録記載の株券に付いて最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたから当裁判所は昭和二十一年九月二十日公示催告を爲したにも不拘昭和二十二年四月十八日午前十時公示催告期日迄に該權利の届出及び該株券の提出がないので右申立人の申立に因つて左の如く判決する。

別紙目録記載の株券の無効なることを宣言する。

昭和二十二年五月一日　名古屋区裁判所

（別紙）　目録
一中部配電株式会社株式二十株
一株ノ金額　金五十円
額面金額　金五百円
拂込金額　一株ニ付金五十円
記号番号　い乙自第五五六二五号至第五五六二六号
発行者　名古屋市中区南大津通二丁目五番地中部配電株式会社社長海東要造
最初ノ株式名義人及所持人　星野森

岡崎市村木町百六十番地
申立人　鈴木鋼次郎

別紙目録記載の株券について最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたから当裁判所は昭和二十一年八月二十日公示催告を爲したにも不拘昭和二十二年四月九日午前十時公示催告期日迄に權利の届出及び該株券の提出がないので右申立人の申立に因つて左の如く判決する。

別紙目録記載の株券の無効なることを宣言する。

昭和二十二年五月一日　名古屋区裁判所

（別紙）　目録
一株式会社東海銀行第一新株式三十株
一額面金額　金五百円
一株ノ金額　金五十円
拂込金額　一株ニ付金三十円
記号番号　乙ろ自第九六一九号至第九六二一号三枚

発行年月日　昭和十六年十一月一日
発行者　名古屋市中区御幸本町八丁目十八番地株式会社東海銀行取締役会長渡辺義郎取締役頭取井倉和雄
最終株式名義人及所持人　鈴木鋼次郎

岡崎市能見町二一七番地
申立人　矢野　安平

別紙目録記載の株券に付いて最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたから、当裁判所は昭和二十一年八月十四日公示催告を為したにも不拘昭和二十二年三月十九日午前十時公示催告期日迄に該権利の届出及び該株券の提出がないので右申立人の申立に因つて左の如く判決する。

別紙目録記載の株券の無効なることを宣言する。

昭和二十二年五月一日
名古屋区裁判所

(別紙)　目録
一　中部配電株式会社株式百八十株
一株ノ金額　金五十円
株式ノ記号番号　自い乙第九七六二四号至第九七六三〇号、自い乙第二五四〇九号至第二五四一五号、い乙第一二九四四号、い乙第一二九四五号、い乙第一二九六九九号、い乙第一五五三四五号
株券ノ額面　金五百円
一株ノ払込額　金五十円
発行者　名古屋市栄区南大津通二丁目五番地中部配電株式会社
最終株式名義人　矢野安平

岡崎市能見町二百十七番地
申立人　矢野　安平

別紙目録記載の株券に付いて最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたから、当裁判所は昭和二十一年九月二十日公示催告を為したにも不拘昭和二十二年四月十八日午前十時公示催告期日迄に該権利の届出及び該株券の提出がないので右申立人の申立に因つて左の如く判決する。

別紙目録記載の株券の無効なることを宣言する。

昭和二十二年五月一日
名古屋区裁判所

(別紙)　目録
一　名古屋鉄道株式会社旧株式十株
一株ノ金額　金五十円
額面金額　金五百円
払込金額　一株ニ付金五十円
記号番号　河は第一九〇五号
発行者　名古屋市中村区笹島町一丁目一番地名古屋鉄道株式会社取締役社長藍川清成
発行年月日　昭和十六年九月十五日
最終株式名義人及所持人　矢野安平

愛知県岡崎市中町六丁目四番地
申立人　星野ゆき子

別紙目録記載の株券に付いて最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたから、当裁判所は昭和二十一年九月二十日公示催告を為したにも不拘昭和二十二年四月十八日午前十時公示催告期日迄に該権利の届出及び該株券の提出がないので右申立人の申立に因つて左の如く判決する。

別紙目録記載の株券の無効なることを宣言する。

昭和二十二年五月一日
名古屋区裁判所

(別紙)　目録
一　中部配電株式会社株式六十株
一株ノ金額　金五十円
額面金額　金五百円
払込金額　一株ニ付金五十円
記号番号　い乙自第五五六二七号至第五五六二八号、い乙自第五五六八〇号至第五五六八三号
発行者　名古屋市中区南大津通二丁目五番地中部配電株式会社社長海東要造
最終株式名義人及所持人　星野ゆき子

埼玉県北埼玉郡不動岡町三番地
申立人　腰塚　敏治

別紙目録記載の株券に付いて最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたから、当裁判所は昭和二十一年九月二十日公示催告を為したにも不拘昭和二十二年四月二十一日午前十時公示催告期日迄に該権利の届出及び該株券の提出がないので右申立人の申立に因つて左の如く判決する。

別紙目録記載の株券の無効なることを宣言する。

昭和二十二年五月一日
名古屋区裁判所

(別紙)　目録
中部配電株式会社株式十株券三枚
但シ
一株券額面　金五百円也
一株ノ払込額　金五十円也
一　記号番号　い乙自第一四六四七〇号至第一四六四七二号
一　発行者　名古屋市中区南大津通二丁目五番地中部配電株式会社社長海東要造
一　発行日
一　最終株主　腰塚敏治

岐阜県岐阜市長良葵町
玉井五三郎家督相続人
申立人　玉井　義郎
右法定代理人親権者　玉井　たつ

別紙目録記載の株券に付いて最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたから、当裁判所は昭和二十一年九月二十日公示催告を為したにも不拘昭和二十二年四月二十一日午前十時公示催告期日迄に該権利の届出及び該株券の提出がないので右申立人の申立に因つて左の如く判決する。

別紙目録記載の株券の無効なることを宣言する。

昭和二十二年五月一日
名古屋区裁判所

(別紙)　目録
日本車輛製造株式会社株式五株券二枚
一　一株ノ額面　金五十円
一　同払込額金　五十円
一　記号及番号　丑第七〇号、戊第六六〇号二枚
一　発行者　名古屋市熱田区三本松町一丁目一番地日本車輛製造株式会社取締役社長岩垂捨三
一　最後ノ株式名義人　玉井五三郎
中部配電株式会社株式五十株券一枚
一　株券額面　金二千五百円也
一　払込額　金二千五百円也
一　記号及番号　い丙第六四二九号一枚
一　発行者　名古屋市中区南大津通二丁目五番地中部配電株式会社社長海東要造
一　最後ノ株式名義人　玉井五三郎
一　名古屋鉄道株式会社旧株式十二株
一　額面金額　い金五十円、ろ金二百五十円
一　払込金額　一株ニ付金五十円
一　記号番号　甲い自第七二三号至第七二五号、丁い自第三五四号至第三七号、甲ろ第一四二号
一　発行者　名古屋鉄道株式会社社長藍川清成
一　発行年月日　昭和十年十一月一日
一　最終所有者　玉井五三郎

名古屋市東区宮人町八津田倍三方
申立人　久世　慧雲

別紙目録記載の株券に付いて最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたから、当裁判所は昭和二十一年九月二十日公示催告を為したにも不拘昭和二十二年四月二十三日午前十時公示催告期日迄に該権利の届出及び該株券の提出がないので右申立人の申立に因つて左の如く判決する。

別紙目録記載の株券の無効なることを宣言する。

昭和二十二年五月一日
名古屋区裁判所

(別紙)　目録
中部配電株式会社株式四枚
内訳
一　五十株券(額面金二千五百円也)全額払込済
一　記号番号　い丙第二一〇三三号（一枚）
一　十株券(額面金五百円也)全額払込済
一　記号番号　い乙自第九五七三九号至第九五七四一号（三枚）
一　発行者　名古屋市中区南大津通二丁目五番地中部配電株式会社社長海東要造
一　最終ノ株式名義人　久世慧雲

名古屋市北区深田町一丁目五十七番地
申立人　森本　次郎

別紙目録記載の株券に付いて最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたから、当裁判所は昭和二十一年八月二十日公示催告を為したにも不拘昭和二十二年四月四日午前十時公示催告期日迄に該権利の届出及び該株券の提出がないので右申立人の申立に因つて左の如く判決する。

別紙目録記載の株券の無効なることを宣言する。

昭和二十二年四月十七日
名古屋区裁判所

(別紙)　目録
一　中部配電株式会社株式十株券一枚、一株券五枚
記号及番号　い乙第六四四五四号十株券一枚、い甲自第一〇六三八一号至第一〇六三八五号一株券五枚
一株ノ金額　五十円宛全額払込済
株券発行者　名古屋市中区南大津通二丁目五番地中部配電株式会社社長海東要造
最終株式名義人　太田みえの
最後ノ所持人　森本次郎

静岡県清水市駒越七一四番地ノ一
申立人　秋岡　守彦

別紙目録記載の株券に付いて最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたから、当裁判所は昭和二十一年九月二十日公示催告を為したにも不拘昭和二十二年四月二十五日午前十時公示催告期日迄に該権利の届出及び該株券の提出がないので右申立人の申立に因つて左の如く判決する。

別紙目録記載の株券の無効なることを宣言する。

昭和二十二年五月一日
名古屋区裁判所

(別紙)　目録
一　中部配電株式会社株式十株券三枚一株券二枚
但シ
一　株券額面　一株券金五十円也、十株券金五百円也
一　一株ノ払込額　金五十円也
一　記号番号　一株券い甲第一四四〇四二号、い甲第一〇四三号、十株券い乙自第一四七一七八号至第一四七一八〇号
一　発行者　名古屋市中区南大津通二丁目五番地中部配電株式会社社長海東要造
一　発行日
一　最終株主　秋岡守彦

名古屋市瑞穂区中山町三ノ十五
申立人　江上巳三郎

別紙目録記載の株券に付いて最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたから、当裁判所は昭和二十一年八月二十日公示催告を為したにも不拘昭和二十二年四月十一日午前十時公示催告期日迄に該権利の届出及び該株券の提出がないので右申立人の申立に因つて左の如く判決する。

別紙目録記載の株券の無効なることを宣言する。

昭和二十二年五月一日
名古屋区裁判所

(別紙)　目録
愛知時計電機株式会社株式十株券一枚、五株券四枚
但シ
一　株券額面　十株券金五百円也、五株券金二百五十円也
一　一株ノ払込額　金五十円也
一　記号番号　十株券癸第八七四一号、五株券丁第三〇五号、戊第二八四号、丁第三三五号、癸第一八六号

一　発行者　名古屋市熱田区千年字船方十五番地愛知時計電機株式会社取締役社長増本敏三郎
一　発行日
一　最終株主　江上巳三郎
愛知化学工業株式会社株式一株券二枚
但シ
一　株券額面　金五十円也
一　一株ノ払込額　金五十円也
一　記号番号　甲号第一七四一号、乙号第一三三四号
一　発行者　名古屋市中区南伊勢町一丁目三番地愛知化学工業株式会社取締役社長鈴木摠一郎
一　発行日
一　最終株主　江上巳三郎
愛知航空機株式会社株式十株券三枚
但シ
一　株券額面　金五百円也
一　一株ノ払込額　金三十五円也
一　記号番号　甲は自第〇一一九号至第〇一二一号
一　発行者　名古屋市中区東新町七番地ノ二愛知航空機株式会社常務取締役平野常樹
一　発行日　昭和十八年四月一日
一　最終株主　江上巳三郎

愛知県丹羽郡岩倉町西田口十一
申立人　伴野　庄次

別紙目録記載の株券に付いて最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたから、当裁判所は昭和二十一年八月二十日公示催告を為したにも不拘昭和二十二年四月十一日午前十時公示催告期日迄に該権利の届出及び該株券の提出がないので右申立人の申立に因つて左の如く判決する。

別紙目録記載の株券の無効なることを宣言する。

昭和二十二年五月一日
名古屋区裁判所

(別紙)　目録
中部配電株式会社株式十株券二十五枚
但シ
一　株券額面　金五百円也
一　一株ノ払込額　金五十円也
一　記号番号　い乙第一三六七一〇号、第一二三四四二号、第一二一四五八号、第一二一四五九号、い乙自第五二三一〇号至第五二三二一号、い乙自第七三九〇〇号至第七三九〇三号、い乙自第七九一二四号至第七九一二八号
一　発行者　名古屋市中区南大津通二丁目五番地中部配電株式会社社長海東要造
一　最終株主　伴野庄次

愛知県西春日井郡清洲町字廻間
申立人　久野國太郎

別紙目録記載の株券に付いて最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたから、当裁判所は昭和二十一年九月二十日公示催告を為したにも不拘昭和二十二年四月二十三日午前十時公示催告期日迄に該権利の届出及び該株券の提出がないので右申立人の申立に因つて左の如く判決する。

別紙目録記載の株券の無効なることを宣言する。

昭和二十二年五月一日
名古屋区裁判所

(別紙)　目録
中部配電株式会社株式十株券六枚一株券七枚
但シ
一　株券額面　(十株券)金五百円也（一株券)金五十円也
一　一株ノ払込額　金五十円也
一　記号番号　い乙自第九五六五〇号至第九五六五五号、い甲第一二〇四三三号、い甲自第一六六六四四号至第一六六六四九号
一　発行者　名古屋市中区南大津通二丁目五番地中部配電株式会社社長海東要造
一　発行日
一　最終株主　久野國次郎

岐阜市長良葵町玉井義郎方
申立人　米山　史子

別紙目録記載の株券に付いて最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたから、当裁判所は昭和二十一年九月二十日公示催告を為したにも不拘昭和二十二年四月二十一日午前十時公示催告期日迄に該権利の届出及び該株券の提出がないので右申立人の申立に因つて左の如く判決する。

別紙目録記載の株券の無効なることを宣言する。

昭和二十二年五月一日
名古屋区裁判所

(別紙)　目録
一　中部配電株式会社株式五十株券一枚
一　株券額面　金二千五百円
一　払込額　金二千五百円
一　記号及番号　い丙第一五四四七号
一　発行者　名古屋市中区南大津通二丁目五番地中部配電株式会社社長海東要造
一　最終ノ株式名義人　玉井史子

愛知県丹羽郡岩倉町西田口十一
申立人　伴野　庄次

別紙目録記載の株券に付いて最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたから、当裁判所は昭和二十一年九月二十日公示催告を為したにも不拘昭和二十二年四月二十一日午前十時公示催告期日迄に該権利の届出及び該株券の提出がないので右申立人の申立に因つて左の如く判決する。

別紙目録記載の株券の無効なることを宣言する。

昭和二十二年五月一日
名古屋区裁判所

(別紙)　目録
愛知時計電機株式会社株式十株券五枚
但シ
一　株券額面　金五百円也
一　一株ノ払込額　金五十円也
一　記号番号　癸第一二三六号、第四九七九号、第四九八一号、第四九八二号、第五三七一号
一　発行者　名古屋市熱田区千年字船方十五番地愛知時計電機株式会社取締役社長増本敏三郎
一　発行日　昭和十三年八月十五日
一　最終株主　伴野庄次

名古屋市瑞穂区玉水町二丁目四番地宮守貞治方
申立人　宮守　豊

別紙目録記載の株券に付いて最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたから、当裁判所は昭和二十一年六月十八日公示催告を為したにも不拘昭和二十二年二月十九日午前十時公示催告期日迄に該権利の届出及び該株券の提出がないので右申立人の申立に因つて左の如く判決する。

別紙目録記載の株券の無効なることを宣言する。

昭和二十二年五月一日
名古屋区裁判所

(別紙)　目録
一　中部配電株式会社株式十株券一枚一株券三枚
記号及番号　十株券一枚、い乙第一二七〇二〇号、い甲第一三五七四八号一株券一枚、い甲第一三五七四九号一株券一枚
額面　金六百円（一株券ノ額面五十円宛、十株券ノ額面五百円ノ合計）
一株ノ金額　五十円宛全額払込済
株券発行者　名古屋市中区南大津通二丁目五番地中部配電株式会社社長海東要造
最終株式名義人　宮守豊

三重県四日市市新丁三〇〇八番地
申立人　坂倉たるよ

別紙目録記載の株券に付いて最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたから、当裁判所は昭和二十一年九月二十日公示催告を為したにも不拘昭和二十二年四月二十五日午前十時公示催告期日迄に該権利の届出及び該株券の提出がないので右申立人の申立に因つて左の如く判決する。

別紙目録記載の株券の無効なることを宣言する。

昭和二十二年五月一日
名古屋区裁判所

(別紙)　目録
中部配電株式会社株式十株券一枚
但シ
一　株券額面　金五百円也
一　一株ノ払込額　金五十円也
一　記号番号　い乙第一二一六五六号
一　発行者　名古屋市中区南大津通二丁目五番地中部配電株式会社社長海東要造
一　発行日
一　最終株主　坂倉ちゑ　現在ノ所持人坂倉たるよ

愛知県丹羽郡岩倉町西田口十一
申立人　伴野　タツ

別紙目録記載の株券に付いて最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたから、当裁判所は昭和二十一年九月二十日公示催告を為したにも不拘昭和二十二年四月二十五日午前十時公示催告期日迄に該権利の届出及び該株券の提出がないので右申立人の申立に因つて左の如く判決する。

別紙目録記載の株券の無効なることを宣言する。

昭和二十二年五月一日
名古屋区裁判所

(別紙)　目録
中部配電株式会社株式十株券六枚
但シ
一　株券額面　金五百円也
一　一株ノ払込額　金五十円也
一　記号番号　い乙自第五二三二八号至第五二三三三号
一　発行者　名古屋市中区南大津通二丁目五番地中部配電株式会社社長海東要造
一　発行日
一　最終株主　たつコト伴野タツ

名古屋市中区横三ツ蔵町一丁目一番地
申立人　伊藤繁治郎

別紙目録記載の株券に付いて最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたから、当裁判所は昭和二十一年八月二十日公示催告を為したにも不拘昭和二十二年三月十九日午前十時公示催告期日迄に該権利の届出及び該株券の提出がないので右申立人の申立に因つて左の如く判決する

別紙目録記載の株券の無効なることを宣言する。

昭和二十二年五月一日
名古屋区裁判所

(別紙)　目録
一　大同製鋼株式会社株券十二枚
内訳
五十株券　ぬ丙第一一八九号第一一九〇号二枚
額面　金二千五百円払込金額金二千五百円
十株券　か乙自第三八〇号至第三八九号十枚
額面　金五百円払込金額金一百二十五円
発行者　名古屋市南区星崎町字繰出六十六番地大同製鋼株式会社取締役社長中村秀夫
最終所持人　伊藤繁治郎

名古屋市中川区愛知町三丁目六十一番地
申立人　安井　健諄
右申立代理人　兼正

別紙目録記載の株券に付いて最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたから当裁判所は昭和二十一年八月二十四日公示催告を為したにも不拘昭和二十二年三月二十四日午前十時公示催告期日迄に該権利の届出及び該株券の提出がないので右申立人の申立に因つて左の如く判決する

別紙目録記載の株券の無効なることを宣言する。

昭和二十二年五月一日
名古屋区裁判所

（別紙）　目　録

愛知縣地方木材株式会社株式一株券四枚、十株券弐枚、百株券二枚

但シ

一記号番号　一株券甲い第自三九六七至三九七〇号、十株券甲ろ第自三九六七至三九六八号、百株券甲よ第自六九二至六九三号

一株券額面　一株券五十円、十株券五百円、百株券五千円

一一株ノ拂込金額　金五十円也

一株券発行年月日　昭和十九年三月三十日

一発行者　名古屋市中川区西古渡町一丁目二十六番地愛知縣地方木材株式会社社長加藤周太郎

一最終株主　安井健壽

名古屋市瑞穂区櫻見町二丁目九番地

加藤清こと　申立人　日比野清

別紙目録記載の株券に付いて最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたから当裁判所は昭和二十一年九月二十日公示催告を爲したにも不拘昭和二十二年四月二十五日午前十時公示催告期日迄に該権利の届出及び該株券の提出がないので右申立人の申立に因つて左の如く判決する。

別紙目録記載の株券の無効なることを宣言する。

昭和二十二年五月一日　名古屋区裁判所

（別紙）　目　録

中部配電株式会社株式五十株券四枚

但シ

一株券額面　金二千五百円也

一一株拂込額　金五十円也

一記号番号　い丙自第七九六二号至第七九六五号

一発行者　名古屋市中区南大津通二丁目五番地中部配電株式会社社長海東要造

一最終株主　加藤清こと日比野清

一発行日

奈良縣磯城郡櫻井町櫻井九百ノ二　申立人　野口駿一

別紙目録記載の株券に付いて最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたから当裁判所は昭和二十一年九月二十日公示催告を爲したにも不拘昭和二十二年四月二十五日午前十時公示催告期日迄に該権利の届出及び該株券の提出がないので右申立人の申立に因つて左の如く判決する。

別紙目録記載の株券の無効なることを宣言する。

昭和二十二年五月一日　名古屋区裁判所

（別紙）　目　録

中部配電株式会社株式十枚

内　訳

一十株券（額面金五百円也）全額拂込済

一記号及番号　い乙自第九五一一二号至第九五一一五号（四枚）

一株券額（面金五十円也）全額拂込済

一記号及番号　い甲自第一二〇二一二号至第一二〇二一七号（六枚）

一発行者　名古屋市中区南大津通二丁目五番地中部配電株式会社社長海東要造

一最後ノ株式名義人　野口駿一

名古屋市東区水筒先町三丁目三十番地

申立人　田内志やう

右申立代理人　服部経次

別紙目録記載の株券に付いて最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたから当裁判所は昭和二十一年八月二十四日公示催告を爲したにも不拘昭和二十二年四月十六日午前十時公示催告期日迄に該権利の届出及び該株券の提出がないので右申立人の申立に因つて左の如く判決する。

別紙目録記載の株券の無効なることを宣言する。

昭和二十二年五月一日　名古屋区裁判所

（別紙）　目　録

中部配電株式会社株式一株券十枚

一額面金額　金五十円也

一拂込金額　金五十円也

一記号番号　い甲自一一二七四一号至一一二七四四号四枚、い甲自一一六二六六四号至一一六二六六九号六枚

一発行者　名古屋市栄区南大津通二丁目五番地中部配電株式会社取締役社長海東要造

一最終株主名義人　田内志やう

中部配電株式会社株式十株券十枚

一額面金額　金五百円也

一拂込金額　金五百円也

一記号及番号　い乙自七八八六六号至七八八七五号十枚

一発行者　名古屋市栄区南大津通二丁目五番地中部配電株式会社取締役社長海東要造

一最終株主名義人　田内志やう

名古屋鉄道株式会社株式旧株十株券一枚新株十株券一枚

一額面金額　金五百円也

一拂込金額　旧株式一株ニ付五十円、新株式一株ニ付二十五円

一記号及番号　旧株式丙は第二四四二号、新株式新は第四〇九〇〇号

一発行者　名古屋鉄道株式会社取締役社長藍川清成

一発行年月日　旧株式昭和十年十一月一日、新株式昭和十三年四月十五日

一最終所持者　田内志やう

愛知縣海部郡佐屋村字佐屋北一色

鈴木達道郎方　申立人　高松亥太郎

別紙目録記載の株券に付いて最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたから当裁判所は昭和二十一年六月十八日公示催告を爲したにも不拘昭和二十二年二月二十四日午前十時公示催告期日迄に該株券の届出及び該株券の提出がないので右申立人の申立に因つて左の如く判決する。

別紙目録記載の株券の無効なることを宣言する。

昭和二十二年五月一日　名古屋区裁判所

（別紙）　目　録

中部電氣實業株式会社株式四十株十株券四通

内　訳

一株券番号　甲第〇一四号、甲第〇一五号、甲第〇四六号、甲第〇四七号

一株券発行者　中部電氣實業株式会社

一株券発行地　名古屋市

一株券額面　金二千円

一一株ノ金額　金五十円

一株券発行年月日　昭和六年十一月一日

一名義人　高松亥太郎

岐阜縣可兒郡今渡町下恵土二千九百八十七番地　申立人　藤田興曾春

別紙目録表示の株券に付申立人の申立により公示催告を爲したところ昭和二十二年四月三十日午前九時迄に権利の届出及び右株券の提出を爲す者がないので申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十二年四月三十日　御嵩区裁判所

（別紙）　目　録

一、名称東濃貨物運輸株式会社十株券二通

一株券額面　金五百円

一一株の拂込金額　金五十円

一記号番号　乙第六六四号、同第六六五号

一発行者　東濃貨物運輸株式会社取締役社長林節治

一最終株式名義人　藤田興曾春

二、名称東濃貨物運輸株式会社株式一株券一通

一株券額面金　五十円

一一株の拂込金額　金五十円

一記号番号　丁第五八一号

一発行者及最終株式名義人　右一に同じ

石川縣江沼郡山中町八ノ三十番地　申立人　八木市松

右代理人　松浦節夫

右申立人から別紙目録表示の株券について公示催告の申立があつたので当裁判所は公示催告を爲したところ昭和二十二年四月三十日午前十時の期日までに権利を届出でかつ右株券を提出する者がなかつたから申立人の申立に基ずいて右株券の無効を宣言する。

昭和二十二年四月三十日　金沢区裁判所

（別紙）　株券目録

旧温泉電軌株式会社株券四枚此株式数四株

一記号番号　に自七一一二至七一一五号

一株券額面　金五十円

一一株ノ拂込額　金五十円

一発行年月日　大正二年十一月十五日

一発行者　温泉電軌株式会社取締役社長横山章

一最終ノ株式名義人　八木市松

石川縣江沼郡山中町八ノ二五番地　申立人　松浦重藏

右代理人　松浦節夫

右申立人から別紙目録表示の株券について公示催告の申立があつたので当裁判所は公示催告を爲したところ昭和二十二年四月三十日午前十時の期日までに権利を届出でかつ右株券を提出する者がなかつたから申立人の申立に基ずいて右株券の無効を宣言する。

昭和二十二年四月三十日　金沢区裁判所

（別紙）　株券目録

旧温泉電軌株式会社株券四枚此株式数二十株

一記号番号　は自五九八号至六〇一号

一株券額面　金二百五十円

一一株ノ拂込額　金五十円

一発行年月日　大正二年十一月十五日

一発行者　温泉電軌株式会社取締役社長横山章

一最終ノ株式名義人　松浦重藏

富山市衣服町四番地　申立人　永森菊次郎

右親権者母　永森　[illegible]

右申立人から別紙目録表示の株券について公示催告の申立があつたので当裁判所は公示催告を爲したところ昭和二十二年四月二十六日午前十時の期日までに権利を届出でかつ右株券を提出する者がなかつたから申立人の申立に基ずいて右株券の無効を宣言する。

昭和二十二年四月二十六日　金沢区裁判所

（別紙）　目　録

北陸鉄道株式会社株式四十一株十株券四枚、一株券一枚

一株券額面　十株券五百円也、一株券五十円也

一一株の拂込金額　四十円也

一記号番号　十株券は乙自第八八七号至第八九〇号、一株券い乙第五四〇六号

一発行年月日　昭和十八年十月十三日

一発行者　北陸鉄道株式会社取締役社長林屋亀次郎

一最終株式名義人　永森菊次郎

富山市舟橋今町三四　申立人　吉川良平

右代理人　吉川章

右申立人から別紙目録表示の株券について公示催告の申立があつたので当裁判所は公示催告を爲したところ昭和二十二年五月二日午前十時の期日までに権利を届出でかつ右株券を提出する者がなかつたから申立人の申立に基ずいて右株券の無効を宣言する。

昭和二十二年五月二日　金沢区裁判所

（別紙）　目　録

北陸鉄道株式会社株式六十株此の券二枚

内　訳

一五十株券　一枚

額面金額　金二千五百円也

記号番号　に乙第六二号

一十株券　一枚

額面金額　金五百円也

記号番号　は乙第五四七号

一一株の拂込金額　金四十円也

一発行年月日　昭和十八年十月十三日

一発行者　金沢市上胡桃町五十二番地北陸鉄道株式会社取締役社長林屋亀次郎

一株式名義人　吉川良平

一最終所持人　同人

千葉縣千葉郡白井村中野九〇〇

今井健之助遺産相続人

申立人　今井千之吉

同　今井さく

右両名代理人　北島芳郎

右申立人から、別紙目録表示の株券について、公示催告の申立があつたので当裁判所は公示催告を爲したところ、昭和二十二年五月二日午前十時の期日までに権利を届出でかつ右株券を提出する者がなかつたから、申立人の申立に基ずいて右株券の無効を宣言する。

昭和二十二年五月二日　金沢区裁判所

（別紙）　目　録

株式会社小松製作所新株式五十株券一枚

但

一株券額面　金二千五百円也

一拂込金額　一株ニ付金二十五円也

一記号番号　保丙第六二〇四号

一発行者　小松市八日市町地方五番地株式会社小松製作所取締役社長中村稅

一当初株主　住友生命保険株式会社

一最終株主　今井健之助

一最終所持人　今井千之吉、今井さく

石川縣江沼郡月津村字矢田イ二十八番地　申立人　西田庄太郎

右代理人弁護士　塚本助次郎

右申立人から別紙目録表示の株券について、公示催告の申立があつたので金沢区裁判所は公示催告を爲したところ、昭和二十二年五月六日午前十時の期日までに、権利の届出でかつ右株券の提出する者がなかつたから、申立人の申立に基ずいて右株券の無効を宣言する。

昭和二十二年五月六日　金沢地方裁判所

（別紙）　目　録

北陸鉄道株式会社株券一枚此株数十株

但株券額面　五百円也

一株ノ拂込金額　五十円也

記号番号　は甲九八号

発行年月日　昭和十八年十月十三日

発行者　北陸鉄道株式会社取締役林尾亀次郎

最終株主　西田庄太郎

小松市粟津町ワ二十六番地　申立人　新井寛次

右申立人から、別紙目録表示の株券について、公示催告の申立があつたので金沢区裁判所は公示催告を爲したところ昭和二十二年五月六日午前十時の期日までに、権利を届出でかつ右株券を提出する者がなかつたから、申立人の申立に基ずいて右株券の無効を宣言する。

昭和二十二年五月六日　金沢地方裁判所

（別紙）　株券目録

旧温泉電軌株式会社株券三枚此株式数三株

一記号番号　に自一六二二号至一六二四号

一株券額面　金五十円

一一株ノ拂込額　金五十円

一発行年月日　大正二年十一月十五日

一発行者　温泉電軌株式会社取締役社長横山章

一最終ノ株式名義人　藤井寛次

福岡縣三潴郡大川町千九百二十三番地　申立人　角本綱市

左記表示の株券に付て申立人から公示催告の申立があつたので当裁判所は公示催告を爲した処昭和二十二年五月六日午前九時迄に権利の届出で及び株券を提出する者がないので申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十二年五月六日　廣島地方裁判所

一中國配電株式会社株券五十株券三枚

株券番号　丁第一八六四四号、丁第八九一号、丁第二四一〇八号

一額面金額　金二千五百円

一株金額　金五十円

商号　中國配電株式会社

発行年月日　昭和十七年八月一日

発行者　中國配電株式会社社長鈴川貫一

最終株主　角本綱市

最終所持人　角本綱市

廣島縣佐伯郡廿日市町魚ノ棚二百三十八番地　申立人　井前照利

左記表示の株券に付いて申立人から公示催告の申立があつたので当裁判所は公示催告を爲した処昭和二十二年五月六日午前九時迄に権利の届出で及び株券を提出する者がないので申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十二年五月六日　廣島地方裁判所

一廣島縣地方木材株式会社株券五十株券一枚

株券番号　決丁第九号

額面　金二千五百円

一株金額　金五十円

商号　廣島縣地方木材株式会社

発行年月日　昭和十九年十月一日

発行者　廣島縣地方木材株式会社社長田中好一

最終株主　二六木材商行代表社員井前重一

最終所持人　井前照利

廣島市土手町二十一番地　申立人　坂本ノブ

左記表示の株券に付いて申立人から公示催告の申立があつたので当裁判所は公示催告を爲した処昭和二十二年五月六日午前九時迄に権利の届出で及び株券を提出する者がないので申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十二年五月六日　廣島地方裁判所

一中國配電株式会社株券十株券十枚

株券番号　自丙第六三六八二号至丙第六三六九一号

一額面　金五百円

一株金額　金五十円

商号　中國配電株式会社

発行年月日　昭和十七年八月一日

発行者　中國配電株式会社社長鈴川貫一

最終株主　坂本ノブ

最終所持人　坂本ノブ

大阪府泉南郡佐野町四千八百九十五番地　申立人　向井七五三壽計

左記表示の株券に付いて申立人から公示催告の申立があつたので当裁判所は公示催告を爲した処昭和二十二年五月六日午前九時迄に権利の届出で及び株券を提出する者がないので申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十二年五月六日　廣島地方裁判所

一東洋工業株式会社株券五十株券一枚

株券番号　を第三六二〇号

額面　金二千五百円（全額拂込済）

一株金額　金五十円

商号　東洋工業株式会社

発行年月日　昭和十八年四月十日

発行者　東洋工業株式会社取締役社長松田重次郎

最終株主　向井七五三壽計

最終所持人　向井七五三壽計

大阪府豊能郡箕面村大字平尾　申立人　岸本正清

右申立代理人　當代峯一

左記表示の株券に付いて申立人から公示催告の申立があつたので当裁判所は公示催告を爲した処昭和二十二年五月六日午前九時迄に権利の届出で及び株券を提出する者がないので申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十二年五月六日　廣島地方裁判所

一東洋工業株式会社株券五十株券一枚

株券番号　を第三六六一号

額面　金二千五百円（全額拂込済）

一株金額　金五十円

商号　東洋工業株式会社

発行年月日　昭和十八年四月十日

発行者　東洋工業株式会社取締役社長松田重次郎

最終株主並最終所持人　岸本正清

大阪市阿倍野区相生通三丁目九番地　申立人　小畑修一

右申立代理人　當代峯一

左記表示の株券に付いて申立人から公示催告の申立があつたので当裁判所は公示催告を爲した処昭和二十二年五月六日午前九時迄に権利の届出で及び株券を提出する者がないので申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十二年五月六日　廣島地方裁判所

一東洋工業株式会社株券十株券三枚

株券番号　（イ）り第三三二一五号、（ロ）わ第二〇三九号

額面　金五百円（全額拂込済）

一株金額　金五十円

商号　東洋工業株式会社

発行年月日　（イ）昭和十二年五月一日、（ロ）昭和十八年四月十日

発行者　東洋工業株式会社取締役社長松田重次郎

最終株主　小畑修

最終所持人　小畑修

廣島市江波本町四百八十四番地ノ一　申立人　久保田清子

左記表示の証券に付いて申立人から公示催告の申立があつたので当裁判所は公示催告を爲した処昭和二十二年五月六日午前九時迄に権利の届出で及び証券を提出する者がないので申立人の申立に基いて前記証券の無効を宣言する。

昭和二十二年五月六日　廣島地方裁判所

一小切手一通

小切手番号　第一二一五号

額面　金六千一百円

振出年月日　昭和二十年九月六日

振出人　帝國銀行釜山支店

受取人　久保田清子

支拂銀行　帝國銀行廣島支店

最終所持人　久保田清子

廣島市段原東浦町七八六番地　申立人　田中豐

左記表示の株券に付いて申立人から公示催告の申立があつたので当裁判所は公示催告を爲した処昭和二十二年五月六日午前九時迄に権利の届出で及び株券を提出する者がないので申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十二年五月六日　廣島地方裁判所

一中國配電株式会社株券（イ）一株券四枚、（ロ）五株券一枚、（ハ）十株券二枚

株券番号　（イ）甲第四三五一七号、自甲第四九五一五号至甲第四九五一七号、（ロ）[illegible]、（ハ）[illegible]

額面　（イ）金五十円（ロ）金二百五十円（ハ）金五百円

一株金額　金五十円

商号　中國配電株式会社

発行年月日　昭和十七年八月一日

発行者　中國配電株式会社社長鈴川貫一

最終株主　田中豐

最終所持人　田中豐

岡山市上出町一

申立人　世良田誠次

左記表示の株券に付いて申立人から公示催告の申立があつたので当裁判所は公示催告を爲した処昭和二十二年五月六日午前九時迄に権利の届出で及び株券を提出する者がないので申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十二年五月六日　廣島地方裁判所

一中國配電株式会社株券(イ)五株券一枚(ロ)一株券二枚
株券番号　(イ)乙第七二九九号(ロ)甲第二九〇六九号、甲第二九〇七〇号
額面　(イ)金二百五十円(ロ)金五十円
一株金額　金五十円
商号　中國配電株式会社
発行年月日　昭和十七年八月一日
発行者　中國配電株式会社社長鈴川貫一
最終株主　世良田誠次
最終所持人　世良田誠次

廣島市段原山崎町三百二番地ノ十

申立人　梶本アイ

右申立代理人　高橋勝二

左記表示の株券に付いて申立人から公示催告の申立があつたので当裁判所は公示催告を爲した処昭和二十二年五月六日午前九時迄に権利の届出で及び株券を提出する者がないので申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十二年五月六日　廣島地方裁判所

一中國配電株式会社株券五十株券一枚
株券番号　丁第二四三一八号
額面　金二千五百円
一株金額　金五十円
商号　中國配電株式会社
発行年月日　昭和十七年八月一日
発行者　中國配電株式会社社長鈴川貫一
最終株主　梶本アイ
最終所持人　梶本アイ

廣島縣安佐郡三入村字南原四百二十一番地ノ一

申立人　松本重五郎

左記表示の株券に付いて申立人から公示催告の申立があつたので当裁判所は公示催告を爲した処昭和二十二年五月六日午前九時迄に権利の届出で及び株券を提出する者がないので申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十二年五月六日　廣島地方裁判所

一廣島縣地方木材株式会社株券十株券三枚
株券番号　自ろ丙第三七〇号至ろ丙第三七二号
額面　金五百円
一株金額　金五十円
商号　廣島縣地方木材株式会社
発行年月日　昭和十九年十月一日
発行者　廣島縣地方木材株式会社社長田中好一
最終株主　松本重五郎
最終所持人　松本重五郎

廣島市白島西中町六十七番地ノ二

申立人　桑田あい

左記表示の株券に付いて申立人から公示催告の申立があつたので当裁判所は公示催告を爲した処昭和二十二年五月六日午前九時迄に権利の届出で及び株券を提出する者がないので申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十二年五月六日　廣島地方裁判所

一廣島瓦斯株式会社株券十株券一枚
株券番号　い乙第三七七一号
額面　金五百円
一株金額　金五十円
商号　廣島瓦斯株式会社
発行年月日　昭和十五年十月一日
発行者　廣島瓦斯電軌株式会社取締役社長山口晋一
最終株主　桑田あい
最終所持人　桑田あい

岡山市上伊福清心町二百六十番地

申立人　泉谷花子

右申立代理人　苗代峯一

左記表示の株券に付いて申立人から公示催告の申立があつたので当裁判所は公示催告を爲した処昭和二十二年五月六日午前九時迄に権利の届出で及び株券を提出する者がないので申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十二年五月六日　廣島地方裁判所

一東洋工業株式会社株券十株券五枚
株券番号　自わ第九五〇四号至わ第九五〇八号
額面　金五百円（全額拂込済）
一株金額　金五十円
商号　東洋工業株式会社
発行年月日　昭和十八年四月十日
発行者　東洋工業株式会社取締役社長松田重次郎
最終株主　泉谷花子
最終所持人　泉谷花子

松山市水柳井町三四番地

申立人　淺井周治

同所　同　淺井トミヨ

左記表示ノ株券ニ付前記申立人ノ申立ニ基キ当裁判所ハ公示催告ヲ爲シタル処其ノ期日タル昭和二十二年四月三十日午前九時迄ニ権利ヲ届出且株券ヲ提出スルモノナキヲ以テ左記表示ノ株券ノ無効ヲ宣言スル

昭和二十二年四月三十日　松山区裁判所

伊予鉄道株式会社株券五株券二枚一株ノ金額五十円全額拂込済
一額面　金二百五十円
一記号番号　い乙第一四四一号
一株券発行者　伊予鉄道株式会社
一同発行年月日　昭和十七年六月一日
一最終株主同所持人　淺井トミヨ

伊予鉄道株式会社株券一株券一枚一株ノ金額五十円全額拂込済
一記号番号　い甲第八一二六号
一株券発行者　伊予鉄道株式会社
一同発行年月日　昭和十七年六月一日
一最終株主同所持人　淺井周治

四國配電株式会社株券七枚一株ノ金額五十円全額拂込済
一額面　金三百五十円
一記号番号　い甲自第三一七〇九号い甲至第三一七一五号
一株券発行者　四國配電株式会社
一同発行年月日　昭和十七年八月一日
一最終株主同所持人　淺井周治

一株式会社伊予合同銀行株券旧株五株券一枚十株券四枚一株ノ金額五十円全額拂込済
一額面　金二千二百五十円
一記号番号　い乙第四一五号、い丙自第一二〇二号い丙至第一二〇五号
一株券発行者　株式会社伊予合同銀行
一同発行年月日　昭和十六年十一月一日
一最終株主同所持人　淺井周治

松山市唐人町二丁目二八

申立人　石井幸三郎

左記表示ノ社債券ニ付前記申立人ノ申立ニ基キ当裁判所ハ公示催告ヲ爲シタル処其ノ期日タル昭和二十二年四月三十日午前九時迄ニ権利ヲ届出且社債券ヲ提出スルモノナキヲ以テ左記表示ノ社債券ノ無効ヲ宣言ス

昭和二十二年四月三十日　松山区裁判所

政府保証四國配電株式会社第一回社債券四枚
一額面　金百円(四枚)
一記号番号　乙自第一五三二号乙至第一五三五号
一発行者　四國配電株式会社
一同発行年月日　昭和十八年五月二十日
一最終ノ所持人　石井幸三郎

長崎市城山町北一條四十七番地

申立人　千原英一郎

右申立人の申立に因り別紙表示の証書に付て公示催告を爲したところ昭和二十二年四月二十三日午前九時の期日迄に権利を届出で且其の株券の提出をした者がないので申立人の申立に基いて別紙証書の無効を宣言する。

昭和二十二年四月二十三日　長崎区裁判所　判事　吉本仲蔵

（別紙）　目録

一長崎電氣軌道株式会社　五十株券一枚、十株券十五枚
記号　五十株券ち第一一五号
十株券自ほ第一三四号至ほ第一三八号、自ほ第七九二号至ほ第七九五号、い第五四四号、い第七三八号、い第五四五号、自い第七〇四号至い第七〇六号
株券の額面額　金二千五百円也（五十株券）
同　五百円也（十株券）
一株の拂込金額　五十円
株券の発行者　長崎市出來大工町四十五番地長崎電氣軌道株式会社取締役脇山勘助
株券発行年月日　ち第一一五号大正九年九月一日、い第五四四号、い第五四五号、自い第七〇四号至い第七〇六号、い第七三八号大正三年十月四日、自ほ第一三四号至ほ第一三八号、自ほ第七九二号至ほ第七九五号大正七年六月十七日
株主名義人　千原永芳

佐世保市戸尾町八十七番地

合資会社川副商会

右代表社員　川副正己

右申立人の申立に因り別紙表示の証書に付て公示催告を爲したところ昭和二十二年四月二十三日午前九時の期日迄に権利を届出で且其の株券の提出をした者がないので申立人の申立に基いて別紙証書の無効を宣言する。

昭和二十二年四月二十三日　長崎区裁判所　判事　吉本仲蔵

（別紙）　目録

一長崎電氣軌道株式会社十株券二枚
記号　か第八九号、か第九〇号
株券の額面額　金五百円
一株の拂込金額　五十円
株券の発行者　長崎市出來大工町四十三番地長崎電氣軌道株式会社取締役脇山勘助
株券発行年月日　昭和十一年五月五日
株主名義人　合資会社川副商会代表社員川副正己

長崎縣諫早市永昌町九十七番地

山中方

申立人　林要一郎

右申立人の申立に因り別紙表示の証書に付て公示催告を爲したところ昭和二十二年四月二十三日午前九時の期日迄に権利を届出で且其の株券の提出をした者がないので申立人の申立に基いて別紙証書の無効を宣言する。

昭和二十二年四月二十三日　長崎区裁判所　判事　吉本仲蔵

（別紙）　目録

一長崎電氣軌道株式会社一株券八枚
記号　自を第三二号至を第三九号
株券の額面額　金五十円
一株の拂込金額　五十円
株券の発行者　長崎市出來大工町四十三番地長崎電氣軌道株式会社取締役脇山勘助
株券発行年月日　昭和十一年五月五日
株主名義人　林國太郎

諫早市長田町百五十三番地

申立人　木下米一

右代理人　島田勇

別紙目録記載ノ証書ニ付右申立人ヨリ公示催告ノ申立ヲ爲シタルニ依リ当裁判所ハ昭和二十一年十一月三日公示催告ヲ爲シタル処昭和二十二年四月二十

八日午前九時ノ公示催告期日迄ニ権利ノ届出及該証書ノ提出ナキヲ以テ右申立人ノ申立ニ依リ判決スルコト左ノ如シ

別紙目録記載証書ノ無効タルコトヲ宣言ス

昭和二十二年五月八日　長崎地方裁判所島原支部　判事　藤木信喜

目録　一島原鉄道株式会社株券一株券三枚、一額面　一株ニ付金五十円也、一株ニ付拂込　金二十円也、一記号番号　第一新株甲自第九二〇号至第九二三号、一発行者　島原鉄道株式会社取締役社長植木元太郎、一発行日　大正八年十二月十一日、一最終株主　木下米一

長崎縣北高來郡森山村二八〇八番地

申立人　早田堯三

右代理人　島田勇

別紙目録記載ノ証書ニ付右申立人ヨリ公示催告ノ申立ヲ爲シタルニ因リ当裁判所ハ昭和二十一年十一月三日公示催告ヲ爲シタル処昭和二十二年四月二十八日午前九時ノ公示催告期日迄ニ権利ノ届出及該証書ノ提出ナキヲ以テ右申立人ノ申立ニ依リ判決スルコト左ノ如シ

別紙目録記載証書ノ無効タルコトヲ宣言ス

昭和二十二年五月八日　長崎地方裁判所島原支部　判事　藤木信喜

目録　一島原鉄道株式会社株券一株券二枚、一額面　金一百円也、一一株ニ付拂込　金五十円也、一記番号　後甲第六二二号、後甲第六二三号、一発行者　島原鉄道株式会社取締役社長松尾貞明、一発行日　昭和十八年十一月十五日、一最終株主　早田堯三

川崎市等々力三〇〇〇番地

申立人　有馬茂

右代理人　島田勇

別紙目録記載ノ証書ニ付右申立人ヨリ公示催告ノ申立ヲ爲シタルニ因リ当裁判所ハ昭和二十一年十一月三日公示催告ヲ爲シタル処昭和二十二年四月二十八日午前九時ノ公示催告期日迄ニ権利ノ届出及該証書ノ提出ナキヲ以テ右申立人ノ申立ニ因リ判決スルコト左ノ如シ

別紙目録記載証書ノ無効タルコトヲ宣言ス

昭和二十二年五月八日　長崎地方裁判所島原支部　判事　藤木信喜

目録　一口之津鉄道株式会社株券一株券一枚、一額面　金五十円也、一一株ニ付拂込　金五十円也、一記号番号　第三三号、一発行者　口之津鉄道株式会社取締役社長植木元太郎、一発行日　大正十二年十二月八日、一最終株主　有馬茂

長崎市三ッ山町千四百十五番地

川原　吉松

右申立人の申立に因り別紙表示の証書に付て公示催告を爲したところ昭和二十二年四月二十三日午前九時の期日迄に権利を届出で且其の株券の提出をした者がないので申立人の申立に基いて別紙証書の無効を宣言する。

昭和二十二年四月二十三日　長崎区裁判所　判事　吉本仲蔵

（別紙）　目録

一長崎電氣軌道株式会社十株券二枚
記号　(り)第五三号(り)第八九五号
株券の額面額　金五百円
一株の拂込金額　五十円
株券の発行者　長崎市出來大工町四十三番地長崎電氣軌道株式会社取締役脇山勘助
株券発行年月日　大正九年九月一日
株主名義人　川原フク

長崎市城山町一丁目三百九十三番地

永田卯一郎

右申立人の申立に因り別紙表示の証書に付て公示催告を爲したところ昭和二十二年四月二十三日午前九時の期日迄に権利を届出で且其の株券の提出をした者がないので申立人の申立に基いて別紙証書の無効を宣言する。

昭和二十二年四月二十三日　長崎区裁判所　判事　吉本仲蔵

（別紙）　目録

一長崎電氣軌道株式会社一株券十二枚
記号番号　自を第一七一至を第一八二号
株券の額面額　金五十円
一株の拂込金額　五十円
株券の発行者　長崎市出來大工町四十三番地長崎電氣軌道株式会社取締役社長脇山勘助
株券発行年月日　昭和十一年五月五日
株主名義人　永田仁四郎

長崎市椛島町七十七番地

林　繁治

右申立人の申立に因り別紙表示の証書に付て公示催告を爲したところ昭和二十二年四月二十三日午前九時の期日迄に権利を届出で且その株券の提出をした者がないので申立人の申立に基いて別紙証書の無効を宣言する。

昭和二十二年四月二十三日　長崎区裁判所　判事　吉本仲蔵

（別紙）　目録

一長崎電氣軌道株式会社五株券一枚
記号　わ第一一〇号
株券の額面額　金二百五十円
一株の拂込金額　五十円
株券の発行者　長崎市出來大工町四十三番地長崎電氣軌道株式会社取締役脇山勘助
株券発行年月日　昭和十一年五月五日
株主名義人　林市太郎

長崎市下西山町十一番地

雨森二郎

右申立人の申立に因り別紙表示の証書に付て公示催告を爲したところ昭和二十二年四月二十三日午前九時の期日迄に権利を届出で且其の株券の提出をした者がないので申立人の申立に基いて別紙証書の無効を宣言する。

昭和二十二年四月二十三日　長崎区裁判所　判事　吉本仲蔵

（別紙）　目録

一長崎電氣軌道株式会社一株券二枚
記号を第二九三号を第二九四号
株券額面額　金五十円
一株の拂込金額　五十円
株券の発行者　長崎市出來大工町四十三番地長崎電氣軌道株式会社取締役脇山勘助
株券発行年月日　昭和十一年五月五日
株主名義人　雨森二郎

東京都足立区千住四丁目五十五番地田迎賢次方

申立人　高橋詮三郎

別紙目録表示の証書につき申立人の申立により公示催告をなしたるところ昭和二十二年四月十日午前十時の期日迄に権利を届出てかつ右証書を提出するものがないから申立人の申立に基き前記証書の無効であることを宣言する。

昭和二十二年四月十日　札幌区裁判所

（別紙）　目録

一、北海道配電株式会社発行株式一株券五枚
記号番号　自甲第一二一八三号至甲第一二一八七号
額面　金五十円也（全額拂込済）

二、同会社発行株式十株券十二枚
記号番号　自乙第八八四七号至乙第八八五八号
額面　金五百円也
一株ノ金額　金五十円也（全額拂込済）

三、同会社発行株式五十株券三枚
記号番号　自丙第二七六七号至丙第二七六九号
額面　金二千五百円也
一株ノ金額　金五十円也（全額拂込済）

以上各株式ノ発行日　昭和十七年七月一日
発行者　北海道配電株式会社社長原丈夫
最終株主名義人　高橋詮三郎
最後ノ所持人　高橋詮三郎

豊橋市牛川藥師町十六番地

申立人　山西撰

別紙目録表示の証書につき申立人の申立により公示催告をなしたるところ昭和二十二年四月十日午前十時の期日迄に権利を届出てかつ右証書を提出するものがないから申立人の申立に基き前記証書の無効であることを宣言する。

昭和二十二年四月十日　札幌区裁判所

（別紙）　目録

一東京瓦斯株式会社新株式五十株券一枚
額面　金二千五百円
拂込金額　一株ニ付金二十五円
記号番号　波丙七三九二
発行者　東京都麹町区丸ノ内一丁目六番地東京瓦斯株式会社取締役社長井坂孝
発行年月日　昭和八年四月二十日
株主名並最後の所持人　山西撰

天塩郡豊富村字西豊富

申立人　寺澤義豊

別紙目録表示の証券につき申立人の申立により公示催告をなしたるところ昭和二十二年四月十日午前十時の期日迄に権利を届出てかつ右証書を提出するものがないから申立人の申立に基き前記証書の無効であることを宣言する。

昭和二十二年四月十日　札幌区裁判所

（別紙）　証券ノ表示

北海道地方木材株式会社株券十株券一枚
一記号番号　普通株ロ甲〇二六〇号
一額面　金五百円也
一一株ノ金額　金五十円也（全額拂込）
一発行年月日　昭和十八年五月三十一日
一発行人　北海道地方木材株式会社
一株主名義人　寺澤義豊
一最終ノ所持人　同人

東京都北多摩郡昭和町中神一〇四四番地

申立人　河合大藏

別紙目録表示の証書につき申立人の申立により公示催告をなしたるところ昭和二十二年四月十日午前十時の期日迄に権利を届出でかつ右証書を提出するものがないから申立人の申立に基き前記証書の無効であることを宣言する。

昭和二十二年四月十日　札幌区裁判所

（別紙）　目録

一発行者　北海道配電株式会社
一証書ノ種類　株券
一記号番号　甲自第九二五九号至第九二六三号
一額面　金五十円一株券五枚
一一株ニ付拂込金額　金五十円
一記号番号　乙自第五三五二号至第五三五六号
一額面金　五百円十株券五枚
一一株ノ金額　金五十円
一一株ニ付拂込金額　金五十円
一最終ノ各名義人　河合大藏

茨城縣水戸市北三軒町二十六番地

申立人　福田勝

別紙目録表示の証券につき申立人の申立により公示催告をしたところ昭和二十二年四月十日午前十時の期日迄に権利を届出で、かつ右証書を提出する

ものがないから申立人の申立に基き前記証書の無効であることを宣言する。

昭和二十二年四月十日　札幌区裁判所

（別紙）　目録

一北海道配電株式会社株式一株券十八枚
一株券額面　金五十円也
一株ノ払込金額　金五十円全額払込済
株券ノ記号番号　甲自第一三五二一号至第一三五二九号、自第八七七八八号至第八七九六号
発行年月日　昭和十七年七月一日
発行者　北海道配電株式会社社長荻原丈夫
最終名義人　瀧田勝
一同上十株券十六枚
株券額面　金五十円
株券ノ記号番号　乙自第一〇二六五号至第一〇三七九号、第三二五六五号
一其他前記ニ同シ
一同上五十株券八枚
株券額面　金二千五百円也
株券記号番号　丙自第三一〇七号至第三一一四号
其他前記ニ同シ

東京都本所区厩橋三丁目二十一番地
申立人　五島政次郎
同所　同　五島清吉
右両名代理人
弁護士　富田政儀

別紙目録表示の証書につき申立人の申立により公示催告をなしたるところ昭和二十二年四月三十日午前十時の期日迄に権利を届出でかつ右証書を提出するものがないから申立人の申立に基き前記証書の無効であることを宣言する。

昭和二十二年四月三十日　札幌区裁判所

（別紙）　目録

一北海道配電株式会社
額面　金五十円也全額払込済
記号番号　甲自第五三〇八号至第五三一六号
発行年月日　昭和十七年七月一日
発行者　北海道配電株式会社社長荻原丈夫
株主名　五島もと
最終所持人　申立人

札幌市大通西四丁目
申立人　高木清三

別紙目録表示の証書につき申立人の申立により公示催告をなしたるところ昭和二十二年四月三十日午前十時の期日迄に権利を届出でかつ右証書を提出するものがないから申立人の申立に基き前記証書の無効であることを宣言する。

昭和二十二年四月三十日　札幌区裁判所

（別紙）　目録

一証書　第AL二九九六号小切手一枚
一金額　金七百五十円自由支払
一振出人　支出官札幌管区気象台長肥沼寛一
一支払人　日本銀行札幌市内代理店
一受取人　札幌市大通西四丁目高木清三
一振出年月日　昭和二十一年八月三十日
一最終所持人　札幌市大通西四丁目高木清三

新潟県新潟市蒲原六十九番地
申立人　加藤久作

右申立人ヨリ別紙表示ノ株券ニ付公示催告ノ申立ヲ為シタルニヨツテ当裁判所ハ昭和二十一年七月四日公示催告ヲ為シタルニ昭和二十二年五月八日午前十時ノ公示催告期日迄ニ権利ノ届出及右株券ノ提出ヲ為スモノ無キヲ以テ右株券ノ無効ヲ宣言ス

昭和二十二年五月八日　神戸区裁判所

（別紙）　目録

一、川崎重工業株式会社新株式十株券五枚
額面　金五百円也
一株金額　金五十円也
一株ノ払込　金二十五円也
記号番号　自い乙一八〇一五号至い乙一八〇一九号
名義人　加藤久作
発行者　川崎重工業株式会社
二、川崎重工業株式会社新株式十株券五枚
額面　金五百円也
一株金額　金五十円也
一株ノ払込　金二十五円也
記号番号　自い乙七七二一号至い乙七七二五号
名義人　加藤久作
発行者　川崎重工業株式会社
三、川崎重工業株式会社新株式五十株券二枚
額面　金二千五百円也
一株金額　五十円也
記号番号　い丙第一四五六六号、い丙第一八五六〇号
名義人　加藤久作
発行者　川崎重工業株式会社

豊橋市牧野町一四岡田文治郎方
申立人　舟橋頼久

右申立人ヨリ別紙表示ノ株券ニ付公示催告ノ申立ヲ為シタルニヨツテ当裁判所ハ昭和二十一年七月四日公示催告ヲ為シタルニ昭和二十二年五月八日午前十時ノ公示催告期日迄ニ権利ノ届出及右株券ノ提出ヲ為スモノ無キヲ以テ右株券ノ無効ヲ宣言ス

昭和二十二年五月八日　神戸区裁判所

（別紙）　目録

一証券ノ種類　日本毛織株式会社株券十株券一枚
一証券ノ番号　丙第〇二六六八号
一証券作成地　神戸市
一証券発行者　日本毛織株式会社
一証券面名義人　服部一三
一現在ノ名義人　舟橋頼久

高松市宮脇町姥池九百四十二番地
日下フサ方　申立人　石濱繁一

右申立人ヨリ別紙表示ノ株券ニ付公示催告ノ申立ヲ為シタルニヨツテ当裁判所ハ昭和二十一年七月四日公示催告ヲ為シタルニ昭和二十二年五月八日午前十時ノ公示催告期日迄ニ権利ノ届出及右株券ノ提出ヲ為スモノナキヲ以テ右株券ノ無効ヲ宣言ス

昭和二十二年五月八日　神戸地方裁判所

（別紙）　目録

尼崎製鉄株式会社株券十株券三枚、五十株券一枚
一記号番号　乙自四六三至四六五（十株券）、丙七七九（五十株券）
一額面　金五百円也　金二千五百円也
一一株ノ払込金額　金五十円　金五十円
一発行年月日　昭和十九年九月一日
一最終名義人　石濱繁一

岐阜県羽島郡笠松町司町九〇番地
申立人　水野亮一
右申立代理人　楠田仙次

別紙目録記載の株券に付いて最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたから当裁判所は昭和二十一年九月二十日公示催告を為したにも不拘昭和二十二年四月三十日午前十時公示催告期日迄に該権利の届出及び該株券の提出がないので右申立人の申立に因つて左の如く判決する。

別紙目録記載の株券の無効なることを宣言する。

昭和二十二年五月二十四日
名古屋簡易裁判所
判事　村本晃

（別紙）　目録

一株式会社名古屋銀行（現東海銀行ニ合併）株式六株但シ一株券六枚、一株ノ額面金五十円也全額払込済
記号番号　巳波自第九〇〇号至第九〇一号、辛波自第一九一二号至第一九一三号
一株式会社名古屋銀行（現東海銀行ニ合併）株式四株但シ一株券四枚、一株ノ額面　金五十円也一株ニ付払込金二十五円也、記号番号　波自第一八一〇号至第一八一三号
以上何レモ最終株主　水野亮一

愛知県知多郡河和村大字時志字西海道十九番地ノ二
申立人　長谷川とう

別紙目録記載の社債に付いて最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたから当区裁判所は昭和二十一年九月二十日公示催告を為したにも不拘昭和二十二年四月二十八日午前十時公示催告期日迄に該権利の届出及び該社債の提出がないので右申立人の申立に因つて左の如く判決する。

別紙目録記載の社債の無効なることを宣言する。

昭和二十二年五月二十四日
名古屋簡易裁判所

（別紙）　目録

一種類及銘柄　名古屋鉄道株式会社発行第三回社債
一登録記名及無記名ノ区別　無記名
一記号番号　は三八二号、は三八三号、は二〇九六号
一一株額面　金一千円
一数量　三枚但昭和二十一年五月利札各一枚付
一額面金額総計　金三千円
一所有者氏名　長谷川とう

名古屋市中区伊勢町一丁目十番地
丸八証券株式会社内
申立人　加藤嘉一

別紙目録記載の株券に付いて最終の所持人である申立人より公示催告の申立があつたから当裁判所は昭和二十一年八月二十日公示催告を為したにも不拘昭和二十二年三月二十八日午前十時迄ニ権利の届出及び該株券の提出がないので右申立人の申立に因つて左の如く判決する。

別紙目録記載の株券の無効なることを宣言する。

昭和二十二年五月二十四日
名古屋簡易裁判所

（別紙）　目録

一豊和工業株式会社株式十株券五枚、（旧商号豊和工業株式会社　昭和二十一年十月二十九日商号変更）
内　訳
株券番号　ハ乙自第七九五五号至第七九五九号十株券五枚
額面　金二千五百円（十株券額面五百円宛）
一株ニ付五十円宛払込済
株券発行者　豊和工業株式会社取締役社長野崎誠一
株券発行年月日　昭和十六年十月一日
最終株主名義人　加藤嘉一

名古屋市東区新出来町三丁目一二〇番地及川清方
申立人　及川清香

別紙目録記載の株券に付いて最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたから、当裁判所は昭和二十一年六月十八日公示催告を為したにも不拘昭和二十二年三月五日午前十時迄に該権利の届出及び該株券の提出がないので右申立人の申立に依つて左の如く判決する。

別紙目録記載の株券の無効なることを宣言する。

昭和二十二年五月二十四日
名古屋簡易裁判所

（別紙）　目録

株式会社東海銀行第二新株式十株券一枚
但し
一株券額面　金五十円
一払込ノ金額　金二百五十円
一株券ノ番号　丙ろ第五六五八号
一発行年月日　昭和十六年十二月一日

一発行者　株式会社東海銀行取締役会長渡辺義郎取締役頭取井倉和雄
一最終株主　及川栄次郎

京都市中京区壬生御所ノ内町三十二番地
申立人　岡源三郎

別紙目録記載の株券に付いて最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたから、当裁判所は昭和二十一年八月二十日公示催告を為したにも不拘昭和二十二年三月二十一日午前十時公示催告期日迄に該権利の届出及び該株券の提出がないので右申立人の申立に因つて左の如く判決する。

別紙目録記載の株券の無効なることを宣言する。

昭和二十二年五月二十四日
名古屋簡易裁判所

（別紙）　目録

一株券　大隈興業株式会社株式十株券十枚
一額面　金五百円
一払込額　金五百円
一記号及番号　ぬ第一二二一号、ぬ第一二二二号
一株券発行年月日　昭和十二年十月一日
一最初ノ株式名義人　瀧野孫二
一記号及番号　ぬ自第一三四七号至第一三五一号
一株券発行年月日　昭和十三年五月一日
一最初ノ株式名義人　株式会社愛知銀行取締役頭取渡辺義郎
一記号及番号　ぬ第六九〇二号
一株券発行年月日　昭和十三年五月一日
一最初ノ株式名義人　中島秀雄
一記号及番号　ぬ第五九八六号、ぬ第五九八七号
一株券発行年月日　昭和十三年五月一日
一最初ノ株式名義人　瀧野徳太郎
一株券発行者　名古屋市北区辻町字日比二十七番地株式会社大隈鉄工所取締役社長大隈栄一
一最終ノ株式名義人　岡源三郎

岐阜県本巣郡席田村字加茂四百三番地
申立人　水野勉

別紙目録記載の株券に付いて最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたから、当裁判所は昭和二十一年六月十八日公示催告を為したにも不拘昭和二十二年三月五日午前十時公示催告期日迄に該権利の届出及び該株券の提出がないので右申立人の申立に因つて左の如く判決する。

別紙目録記載の株券の無効なることを宣言する。

昭和二十二年五月二十四日
名古屋簡易裁判所

（別紙）　目録

一証書　中部配電株式会社株券計三枚
一記号及番号　い乙自第一二七七一〇号同至第一二七七一二号
一株券種類及枚数　十株券三枚
一額面金額　金五百円也
一払込金額　金五百円也
一発行者　名古屋市中区南大津通り二丁目五番地中部配電株式会社
一最終ノ株式名義人　水野勉
一証書　大同製鋼株式会社株券計五枚
一記号及番号　か乙自三〇〇〇三号か乙至三〇〇〇七号
一株券種類及枚数　十株券五枚
一額面金額　金五百円也
一払込金額　金一百二十五円也
一発行者　名古屋市南区星崎町字繰出六十六番地大同製鋼株式会社
一最終所持人　水野勉

香川県大川郡富田村大字富田中百六十番地
申立人　六車数栄

別紙目録記載の株券に付いて最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたから、当裁判所は昭和二十一年八月二十日公示催告を為したにも不拘昭和二十二年三月十九日午前十時公示催告期日迄に該権利の届出及び該株券の提出がないので右申立人の申立に因つて左の如く判決する。

別紙目録記載の株券の無効なることを宣言する。

昭和二十二年五月二十四日
名古屋簡易裁判所

（別紙）　目録

一特殊軽合金株式会社株式
一種類及枚数　十株券二枚
一記号番号　戊ぬ第一二五八号、同第一二五九号
一株券額面　金五百円
一一株ノ払込金　金五十円
一株券発行者　名古屋市中区西松枝町一番地特殊軽合金株式会社取締役社長久留島政治
一発行年月日　昭和十五年五月二十日
一最終名義人　六車数栄

昭和二十一年（ヘ）第一一二四号
名古屋市南区観音町八丁目七十八番地
申立人　水野岡市
右代理人弁護士　近藤民雄

別紙目録表示ノ株券ニ付申立人ノ申立ニヨリ公示催告ヲ為シタル処昭和二十二年四月十七日午前十時迄ニ権利ヲ届出テ且右株券ヲ提出スルモノナキヲ以テ申立人ノ申立ニ基キ前記株券ノ無効ヲ宣言ス

昭和二十二年四月十七日
東京区裁判所
第七民事掛
判事　武藤英一

（別紙）　株券目録

一東海電極製造株式会社発行株券新株券十株券一枚
記号番号　と乙第五四八一号
一額面金額　金五百円也
一株金額　金五十円也但金六十七円五十銭払込
株券発行年月日　昭和十九年七月十五日
最終株主名義人　水野岡市
発行者　東京都麹町区丸ノ内一丁目六番地一東海電極製造株式会社取締役社長窪川恒一郎

昭和二十一年（ヘ）第一六九三号
山口県防府市三田尻東仁井令坪郷勉方
申立人　宮村七郎
右申立代理人　高柳賢遥

別紙目録表示ノ株券ニ付申立人ノ申立ニヨリ公示催告ヲ為シタル処昭和二十二年四月二十六日午前十時ノ期日迄ニ権利ヲ届出テ且右株券ヲ提出スルモノナキヲ以テ申立人ノ申立ニ基キ前記株券ノ無効ヲ宣言ス

昭和二十二年四月二十六日
東京区裁判所
第七民事掛
判事　武藤英一

（別紙）　株券目録

一日本ニツケル株式会社株式（一株ニ付金五十円也全額払込済）一百株
株券内訳

種類	枚数	額面金額	記号	番号
五十株券	一枚	金二千五百円	丙路	第二四七三号
十株券	五枚	金五百円	丙波	第四四号 第四三〇六号 第四五七六号 第六九三二号 第六九三三号

一発行年月日　昭和十五年九月二十五日
一最終株主住所氏名　山口県防府市三田尻東仁井令坪郷勉方宮村七郎
一株券発行者　日本ニツケル株式会社取締役社長芝辻正晴

昭和二十一年（ヘ）第一五〇七号
東京都葛飾区高砂町八百八十四番地
申立人　白鳥傳蔵

別紙目録表示ノ株券ニ付申立人ノ申立ニヨリ公示催告ヲ為シタル処昭和二十二年五月一日午前十時ノ期日迄ニ権利ヲ届出テ且右株券ヲ提出スルモノナキヲ以テ申立人ノ申立ニ基キ前記株券ノ無効ヲ宣言ス

昭和二十二年五月二日
東京区裁判所第二民事掛

（別紙）　目録

一京成電気軌道株式会社十株券二枚
但額面一枚ニ付金五百円也全額払込済
記号番号　第三新乙第二〇三五号、第三二九〇号
最終株主名義人　白鳥傳蔵

昭和二十一年（ヘ）第一五〇三号
鹿児島県川辺郡川辺町大字高水三千三百六十九番地
申立人　茅野太次郎

別紙目録表示ノ株券ニ付申立人ノ申立ニヨリ公示催告ヲ為シタル処昭和二十二年五月一日午前十時ノ期日迄ニ権利ヲ届出テ且右株券ヲ提出スルモノナキヲ以テ申立人ノ申立ニ基キ前記株券ノ無効ヲ宣言ス

昭和二十二年五月二日
東京区裁判所第二民事掛

（別紙）　目録

一日本樟脳製造株式会社株式四十五株五枚
此株券総額面　金二千二百五十円也
但一株ノ金額金五十円也（全額払込済）
内　訳
十株券（五百円券）ゐ丁自第一九二八号至第一九三二号四枚
五株券（二百五十円券）ゐ戊第二六七号一枚
発行年月日　昭和十八年七月二十日
最終株主　茅野太次郎

神奈川県三浦郡葉山町堀内三百二十九番地
申立人　小峰興助

左記目録記載ノ証書ニ付申立人ノ申立ニヨリ公示催告ヲ為シタル処昭和二十二年二月二十日午前十時ノ期日迄ニ権利ノ届出ヲ為サス且其ノ証書ヲ提出スル者ナキヲ以テ申立人ノ申立ニ基キ前記証書ノ無効ヲ宣言ス

昭和二十二年二月二十日
横須賀区裁判所

目録

一種類　封鎖小切手一枚
一金額　金一千二百二十五円八十五銭也
一記号番号　QA〇七六四七号
一発行者名　神奈川県地方世話部（日本銀行横浜代理店確認）
一発行日　昭和二十一年四月一日
一受取人　小峰興助

東京都京橋区月島西仲通九丁目一〇番地松本脩二方
申立人　澁谷晋羽
右代理人　澁谷今助

別紙目録表示ノ株券ニ付申立人ノ申立ニヨリ公示催告ヲ為シタル処昭和二十二年五月十四日午前九時ノ期日迄ニ権利ヲ届出テ且右株券ヲ提出スルモノナキヲ以テ申立人ノ申立ニ基キ前記株券ノ無効ヲ宣言ス

昭和二十二年五月十四日
千葉簡易裁判所

（別紙）　株券ノ表示

一株式会社千葉銀行第七新株式十株券一枚
記号番号　丙セ第二一九〇七号、額面金五百円、払込金額金百二十五円
一株式会社千葉銀行第七新株式一株券二枚
記号番号　戊セ第二一一号及同第二一八二号、額面金五十円
払込金額　一株ニ付金十二円五十銭
発行日　昭和十八年三月三十一日
最終株主名義人　澁谷晋羽

東京都京橋区月島西仲通九丁目一〇番地松本脩二方
申立人　澁谷今助

別紙目録表示ノ株券ニ付申立人ノ申立ニヨリ公示催告ヲ為シタル処昭和二十二年五月十四日午前九時ノ期日迄ニ権利ヲ届出テ且右株券ヲ提出スルモノナキヲ以テ申立人ノ申立ニ基キ前記株券ノ無効ヲ宣言ス

第6172号 物価号外

昭和二十二年五月十四日
千葉簡易裁判所

（別紙）株券ノ表示
一 株式会社千葉銀行第五新株式五十株券一枚
記号番号 乙ろ第六三号、額面二千五百円、払込金額 金千二百五十円
発行日 昭和十八年三月三十一日
最終株主名義人 澁谷今助
一 前同会社第五新株式十株券二枚
記号番号 丙ろ第五六五号及同五六六号 額面 五百円
払込金額 一株ニ付金二百五十円
発行日 昭和十八年三月三十一日
最終株主名義人 澁谷今助
一 前同会社第五新株式五株券一枚
記号番号 丁ろ第二四五号 額面 金二百五十円
払込金額 五十円
発行日 昭和十八年三月三十一日
最終株主名義人 澁谷今助
一 前同会社第五新株式一株券三枚
記号番号 戊ろ第六七三号至同六七五号
額面 金五十円 払込金額 一株ニ付金二十五円
発行日 昭和十八年三月三十一日
最終株主名義人 澁谷今助

千葉縣幕張町馬加八百十番地
申立人 日比野専一
右代理人弁護士 本間誠治

末尾表示の株券について前記申立代理人より公示催告の申立をなした処昭和二十二年二月十九日午前十時の公示催告期日迄に権利を届出で且株券を提出する者がないから申立代理人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十二年四月七日
高崎区裁判所
判事 波多野行蔵

目録
一 株券の種類 記名株券十株券三枚
一 株券の記号番号 い乙第四九六号乃至い乙第四九八号
一 額面金額 金一千五百円也
一 払込金額 全額払込済
一 株券発行者 椎名窯業株式会社取締役社長根岸芳男
一 発行年月日 昭和十九年九月二日
一 株主住所氏名 千葉縣幕張町馬加八百十番地日比野専一
一 最終株主住所氏名 右に同じ

群馬縣群馬郡金古町大字金古四百十四番地
申立人 羽鳥長治郎
右代理人弁護士 本間誠治

末尾表示の株券について前記申立代理人より公示催告の申立をなしたところ昭和二十二年二月十九日午前十時の公示催告期日迄に権利を届出で且株券を提出する者がないから申立代理人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十二年四月七日
高崎区裁判所
判事 波多野行蔵

目録
一 株券の種類 記名株券十株券一枚
一 株券の記号番号 甲第二九八号
一 額面金額 金二百円也
一 払込金額 全額払込済
一 株券発行者 高崎製氷冷蔵株式会社取締役社長臼田柳吉
一 発行年月日 昭和二年三月一日
一 最初株主住所氏名 群馬縣群馬郡金古町大字金古四百十四番地羽鳥儀右エ門
一 最終株主住所氏名 群馬縣群馬郡金古町大字金古四百十四番地羽鳥長治郎

高崎市鞘町二十一番地
申立人 吉村米吉
右代理人弁護士 本間誠治

末尾表示の株券について前記申立代理人より公示催告の申立をなしたところ昭和二十二年二月十九日午前十時の公示催告期日迄に権利を届出で且つ株券を提出する者がないから申立代理人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十二年四月七日
高崎区裁判所
判事 波多野行蔵

目録
一 株券の種類 記名株券五株券一枚
一 株券の記号番号 乙第三号
一 額面金額 金一百円也
一 払込金額 全額払込済
一 株券発行者 高崎製氷冷蔵株式会社取締役社長臼田柳吉
一 発行年月日 昭和二年三月一日
一 株主住所氏名 高崎市鞘町二十一番地吉村米吉
一 最終名義人 右同人

群馬縣群馬郡澁川町千八百三十一番地
申立人 土屋健助
右代理人弁護士 本間誠治

末尾表示の株券について前記申立代理人より公示催告の申立をなした処昭和二十二年二月十九日午前十時の公示催告期日迄に権利を届出で且つ株券を提出する者がないから申立代理人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十二年四月七日
高崎区裁判所
判事 波多野行蔵

目録
一 株券の種類 記名株券十株券二枚
一 株券の記号番号 甲第一一八号、甲第一一九号
一 額面金額 金四百円也
一 払込金額 全額払込済
一 株券発行者 高崎製氷冷蔵株式会社取締役社長臼田柳吉
一 発行年月日 昭和二年三月一日
一 最初株主住所氏名 群馬縣群馬郡澁川町千八百三十一番地土屋健助
一 最終名義人 右同人

長野市大字鶴賀田町二千百十番地
申立人 土井金作

別紙表示の株券に対して前記申立人から公示催告の申立を為したところ昭和二十一年十一月三十日午前十時の公示催告期日迄に権利を届出て右株券を提出する者がないから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十二年一月二十七日
長野区裁判所
判事 山家 卓

（別紙）
一 長野電鉄株式会社株式十株券一枚
株券番号 丙第三七五八号
額面 五百円 払込金額 四百五十円
株式の名義人 長野市大字鶴賀田町土井金作
株券発行者 長野市権堂町二千三百一番地長野電鉄株式会社

京都市上京区衣棚通椹木町上ル門跡町二百八十七
申立人 竹村源之助
代理人弁護士 入江俊二

別紙表示の証券に付申立人の申立によって公示催告をしたところ昭和二十二年五月十四日午前九時迄に権利の届出をし且其の証券を提出するものがないので当裁判所は申立に基いて前記証券の無効を宣言する。

昭和二十二年五月十四日
京都区裁判所

（別紙）物件目録
株式会社島津製作所旧株式五十株券一枚
一 株券額面 金二千五百円也
一 一株ノ払込金額 五十円也
一 記号番号 丑は五五五号
一 最終株主 竹村源之助

天田郡下六人部村
申立人 下六人部村
右代表者 松本庄吉

別紙記載の株券に付申立人の申立に依り公示催告を為したる処昭和二十二年五月二日午前九時の期日迄に権利を届出で且其の株券を提出する者なきを以て申立人の申立に基き前記株券の無効を宣言する。

昭和二十二年五月二日
福知山区裁判所
判事 永井米蔵

（別紙）目録
株式会社日本勧業銀行株券
額面 金一万五千円也合計十八枚
内訳
一 額面 二千五百円十株券五枚
一 一株ノ金額 五十円全額払込済
一 株券記号番号 甲波一六二五七、一六二五八、乙波自一六五五二至一六五五四三枚
一 株券発行者 株式会社日本勧業銀行
一 株式名義人 岡田典重
一 額面 金五千円十株券十枚
一 一株ノ金額 五十円全額払込済
一 株券記号番号 丁波自一四六六至一四七〇五枚、中波自一六九五九至一六九六三
一 株券発行者 株式会社日本勧業銀行
一 株券名義人 高橋優
一 額面 金七千五百円五十株券三枚
一 一株ノ金額 五十円全額払込済
一 株券記号番号 甲よ一九四九、一六八一、甲小九六九
一 株券発行者 株式会社日本勧業銀行
一 株式名義人 安井維人

福岡縣遠賀郡岡垣村東海老津東町
隣組 申立人 廣渡助次郎
右申立人代理人弁護士 河野 完

右申立人ヨリ別紙表示ノ株券ニ付公示催告ノ申立ヲ為シタルニヨッテ当裁判所ハ昭和二十一年十二月四日公示催告ヲ為シタル昭和二十二年三月十三日

午前十時ノ公示催告期日迄ニ権利ノ届出及右株券ノ提出ヲ為スモノ無キヲ以テ右株券ノ無効ヲ宣言ス

昭和二十二年五月八日
神戸区裁判所

（別紙）株券ノ目録
一 川崎重工業株式会社株券
い内第〇〇三一〇四二号（五十株）一枚
い内第〇〇三一〇四三号（五十株）一枚
株主 催告人
発行会社名 川崎重工業株式会社
資本総額 金六億円也
一株ノ金額 金五十円也

東京都港区芝高輪南町五十二番地
申立人 冨田興業株式会社
右代表取締役 冨田正幸

右申立人ヨリ別紙表示ノ株券ニ付公示催告ノ申立ヲ為シタルニヨッテ当裁判所ハ昭和二十一年七月四日公示催告ヲ為シタル昭和二十二年五月八日午前十時ノ公示催告期日迄ニ権利ノ届出及右株券ノ提出ヲ為スモノナキヲ以テ右株券ノ無効ヲ宣言ス

昭和二十二年五月八日
神戸地方裁判所

（別紙）目録
一 川崎重工業株式会社株式五十株券四枚
一 額面 金二千五百円也
一 一株ニ付金五十円也払込済
記号番号 新内第〇一二六九号、第〇一六七六号、〃第〇一四六五〇〃号、内第〇五五二七号
最終株主名義人 冨田興業株式会社

神戸市長田区腕塚町七丁目九七
内藤方前田武雄家督相続人
申立人 前田治孝
右代理人親権者 前田愛子

右申立人ヨリ別紙表示ノ株券ニ付公示催告ノ申立ヲ為シタルニヨッテ当裁判所ハ昭和二十一年七月四日公示催告ヲ為シタル昭和二十二年五月八日午前十時ノ公示催告期日迄ニ権利ノ届出及右株券ノ提出ヲ為スモノナキヲ以テ株券ノ無効ヲ宣言ス

昭和二十二年五月九日
神戸地方裁判所

（別紙）目録
一 川崎重工業株式会社新株式五十株券一枚
一 記号及番号 い内第一〇〇〇九二一号
一 一株ノ金額 金五十円也但二十五円也払込済
株式名義人 前田武雄
株券発行者 川崎重工業株式会社